

R 1 營繕 旧果樹研究所 勝・沼江 本館等機能強化工事建築

< 図 面 目 録 >

図面番号	図 面 名	縮 尺	
		A2(原寸)	A3
A-01	特記仕様書 1	NON	NON
A-02	特記仕様書 2	NON	NON
A-03	特記仕様書 3	NON	NON
A-04	特記仕様書 4	NON	NON
A-05	特記仕様書 5	NON	NON
A-06	仕上表 1	NON	NON
A-07	仕上表 2	NON	NON
A-08	仕上表 3	NON	NON
A-09	配置図, 付近見取り図	1/500	1/704
A-10	支障物件確認図	1/200	1/282
A-11	1階平面図	1/150	1/211
A-12	2階平面図	1/150	1/211
A-13	屋根伏図	1/150	1/211
A-14	改修後立面図	1/150	1/211
A-15	面積表	1/200	1/282
A-16	1階天井伏図	1/150	1/211
A-17	2階天井伏図	1/150	1/211
A-18	建具表 1	1/100	1/141
A-19	建具表 2	1/100	1/141
A-20	断面詳細図	1/30	1/42

図面番号	図 面 名	縮 尺	
		A2(原寸)	A3
A-21	雑断面詳細図	1/10, 1/20, 1/30	1/14, 1/28, 1/42
A-22	玄関平面詳細図	1/50	1/70
A-23	現況・撤去 1階平面詳細図 1	1/50	1/70
A-24	現況・撤去 1階平面詳細図 2	1/50	1/70
A-25	現況・撤去 2階平面詳細図 1	1/50	1/70
A-26	現況・撤去 2階平面詳細図 2	1/50	1/70
A-27	改修後 1階平面詳細図 1	1/50	1/70
A-28	改修後 1階平面詳細図 2	1/50	1/70
A-29	改修後 2階平面詳細図 1	1/50	1/70
A-30	改修後 2階平面詳細図 2	1/50	1/70
A-31	現況・撤去展開図_玄関ホール	1/50	1/70
A-32	現況・撤去展開図 1	1/50	1/70
A-33	現況・撤去展開図 2	1/50	1/70
A-34	現況・撤去展開図 3	1/50	1/70
A-35	現況・撤去展開図 4	1/50	1/70
A-36	現況・撤去展開図 5	1/50	1/70
A-37	現況・撤去展開図 6	1/50	1/70
A-38	現況・撤去展開図 7	1/50	1/70
A-39	現況・撤去展開図 8	1/50	1/70
A-40	現況・撤去展開図 9	1/50	1/70

図面番号	図 面 名	縮 尺	
		A2(原寸)	A3
A-41	現況・撤去展開図10	1/50	1/70
A-42	現況・撤去展開図11	1/50	1/70
A-43	改修後展開図_玄関ホール	1/50	1/70
A-44	改修後展開図1	1/50	1/70
A-45	改修後展開図2	1/50	1/70
A-46	改修後展開図3	1/20, 1/50	1/28, 1/70
A-47	改修後展開図4	1/50	1/70
A-48	改修後展開図5	1/20, 1/50	1/28, 1/70
A-49	改修後展開図6	1/20, 1/50	1/28, 1/70
A-50	改修後展開図7	1/20, 1/50	1/28, 1/70
A-51	改修後展開図8	1/50	1/70
A-52	改修後展開図9	1/50	1/70
A-53	改修後展開図10	1/50	1/70
A-54	外構図	1/50, 1/200	1/70, 1/282
A-55	管理資材棟 配置図, 立面図	1/100	1/141
A-56	管理資材棟 2階平面図, 詳細図	1/10, 1/50	1/14, 1/70
A-57	管理資材棟 現況・撤去便所図	1/50	1/28
A-58	管理資材棟 改修後便所図	1/50, 1/100	1/70, 1/141

課 長	副 課 長	課長補佐	係 長	係 長	課 員	担 当

項目	特記事項	項目	特記事項	項目	特記事項																																																																	
7. 化学物質を発散する建築材料等	<p>◎製材等(製材, 集成材, 合板, 単板積層材), フローリング, 再生木質ボード(パーティクルボード, 繊維板, 木質系セメント板)については, 合法性に係る確認(「産地認証」及び「品質認証」を含む。)が行われたものを使用する。ただし, 機能上, 需給上など正当な理由により確保が困難であり, 使用できない場合には監督員と協議するものとし, 監督員の承諾を得るものとする。</p> <p>また, それらの木質又は紙の原料となる原木についての合法性に係る確認は, 林野庁作成の「木材・木材製品の合法性, 持続可能性の証明のためのガイドライン(平成18年2月15日)」に準拠して行うものとし, 監督員に合法証明書提出するものとする。ただし, 平成18年4月1日より前に伐採業者が加工・流通業者等と契約を締結している原木に係る合法性の確認については, 平成18年4月1日の時点で原料・製品等を保管している者が証明書に平成18年4月1日より前に契約を締結していることを記載した場合には, 上記ガイドラインに定める合法的な木材であることの証明は不要とする。</p> <p>◎改標仕に記載されていない特別な材料の仕様・工法は, 監督員の承諾を受けて, 当該製品の仕様及び指定工法による。</p> <p>◎県内産資材の使用</p> <p>(1) 受注者は, 木材以外の建設資材を使用する工事を施工する場合, 原則として県内産資材を使用しなければならない。ただし, 特段の理由がある場合はこの限りでない。なお, WTO対象工事については, 県内産資材を優先して使用するよう努めるものとする。</p> <p>(2) 受注者は, 請負金額が500万円以上の工事について, 県内産資材以外の資材を使用する場合は, 県内産資材を使用できない理由を記載した書面及び確認資料を事前に監督員に提出し, 承諾を得なければならない。</p> <p>(3) 受注者は, 工事完了後, 請負金額が500万円以上の工事において, 「建設資材使用実績報告書」を監督員に提出しなければならない。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>県内産資材(次のいずれかに該当するもの)</p> <p>① 材料の主な部分を県内産出の原材料を使用している製品</p> <p>② 徳島県内の工場で加工, 製造された製品</p> <p>注1 部材, 部品が県外製品であっても, 県内の工場で加工, 製造した製品(二次製品)であれば県内産資材として取り扱う。</p> <p>注2 県内企業が県外に立地した工場(自社工場)で加工, 製造した製品も県内産資材として取り扱う。</p> <p>注3 公共建築工事標準仕様書その関連する示方書等の基準を満たす資材, 製品であること。</p> </div> <p>◎県内産再生砕石の原則使用</p> <p>受注者は, 再生砕石を使用する場合, 県内の再資源化施設(廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第15条第1項に基づく許可を有する施設(同法第15条の2の5第1項に基づく変更の許可において同じ。))で製造された再生砕石を原則として使用しなければならない。</p> <p>◎受注者は, 徳島県内に主たる営業所を有する者から調達した建材等(県内企業調達建材等)を優先して使用するよう努めなければならない。なお, 県内企業調達建材等以外を使用する場合は, 県内企業調達建材等を使用しない理由を記載した理由書を監督員に提出しなければならない。</p>	<p>◎印 … 適用作業</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>工事種目</th> <th>技能検定職種</th> <th>技能検定作業</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>仮設</td> <td>とび</td> <td>・ とび作業</td> </tr> <tr> <td>鉄筋</td> <td>鉄筋施工</td> <td>・ 鉄筋組立て作業</td> </tr> <tr> <td>コンクリート</td> <td>コンクリート圧送施工</td> <td>・ コンクリート圧送工事作業</td> </tr> <tr> <td>型枠</td> <td>型枠施工</td> <td>・ 型枠工事作業</td> </tr> <tr> <td>鉄骨</td> <td>鉄工</td> <td>・ 構造物鉄工作業</td> </tr> <tr> <td>防水</td> <td>防水施工</td> <td>・ アスファルト防水工事作業 ・ ウレタンゴム系塗膜防水工事作業 ・ アクリルゴム系塗膜防水工事作業 ・ 合成ゴムシート防水工事作業 ・ 塩化ビニルシート防水工事作業 ・ セメント系防水工事作業 ・ シーリング防水工事作業 ・ 改質アスファルトシート工法防水工事作業 ・ FRP防水工事作業</td> </tr> <tr> <td>タイル</td> <td>タイル張り</td> <td>・ タイル張り作業</td> </tr> <tr> <td>木</td> <td>建築大工</td> <td>◎ 大工工事作業</td> </tr> <tr> <td>屋根及びとい</td> <td>建築板金</td> <td>・ 内外装板金作業</td> </tr> <tr> <td>金属</td> <td>建築板金</td> <td>・ 内外装板金作業</td> </tr> <tr> <td>左官</td> <td>左官</td> <td>・ 左官作業</td> </tr> <tr> <td>建具</td> <td>建具製作</td> <td>・ 木製建具手加工作業 ・ 木製建具機械加工作業 ・ アルミ製室内建具製作作業</td> </tr> <tr> <td></td> <td>サッシ施工</td> <td>・ ビル用サッシ施工作業</td> </tr> <tr> <td></td> <td>ガラス施工</td> <td>・ ガラス工事作業</td> </tr> <tr> <td>塗装</td> <td>塗装</td> <td>・ 建築塗装作業</td> </tr> <tr> <td>内装</td> <td>内装仕上げ施工</td> <td>・ プラスチック系床仕上げ工事作業 ・ カーペット系床仕上げ工事作業 ・ 鋼製下地工事作業 ・ ボード仕上げ工事作業</td> </tr> <tr> <td></td> <td>表装</td> <td>・ 表具作業 ・ 壁装作業</td> </tr> <tr> <td>配管</td> <td>配管</td> <td>・ 建築配管作業</td> </tr> <tr> <td>植栽</td> <td>造園</td> <td>・ 造園工事作業</td> </tr> <tr> <td>機械設備</td> <td>冷凍空調機器施工</td> <td>・ 冷凍空調機器施工作業</td> </tr> </tbody> </table>	工事種目	技能検定職種	技能検定作業	仮設	とび	・ とび作業	鉄筋	鉄筋施工	・ 鉄筋組立て作業	コンクリート	コンクリート圧送施工	・ コンクリート圧送工事作業	型枠	型枠施工	・ 型枠工事作業	鉄骨	鉄工	・ 構造物鉄工作業	防水	防水施工	・ アスファルト防水工事作業 ・ ウレタンゴム系塗膜防水工事作業 ・ アクリルゴム系塗膜防水工事作業 ・ 合成ゴムシート防水工事作業 ・ 塩化ビニルシート防水工事作業 ・ セメント系防水工事作業 ・ シーリング防水工事作業 ・ 改質アスファルトシート工法防水工事作業 ・ FRP防水工事作業	タイル	タイル張り	・ タイル張り作業	木	建築大工	◎ 大工工事作業	屋根及びとい	建築板金	・ 内外装板金作業	金属	建築板金	・ 内外装板金作業	左官	左官	・ 左官作業	建具	建具製作	・ 木製建具手加工作業 ・ 木製建具機械加工作業 ・ アルミ製室内建具製作作業		サッシ施工	・ ビル用サッシ施工作業		ガラス施工	・ ガラス工事作業	塗装	塗装	・ 建築塗装作業	内装	内装仕上げ施工	・ プラスチック系床仕上げ工事作業 ・ カーペット系床仕上げ工事作業 ・ 鋼製下地工事作業 ・ ボード仕上げ工事作業		表装	・ 表具作業 ・ 壁装作業	配管	配管	・ 建築配管作業	植栽	造園	・ 造園工事作業	機械設備	冷凍空調機器施工	・ 冷凍空調機器施工作業	<p>◎工事完成撮影は, 専門家に(よる・よらない)ものとする。</p> <p>◎受注者は, 建築工事を施工する場合, 原則として「徳島県電子納品運用ガイドライン【建築工事編】」に基づいて調査, 設計, 工事などの各業務段階の最終成果を電子成果品として納品(以下「電子納品」という。)すること。</p> <p>◎対象物 工事目的物及び検査済材料(支給材料を含む)について付保すること。</p> <p>◎付保除外工事 次に掲げる単独工事については, 付保を除外できる。 (1) 杭及び基礎工事 (2) コンクリート躯体工事 (3) 屋外付帯工事 (4) その他実状を判断の上, 必要がないと認めた場合(外壁補修工事等)</p> <p>◎付保する時期及び金額 鉄筋コンクリート造の場合は躯体工事完了時に, 木造及び鉄骨造の場合は基礎工事完了時に, 請負金額相当額を付保する。 また, 模様替え工事等については, 工事着手時に請負金額相当額を付保する。</p> <p>◎保険終期 工事完成期日に14日を加えた期日とする。 なお, 工期延伸の場合には, 保険の期間も延長すること。</p> <p>◎その他 (1) 建設工事保険に付保した場合は, 火災保険に付保したものとみなす。 (2) 付保する時期以降に出来高払いを行う場合は, 受注者は保険契約の証券の写しを出来高払いの書類に添付すること。</p> <p>◎建物の用途により以下の物質の室内濃度を測定すること。 学校:ホルムアルデヒド・トルエン・キシレン・パラジクロロベンゼン・スチレン・エチルベンゼン 学校以外:ホルムアルデヒド・トルエン・キシレン・スチレン・エチルベンゼン 採取器具は受注者にて用意すること。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>測定対象室</th> <th>測定箇所数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>サライオファス①, 食品加工室, 調理室, 宿泊室2</td> <td>各室1か所</td> </tr> </tbody> </table> <p>測定は, 測定対象室の工事施工前及び工事施工後に行うこと。 測定は, 次のいずれかにより行う。 ・住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づく評価方法基準(平成13年 国土交通省告示第1347号)第56-3(3)「ロ 測定の方法」において定められた方法 ・パッシブ型採取機器を用いる方法 パッシブ型採取機器を用いる場合は, 次の要領により行う。 (1) 30分間換気 測定対象室のすべての窓及び扉(造り付け家具, 押入等の収納部分の扉を含む)を開放し, 30分間換気する。 (2) 5時間閉鎖 (1)の後, 測定対象室の全ての窓及び扉を5時間閉鎖する。ただし, 造り付け家具, 押入等の収納部分は開放したままとする。 (3) 測定 イ (2)の状態のまま測定する。 ロ 測定時間は, 原則として24時間とする。ただし, 工程等の都合により24時間測定が行えない場合は, 8時間測定とする。 なお, 8時間測定の場合は午後2時~3時が測定時間の中央となるよう, 10時30分~18時30分までの時間帯で測定する。 ハ 測定回数は1回とし, 複数回の測定は不要とする。 ※(1), (2), (3)において, 換気設備又は空調設備は稼働させたままとする。ただし, 局所的な換気扇等で常時稼働させないものは停止させたままとする。</p> <p>(4) 分析 測定対象化学物質を採取したパッシブ型採取器を分析機に送付し, 濃度を分析する。 (5) 測定結果の提出 測定後, 測定結果を監督員に提出すること。</p>	測定対象室	測定箇所数	サライオファス①, 食品加工室, 調理室, 宿泊室2	各室1か所
工事種目	技能検定職種	技能検定作業																																																																				
仮設	とび	・ とび作業																																																																				
鉄筋	鉄筋施工	・ 鉄筋組立て作業																																																																				
コンクリート	コンクリート圧送施工	・ コンクリート圧送工事作業																																																																				
型枠	型枠施工	・ 型枠工事作業																																																																				
鉄骨	鉄工	・ 構造物鉄工作業																																																																				
防水	防水施工	・ アスファルト防水工事作業 ・ ウレタンゴム系塗膜防水工事作業 ・ アクリルゴム系塗膜防水工事作業 ・ 合成ゴムシート防水工事作業 ・ 塩化ビニルシート防水工事作業 ・ セメント系防水工事作業 ・ シーリング防水工事作業 ・ 改質アスファルトシート工法防水工事作業 ・ FRP防水工事作業																																																																				
タイル	タイル張り	・ タイル張り作業																																																																				
木	建築大工	◎ 大工工事作業																																																																				
屋根及びとい	建築板金	・ 内外装板金作業																																																																				
金属	建築板金	・ 内外装板金作業																																																																				
左官	左官	・ 左官作業																																																																				
建具	建具製作	・ 木製建具手加工作業 ・ 木製建具機械加工作業 ・ アルミ製室内建具製作作業																																																																				
	サッシ施工	・ ビル用サッシ施工作業																																																																				
	ガラス施工	・ ガラス工事作業																																																																				
塗装	塗装	・ 建築塗装作業																																																																				
内装	内装仕上げ施工	・ プラスチック系床仕上げ工事作業 ・ カーペット系床仕上げ工事作業 ・ 鋼製下地工事作業 ・ ボード仕上げ工事作業																																																																				
	表装	・ 表具作業 ・ 壁装作業																																																																				
配管	配管	・ 建築配管作業																																																																				
植栽	造園	・ 造園工事作業																																																																				
機械設備	冷凍空調機器施工	・ 冷凍空調機器施工作業																																																																				
測定対象室	測定箇所数																																																																					
サライオファス①, 食品加工室, 調理室, 宿泊室2	各室1か所																																																																					
8. 施工	<p>◎本工事に使用する建築材料は, 設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するものとし, 次の(1)から(5)を満たすものとする。</p> <p>(1) 合板, 木質系フローリング, 構造用パネル, 集成材, 単板積層材, MDF, パーティクルボード, その他の木質建材, ユリア樹脂板及び仕上げ塗材は, ホルムアルデヒドを発生しないか, 発生が極めて少ないものとする。</p> <p>(2) 保温材, 緩衝材, 断熱材は, ホルムアルデヒド及びスチレンを発生しないか, 発生が極めて少ないものとする。</p> <p>(3) 接着剤は, フタル酸ジ-n-ブチル及びフタル酸ジ-2-エチルヘキシルを含有しない揮発性の可塑剤を使用し, ホルムアルデヒド, アセトアルデヒド, トルエン, キシレン, エチルベンゼンを発生しないか, 発生が極めて少ないものとする。</p> <p>(4) 塗料は, ホルムアルデヒド, トルエン, キシレン, エチルベンゼンを発生しないか, 発生が極めて少ないものとする。</p> <p>(5) (1), (3)及び(4)の建築材料等を使用して作られた家具, 書架, 実験台, その他の什器等は, ホルムアルデヒドを発生しないか, 発生が極めて少ないものとする。</p>	<p>10. 設計変更箇所確認</p> <p>◎工事監理業務受注者が作成する設計変更箇所一覧表の内容について監督員, 工事監理業務受注者とともに定期的に確認すること</p> <p>◎工事しゅん工前に全ての設計変更箇所について, 監督員, 工事監理業務受注者とともに, 書面により確認すること</p> <p>11. 工事検査及び技術検査</p> <p>◎設計図書(各施工計画書を含む)に定められた工程が完了した時, 報告書を提出し, 監督員の検査を受け, 承諾を受けて次の工程に進むこと</p> <p>◎試験等によらなければ, 確認できない工事(製品)については, 試験等計画書(施工計画書に記載)を提出し, 監督員の承諾を受け試験を行い, その結果を報告し承認を得ること。</p> <p>◎次表により中間検査の対象工事となった場合は, 原則として次表の実施回数以上の中間検査を実施するものとする。ただし, 工事検査員が認める場合は, 一般入札工事に限り, これによらないことができる。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>当初請負対象額</th> <th>一般入札工事</th> <th>低入札工事</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3千万円未満</td> <td>—</td> <td>1回</td> </tr> <tr> <td>3千万円以上5千万円未満</td> <td>—</td> <td>2回</td> </tr> <tr> <td>5千万円以上1億円未満</td> <td>1回</td> <td>2回</td> </tr> <tr> <td>1億円以上</td> <td>2回</td> <td>3回</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 低入札工事とは, 低入札価格調査工事の調査基準価格を下回って落札した工事をいう。 一般入札工事とは, 低入札工事以外の工事をいう。</p> <p>◎中間検査の実施時期は, 当該工事の工程を考慮し施工上の重要な時点で行うものとし, 契約締結後速やかに監督員と協議すること。</p> <p>◎中間検査が部分払検査と同時期になる場合は, 中間検査を省略することができる。</p>	当初請負対象額	一般入札工事	低入札工事	3千万円未満	—	1回	3千万円以上5千万円未満	—	2回	5千万円以上1億円未満	1回	2回	1億円以上	2回	3回	<p>13. 火災保険</p> <p>14. 室内空気中の化学物質の濃度測定</p> <p>15. 瑕疵補修</p> <p>16. デジタル工事写真の小黒板情報電子化</p>																																																				
当初請負対象額	一般入札工事	低入札工事																																																																				
3千万円未満	—	1回																																																																				
3千万円以上5千万円未満	—	2回																																																																				
5千万円以上1億円未満	1回	2回																																																																				
1億円以上	2回	3回																																																																				
9. 技能士の適用	<p>◎技能士の適用については, 次の技能検定作業(以下, 「作業」という。)のうち各工事に適用する作業を指定するものとする。 技能士は, 職業能力開発促進法による一級技能士又は二級技能士の資格を有する者とし, 資格を証明する資料を監督員に提出すること。 技能士は, 適用する工事作業中, 1名以上の者が自ら作業をするとともに, 他の技能者に対して, 施工品質の向上を図るための作業指導を行うこと。技能士は, 氏名, 検定職種, 技能士番号等県が指定した内容を記載した名札等により, 資格を明示するものとする。 なお, 指定のない作業についてもその活用を図るよう努めることとする。</p>	<p>12. 完成図等</p> <p>◎電子納品: 対象</p> <p>◎提出書類 ・竣工図(製本3部, 電子データ2部)(A4・A3・A2・<u>原因版</u>) ・工事写真(写真帳1部〔<u>著手前</u>〕・工事中・<u>竣工</u>), 電子データ2部) 写真帳は監督員から指示があった場合に提出 ・使用材料一覧表(1部, うち電子データ1部) ・保全に関する資料</p> <p>◎竣工図は関係図面(データ貸与)を修正して作成すること。 竣工図データは, 関係図面(データ貸与)を修正して作成し, PDF形式, SF6形式及びオリジナル形式を00-Rに保存する。</p> <p>◎工事写真はしゅん工, 着工前, 資材, 施工状況の順に整理する。 しゅん工については, 工事目的物の状態が, また, 資材, 施工状況等については, 不可視不文の出来形が写真で的確に確認できること。</p> <p>◎工事写真の撮影は, 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「営繕工事写真撮影要領」によること。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>サイズ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>着工前</td> <td>カラー, 手札版又はサービスサイズ</td> </tr> <tr> <td>工事中</td> <td>カラー, 手札版又はサービスサイズ</td> </tr> <tr> <td>竣工</td> <td>カラー, 手札版又はサービスサイズ</td> </tr> </tbody> </table>	区分	サイズ	着工前	カラー, 手札版又はサービスサイズ	工事中	カラー, 手札版又はサービスサイズ	竣工	カラー, 手札版又はサービスサイズ																																																												
区分	サイズ																																																																					
着工前	カラー, 手札版又はサービスサイズ																																																																					
工事中	カラー, 手札版又はサービスサイズ																																																																					
竣工	カラー, 手札版又はサービスサイズ																																																																					

	徳島県県土整備部営繕課	●工事名 R1営繕 旧果樹研究所 勝・沼江 本館等機能強化工事建築	●図面番号 A-02	株式会社 岡島建築事務所 1級建築士登録 第344068号 瀬尾 卓芳
		●図面名 特記仕様書2	●縮尺 NON	

2章 改修仮設工事		特記事項		特記事項		特記事項															
1. 一般事項	◎着工に先立ち、敷地境界、既存構造物及び地下埋設物の確認、近隣建築物及び工作物の現状確認、排水経路及び配水管の流末処理の確認並びに敷地周辺の状況確認を行うこと。	3. 埋め戻し及び盛土	◎使用土は(A種・B種・C種・D種)とし、機器により締め固める。	11. あと施工アンカー工事(耐震改修工事に伴うものを除く)	◎あと施工アンカー作業における技能者は、あと施工アンカー工事の施工に関する十分な経験と技能を有するものとし、これらを証明する資料を提出し、監督員の承諾を受けること。																
2. ベンチマーク	◎設計GLの設定は、BM(図示)を±0とし、NGLはBM±(80)mmとする。ただし、監督員の指示により決定する。	4. 建設発生土の処理	◎建設発生土を搬入する場合には、土壌検査結果を添付するものとし、「徳島県生活環境保全条例」の土壌基準に適合しないものについては、搬入することができない。 ただし、次の場合は検査結果の添付の必要はない。 (1) 公共工事間利用の場合で、監督員相互で同意がとれた場合 (2) 購入土(切込碎石、砂、真砂土等)である場合	◎埋込み配管等に当たった場合は、直ちに穿孔を中止し、監督員に報告し指示を受けること。	◎鉄筋等に当たった場合は、穿孔を中止し、付近の位置に再穿孔を行うこと。中止した孔は、モルタルで充てんすること。																
3. 足場等	◎仮設機材及び経年仮設機材の使用については、次の規格又は認定基準(以下「規格等」という。)に適合するものを使用すること。 ①労働安全衛生法に基づく構造規格 ②(社)仮設工業会の認定基準 また、厚生労働省の「経年仮設機材の管理指針」の基づく(社)仮設工業会の「適用工場制度」による登録工場及び指定工場等の活用に努めるとともに、前記規格等に定めるもの以外の使用に当たってはあらかじめ強度等を確認した書類を監督員に提出し、承諾を得ること。 ◎労働安全衛生法第88条に基づき、労働安全衛生規則表第7に掲げる機械等(組立から解体までの期間が60日未満を除く)の設置や移転、変更を行う場合は、30日前までに所轄労働基準監督署長に届け出をおこなうこと。 届け出をおこなった場合は、監督員に報告すること。 届け出不要の場合は、その旨監督員に報告すること。 ◎労働安全衛生法第88条に基づく届け出の要否に関わらず、足場を設置する場合は、使用開始前に営繕課指定の足場チェックリストを用いて点検した後、監督員の確認を受けること。 ◎受注者は、高さが2m以上の箇所で作業を行う場合は、墜落防止に留意し、作業毎日に「墜落防止チェックシート」を活用して点検を行い、その記録を保管すること。 ◎外部足場(種類：枠組本足場、仕様：2枚布、D = 90cm、シート仕様：養生シートⅠ類) ・壁つなぎ間隔(水平方向：8m以下、鉛直方向：9 m以下) ・足場を設置する場合は、原則として「手すり先行工法に関するガイドライン」(2.2.4)の別紙1「手すり先行工法による足場の組み立て等に関する基準」の2の(2)手すり据置方式 により行うこと。 ただし監督員の承諾を得た場合は、(3)手すり先行専用足場方式により行うことができる。 ◎内部足場(種類：脚立足場、階段用柵足場) ◎仮囲いを設置する場合は、設置後に「営繕課発注現場安全再確認シート」を活用して点検を行い、その記録を保管すること。 ◎足場等の設置業者は、別契約の関係受注者に無償で使用させること。 ◎受注者は、つり足場(ゴンドラのつり足場を除く。)、張出し足場又は高さが5メートル以上の構造の足場の組立て、解体又は変更の作業において、材料、器具、工具等を上げ、又はおろすときは、つり綱、つり袋等を労働者に使用させなければならない。また、作業主任者を選任し、その氏名、職務を掲示すること。	5. 建設発生汚泥の処理	◎場外搬出適正処分とする。 民間の残土処分場等へ搬出する場合は「徳島県生活環境保全条例」によることとし、建設発生土の発生場所ごとに、かつ4,000立方メートルまでごとに1回採取して、土壌検査を行うこととする。その他、「特定事業の許可に係る土壌検査及び水質検査の実施における留意点」による。 ただし、建設発生土の公共工事間の利用を行う場合で、担当者相互の同意が取れた場合には、分析の必要はない。 ◎土壌検査を行った結果、条例の基準に適合しない場合には、監督員と協議すること。 ◎舗装版切断に伴い発生する排水は汚泥に該当するため、関係法令等に基づき適正に処理すること。	◎あと施工アンカーは(金属系アンカー・接着系アンカー)とする。 ・接着系アンカー アンカーの種類はカプセル型(ガラス製)とする。																	
3章 躯体工事(1) (土工事)		3章 躯体工事(2) (地業工事1)		3章 躯体工事(4) (コンクリート工事)																	
1. 一般事項	◎設計基準強度	1. 一般事項	◎試験杭の位置及び本数は図示による。仕様は本杭と同じとする。	項目	特記事項																
2. コンクリートの仕上がり	◎コンクリートの強度試験 コンクリートの強度試験については、次のとおり取扱うものとする。 ・第4週強度確認 原則、公共試験機関にて、主任技術者又は現場代理人立会いの上、行うこと。 ただし、公共試験機関以外で行う場合は、工事監理者又は監督員立会いの上、行うこととする。 なお、試験機関を選定した際には、すみやかに監督員に報告すること。	2. 砂利・砂・割り石及び捨コンクリート地業等	◎排水、排土等は産業廃棄物に該当するため、関係法令に基づき適正に処理すること。 ◎材料は、市場品とする。 ◎砂利及び砂地業 ・砂利は、(切込砂利・切込碎石・再生クラッシュラン)とする。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>使用部位</th> <th>厚さ</th> <th>粒度範囲</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>切込砂利</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>切込碎石</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>再生クラッシュラン</td> <td></td> <td>図示</td> <td>RC30</td> </tr> </tbody> </table> ・締めめは、ランマー3回突き、振動コンパクター2回締め又は振動ローラー締めとする。締めめによる凹凸は目つぶし砂利で均しをする。 ・厚さが300mmを超える場合は、300mmごとに締めめを行う。 ◎締め固め機械の選定に当たっては、地質の状況を検討し監督員の承諾を得ること。 ◎捨コンクリートは、無筋コンクリート(スランプ15cm、設計基準強度18N/mm ²)とし、厚さは 50 mm とする。 ◎床下防湿層は、ポリエチレンフィルム厚さ0.15mm以上、重ね合せ及び基礎梁際のみ込みは250mm、断熱材のある場合のみ込みは400mm以上とする。 ◎防湿層の位置は、土間スラブの直下とする。ただし、断熱材がある場合は、断熱材の直下とする。	種別	使用部位	厚さ	粒度範囲	切込砂利				切込碎石				再生クラッシュラン		図示	RC30	◎コンクリートの強度試験 強度試験については、次のとおり取扱うものとする。 ・第4週強度確認 原則、公共試験機関にて、主任技術者又は現場代理人立会いの上、行うこと。 ただし、公共試験機関以外で行う場合は、工事監理者又は監督員立会いの上、行うこととする。 なお、試験機関を選定した際には、すみやかに監督員に報告すること。	
種別	使用部位	厚さ	粒度範囲																		
切込砂利																					
切込碎石																					
再生クラッシュラン		図示	RC30																		
3. 普通コンクリート	◎コンクリート部材の位置及び断面寸法の許容値は、標仕 表6.2.3iによる。 ◎合板せき板を用いる打放し上げの種別は(A・B・C)種とする。 ◎コンクリートの仕上りの平たんさは標仕 表6.2.5iによる。 ◎セメントの種類は、(普通ポルトランドセメント)・混合セメントA種・高炉セメントB種・フライアッシュセメントB種)とする。 ◎骨材は、標仕6.3.1(b)による。 ◎細骨材としてフェロニッケルスラグ使用(できる・できない)。 ◎細骨材に含まれる塩化物量は、NaCl換算で0.04%以下とする。 ◎コンクリート中の塩化物量は、0.3kg/m ³ 以下とし、試験方法は標仕6.5.4iによる。 ◎試験りは(行う・行わない)。 ◎所要空気量は4.5%±1.5%とする。	3. 建設発生汚泥の処理	◎材料は、市場品とする。 ◎砂利及び砂地業 ・砂利は、(切込砂利・切込碎石・再生クラッシュラン)とする。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>使用部位</th> <th>厚さ</th> <th>粒度範囲</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>切込砂利</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>切込碎石</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>再生クラッシュラン</td> <td></td> <td>図示</td> <td>RC30</td> </tr> </tbody> </table> ・締めめは、ランマー3回突き、振動コンパクター2回締め又は振動ローラー締めとする。締めめによる凹凸は目つぶし砂利で均しをする。 ・厚さが300mmを超える場合は、300mmごとに締めめを行う。 ◎締め固め機械の選定に当たっては、地質の状況を検討し監督員の承諾を得ること。 ◎捨コンクリートは、無筋コンクリート(スランプ15cm、設計基準強度18N/mm ²)とし、厚さは 50 mm とする。 ◎床下防湿層は、ポリエチレンフィルム厚さ0.15mm以上、重ね合せ及び基礎梁際のみ込みは250mm、断熱材のある場合のみ込みは400mm以上とする。 ◎防湿層の位置は、土間スラブの直下とする。ただし、断熱材がある場合は、断熱材の直下とする。	種別	使用部位	厚さ	粒度範囲	切込砂利				切込碎石				再生クラッシュラン		図示	RC30	項目	特記事項
種別	使用部位	厚さ	粒度範囲																		
切込砂利																					
切込碎石																					
再生クラッシュラン		図示	RC30																		
4. 監督員事務所	◎監督員事務所は(設ける(面積 m ² 程度)・設けない)	4. 監督員事務所	◎材料は、市場品とする。 ◎砂利及び砂地業 ・砂利は、(切込砂利・切込碎石・再生クラッシュラン)とする。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>使用部位</th> <th>厚さ</th> <th>粒度範囲</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>切込砂利</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>切込碎石</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>再生クラッシュラン</td> <td></td> <td>図示</td> <td>RC30</td> </tr> </tbody> </table> ・締めめは、ランマー3回突き、振動コンパクター2回締め又は振動ローラー締めとする。締めめによる凹凸は目つぶし砂利で均しをする。 ・厚さが300mmを超える場合は、300mmごとに締めめを行う。 ◎締め固め機械の選定に当たっては、地質の状況を検討し監督員の承諾を得ること。 ◎捨コンクリートは、無筋コンクリート(スランプ15cm、設計基準強度18N/mm ²)とし、厚さは 50 mm とする。 ◎床下防湿層は、ポリエチレンフィルム厚さ0.15mm以上、重ね合せ及び基礎梁際のみ込みは250mm、断熱材のある場合のみ込みは400mm以上とする。 ◎防湿層の位置は、土間スラブの直下とする。ただし、断熱材がある場合は、断熱材の直下とする。	種別	使用部位	厚さ	粒度範囲	切込砂利				切込碎石				再生クラッシュラン		図示	RC30	項目	特記事項
種別	使用部位	厚さ	粒度範囲																		
切込砂利																					
切込碎石																					
再生クラッシュラン		図示	RC30																		
5. 工事用水、電力等	◎既存電力利用(出来る・出来ない)、電力料金(有償・無償) ただし、施設管理者と協議すること。 ◎既存用水利用(出来る・出来ない)、用水料金(有償・無償) ただし、施設管理者と協議すること。	5. 建設発生汚泥の処理	◎材料は、市場品とする。 ◎砂利及び砂地業 ・砂利は、(切込砂利・切込碎石・再生クラッシュラン)とする。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>使用部位</th> <th>厚さ</th> <th>粒度範囲</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>切込砂利</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>切込碎石</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>再生クラッシュラン</td> <td></td> <td>図示</td> <td>RC30</td> </tr> </tbody> </table> ・締めめは、ランマー3回突き、振動コンパクター2回締め又は振動ローラー締めとする。締めめによる凹凸は目つぶし砂利で均しをする。 ・厚さが300mmを超える場合は、300mmごとに締めめを行う。 ◎締め固め機械の選定に当たっては、地質の状況を検討し監督員の承諾を得ること。 ◎捨コンクリートは、無筋コンクリート(スランプ15cm、設計基準強度18N/mm ²)とし、厚さは 50 mm とする。 ◎床下防湿層は、ポリエチレンフィルム厚さ0.15mm以上、重ね合せ及び基礎梁際のみ込みは250mm、断熱材のある場合のみ込みは400mm以上とする。 ◎防湿層の位置は、土間スラブの直下とする。ただし、断熱材がある場合は、断熱材の直下とする。	種別	使用部位	厚さ	粒度範囲	切込砂利				切込碎石				再生クラッシュラン		図示	RC30	項目	特記事項
種別	使用部位	厚さ	粒度範囲																		
切込砂利																					
切込碎石																					
再生クラッシュラン		図示	RC30																		
6. 工事車両用駐車場 資材置場 現場事務所用地等	◎同用地は、(図示の場所に)・用意していないので業者にて)設けること。 ◎借地借家料 円	6. 建設発生汚泥の処理	◎材料は、市場品とする。 ◎砂利及び砂地業 ・砂利は、(切込砂利・切込碎石・再生クラッシュラン)とする。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>使用部位</th> <th>厚さ</th> <th>粒度範囲</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>切込砂利</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>切込碎石</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>再生クラッシュラン</td> <td></td> <td>図示</td> <td>RC30</td> </tr> </tbody> </table> ・締めめは、ランマー3回突き、振動コンパクター2回締め又は振動ローラー締めとする。締めめによる凹凸は目つぶし砂利で均しをする。 ・厚さが300mmを超える場合は、300mmごとに締めめを行う。 ◎締め固め機械の選定に当たっては、地質の状況を検討し監督員の承諾を得ること。 ◎捨コンクリートは、無筋コンクリート(スランプ15cm、設計基準強度18N/mm ²)とし、厚さは 50 mm とする。 ◎床下防湿層は、ポリエチレンフィルム厚さ0.15mm以上、重ね合せ及び基礎梁際のみ込みは250mm、断熱材のある場合のみ込みは400mm以上とする。 ◎防湿層の位置は、土間スラブの直下とする。ただし、断熱材がある場合は、断熱材の直下とする。	種別	使用部位	厚さ	粒度範囲	切込砂利				切込碎石				再生クラッシュラン		図示	RC30	項目	特記事項
種別	使用部位	厚さ	粒度範囲																		
切込砂利																					
切込碎石																					
再生クラッシュラン		図示	RC30																		
7. 仮設トイレの洋式化	◎受注者は当初請負対象金額(設計金額)1千万円以上7千万円未満の工事において、仮設トイレを設置する場合、原則として「洋式トイレ」を設置しなければならない。 ただし、特段の理由がある場合はこの限りでない。 ◎受注者は当初請負対象金額(設計金額)1千万円以上7千万円未満の工事において、現場代理人または主任技術者が女性の場合、設置する仮設トイレは、「快適トイレ」を 標準とする。 ただし、特段の理由がある場合は、この限りでない。 ◎受注者は、当初請負対象金額(設計金額)7千万円以上の工事において仮設トイレを設置する場合、原則として「快適トイレ」を設置しなければならない。 ただし、特段の理由がある場合はこの限りでない。 ◎受注者は、仮設トイレを設置した場合、「仮設トイレ設置報告書」を監督員に提出しなければならない。 ○洋式トイレとは、和式トイレの便座部分を洋式化したトイレのこと。 ○快適トイレとは、洋式トイレのうち、防臭対策・施錠の強化などが実施された、女性が利用しやすい仮設トイレのこと。	7. 建設発生汚泥の処理	◎材料は、市場品とする。 ◎砂利及び砂地業 ・砂利は、(切込砂利・切込碎石・再生クラッシュラン)とする。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>使用部位</th> <th>厚さ</th> <th>粒度範囲</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>切込砂利</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>切込碎石</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>再生クラッシュラン</td> <td></td> <td>図示</td> <td>RC30</td> </tr> </tbody> </table> ・締めめは、ランマー3回突き、振動コンパクター2回締め又は振動ローラー締めとする。締めめによる凹凸は目つぶし砂利で均しをする。 ・厚さが300mmを超える場合は、300mmごとに締めめを行う。 ◎締め固め機械の選定に当たっては、地質の状況を検討し監督員の承諾を得ること。 ◎捨コンクリートは、無筋コンクリート(スランプ15cm、設計基準強度18N/mm ²)とし、厚さは 50 mm とする。 ◎床下防湿層は、ポリエチレンフィルム厚さ0.15mm以上、重ね合せ及び基礎梁際のみ込みは250mm、断熱材のある場合のみ込みは400mm以上とする。 ◎防湿層の位置は、土間スラブの直下とする。ただし、断熱材がある場合は、断熱材の直下とする。	種別	使用部位	厚さ	粒度範囲	切込砂利				切込碎石				再生クラッシュラン		図示	RC30	項目	特記事項
種別	使用部位	厚さ	粒度範囲																		
切込砂利																					
切込碎石																					
再生クラッシュラン		図示	RC30																		
3章 躯体工事(1) (土工事)		3章 躯体工事(3) (鉄筋工事)		3章 躯体工事(4) (コンクリート工事)																	
項目	特記事項	項目	特記事項	項目	特記事項																
1. 根切り	◎周辺の状況、土質、地下水の状態等に適した工法を採用し、工事中の異常沈下、法面の滑動、その他による災害が発生しないよう、災害防止に必要な処置をすること。 ◎敷地内に埋設が予想される設備配管類等について十分調査し、支障がないようにすること。 ◎根切り底は、地盤をかく乱しないよう、手作業(深さ30cm程度)とするか、バケットに特殊アタッチメントを取りつけた機械掘りとする。なお、かく乱した場合は、自然地盤と同等以上の強度となるように適切な処置を定め、監督職員の承諾を受ける。	1. 材料	◎規格番号 規格名称 種類の記号 径(mm) JIS G 3112 鉄筋コンクリート用棒鋼 SD295A D10, D13, D16 - 建築基準法の規定に基づき認定を受けた鉄筋 - JIS G 3551 溶接金網及び鉄筋格子 網目の形状: 寸法: 径: ◎材料試験は行わない。 ただし、規格証明書を提出し、監督員の承諾を得ること。	1. 一般事項	◎設計基準強度																
2. 排水	◎工事に支障を及ぼす雨水、わき水等は、適正な排水溝、集水ます等を設置し、支障がないようにすること。	2. 材料試験	◎鉄筋の継手は(重ね継手・ガス圧接継手・機械式継手・溶接継手)とする。 ◎結束線の端部は内側に折り曲げる。 ◎スラブのスペーサーは鋼製を原則とし、他の箇所についても材種等について監督員の承諾を得ること。また、鋼製のスペーサーは、型枠に接する部分に防錆処理を行ったものとする。ただし、地盤を有しない階土間を除く。 ◎柱、梁の鉄筋の加工に用いるかぶり厚さは、標仕表5.3.6の数値に10mmを加えた数値を標準とする。 ◎目地がある場合のかぶりは、目地底からの寸法とする。 ◎各部の配筋は、図示による。図示されていない場合は、標仕参考図【1節-基礎及び基礎梁の配筋】～【7節-梁貫通孔その他配筋】による。 ◎主要な配筋は、コンクリート打込みに先立ち、種類、径、数量、かぶり、間隔、位置等について、監督職員の検査を受ける。	2. コンクリートの仕上がり	◎コンクリートの強度試験 コンクリートの強度試験については、次のとおり取扱うものとする。 ・第4週強度確認 原則、公共試験機関にて、主任技術者又は現場代理人立会いの上、行うこと。 ただし、公共試験機関以外で行う場合は、工事監理者又は監督員立会いの上、行うこととする。 なお、試験機関を選定した際には、すみやかに監督員に報告すること。																
		3. 加工及び組立て	◎鉄筋の継手は(重ね継手・ガス圧接継手・機械式継手・溶接継手)とする。 ◎結束線の端部は内側に折り曲げる。 ◎スラブのスペーサーは鋼製を原則とし、他の箇所についても材種等について監督員の承諾を得ること。また、鋼製のスペーサーは、型枠に接する部分に防錆処理を行ったものとする。ただし、地盤を有しない階土間を除く。 ◎柱、梁の鉄筋の加工に用いるかぶり厚さは、標仕表5.3.6の数値に10mmを加えた数値を標準とする。 ◎目地がある場合のかぶりは、目地底からの寸法とする。 ◎各部の配筋は、図示による。図示されていない場合は、標仕参考図【1節-基礎及び基礎梁の配筋】～【7節-梁貫通孔その他配筋】による。 ◎主要な配筋は、コンクリート打込みに先立ち、種類、径、数量、かぶり、間隔、位置等について、監督職員の検査を受ける。	3. 普通コンクリート	◎コンクリート部材の位置及び断面寸法の許容値は、標仕 表6.2.3iによる。 ◎合板せき板を用いる打放し上げの種別は(A・B・C)種とする。 ◎コンクリートの仕上りの平たんさは標仕 表6.2.5iによる。 ◎セメントの種類は、(普通ポルトランドセメント)・混合セメントA種・高炉セメントB種・フライアッシュセメントB種)とする。 ◎骨材は、標仕6.3.1(b)による。 ◎細骨材としてフェロニッケルスラグ使用(できる・できない)。 ◎細骨材に含まれる塩化物量は、NaCl換算で0.04%以下とする。 ◎コンクリート中の塩化物量は、0.3kg/m ³ 以下とし、試験方法は標仕6.5.4iによる。 ◎試験りは(行う・行わない)。 ◎所要空気量は4.5%±1.5%とする。																
		4. 鉄筋のかぶり厚さ及び間隔	◎柱、梁の鉄筋の加工に用いるかぶり厚さは、標仕表5.3.6の数値に10mmを加えた数値を標準とする。 ◎目地がある場合のかぶりは、目地底からの寸法とする。 ◎各部の配筋は、図示による。図示されていない場合は、標仕参考図【1節-基礎及び基礎梁の配筋】～【7節-梁貫通孔その他配筋】による。 ◎主要な配筋は、コンクリート打込みに先立ち、種類、径、数量、かぶり、間隔、位置等について、監督職員の検査を受ける。	4. レディミクストコンクリート 工場の指定	◎受注者は、コンクリートの使用にあたってアルカリ骨材反応を抑制するため、次の3つの対策の中のいずれか1つについて確認をとらなければならない。 (1) コンクリート中のアルカリ総量の抑制 アルカリ量が表示されたポルトランドセメント等を使用し、コンクリート1m ³ に含まれるアルカリ総量をNa ₂ O換算で3.0kg以下にする。 (2) 抑制効果のある混合セメント等の使用 JIS R 5211高炉セメントに適合する高炉セメント[B種またはC種]あるいはJIS R 5213フライアッシュセメントに適合するフライアッシュセメント[B種またはC種]もしくは混和材をポルトランドセメントに混入した結合材でアルカリ骨材反応抑制効果の確認されたものを使用する。 (3) 安全と認められる骨材の使用 骨材のアルカリシリカ反応性試験(化学法またはモルタルバー法)の結果で無害と確認された骨材を使用する。 試験方法は、JIS A 1145骨材のアルカリシリカ反応性試験方法(化学法)またはJIS A 5308(レディミクストコンクリート)の付属書7「骨材のアルカリシリカ反応性試験方法(化学法)」、JIS A 1146骨材のアルカリシリカ反応性試験方法(モルタルバー法)またはJIS A 5308(レディミクストコンクリート)の付属書8「骨材のアルカリシリカ反応性試験方法(モルタルバー法)」による。 ◎混和材料を使用する場合の種類は標仕6.3.1(d)によることとし、監督員の承諾を受けること。 ◎コンクリートの打継ぎ目地の寸法は、標仕9.7.3【目地寸法】(a)(1)による。																
		5. 配筋検査	◎主要な配筋は、コンクリート打込みに先立ち、種類、径、数量、かぶり、間隔、位置等について、監督職員の検査を受ける。																		

		徳島県土整備部営繕課	●工事名 R1営繕 旧果樹研究所 勝・沼江 本館等機能強化工事建築	●図面番号 A-03	株式会社 岡島建築事務所 1級建築士登録 第344068号 瀬尾 卓 芳
			●図面名 特記仕様書3	●縮尺 NON	

3章 躯体工事(4) (コンクリート工事)

項目	特記事項																								
5. 型枠	◎型枠は、(県産木製型枠・ 合板 ・金属製・樹脂系・打込み型枠・ブロック)とする。 <table border="1"> <tr> <th>型枠の種類</th> <th>仕上げ種別</th> <th>塗装の有無</th> <th>材質</th> <th>厚さ</th> <th>適用箇所</th> </tr> <tr> <td>県産木製型枠</td> <td>—</td> <td>なし</td> <td>杉</td> <td>—</td> <td></td> </tr> <tr> <td>○ 6.9.3 (b) (1)</td> <td>A種</td> <td>あり</td> <td>日本農林規格</td> <td>12mm</td> <td>打ち出し仕上げ面</td> </tr> <tr> <td>6.9.3 (b) (2)</td> <td>普通型枠</td> <td>なし</td> <td>日本農林規格</td> <td>12mm</td> <td>上記以外</td> </tr> </table>	型枠の種類	仕上げ種別	塗装の有無	材質	厚さ	適用箇所	県産木製型枠	—	なし	杉	—		○ 6.9.3 (b) (1)	A種	あり	日本農林規格	12mm	打ち出し仕上げ面	6.9.3 (b) (2)	普通型枠	なし	日本農林規格	12mm	上記以外
型枠の種類	仕上げ種別	塗装の有無	材質	厚さ	適用箇所																				
県産木製型枠	—	なし	杉	—																					
○ 6.9.3 (b) (1)	A種	あり	日本農林規格	12mm	打ち出し仕上げ面																				
6.9.3 (b) (2)	普通型枠	なし	日本農林規格	12mm	上記以外																				
6. 無筋コンクリート	◎無筋コンクリートは、次の場合に適用する。 ・捨コンクリート																								

4章 防水改修工事

項目	特記事項																																																							
1. 一般事項	◎保護層、防水層等を撤去した結果、下地等が設計図書と異なる場合は監督員と協議すること。																																																							
2. 改修工法の種類及び工程	<table border="1"> <tr> <th>工程</th> <th>工法</th> <th>LOS工法</th> <th>LOX工法</th> <th></th> </tr> <tr> <td>施工箇所</td> <td></td> <td>屋上</td> <td>べランダ</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1 既存保護層(立上り部等)撤去等</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>2 既存保護層(平場)撤去等</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>3 既存断熱層撤去等</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>4 既存防水層(立上り部等)撤去等</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>5 既存防水層(平場)撤去等</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>6 既存下地の補修及び処置</td> <td></td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>7 防水層の新設</td> <td></td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>8 断熱材の新設</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>9 保護層の新設</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	工程	工法	LOS工法	LOX工法		施工箇所		屋上	べランダ		1 既存保護層(立上り部等)撤去等					2 既存保護層(平場)撤去等					3 既存断熱層撤去等					4 既存防水層(立上り部等)撤去等					5 既存防水層(平場)撤去等					6 既存下地の補修及び処置		○	○		7 防水層の新設		○	○		8 断熱材の新設					9 保護層の新設				
工程	工法	LOS工法	LOX工法																																																					
施工箇所		屋上	べランダ																																																					
1 既存保護層(立上り部等)撤去等																																																								
2 既存保護層(平場)撤去等																																																								
3 既存断熱層撤去等																																																								
4 既存防水層(立上り部等)撤去等																																																								
5 既存防水層(平場)撤去等																																																								
6 既存下地の補修及び処置		○	○																																																					
7 防水層の新設		○	○																																																					
8 断熱材の新設																																																								
9 保護層の新設																																																								
3. 既存下地の補修材料	◎端部押さえ金物は、既存アルミニウム製とし、形状寸法は(図示)とする。 ◎ポリマーセメントモルタル及びポリマーセメントペースト、層間接着用プライマー、アスファルト系下地調整材、二重ドレン等の材料は、ルーフィング類製造所の指定する製品とする。																																																							
4. 既存下地の補修及び処理	◎補修箇所の形状、長さ等は図示する。																																																							
5. 合成高分子系ルーフィングシート防水	◎合成高分子系ルーフィングシートは、JIS A 6008の規格品とする。 <table border="1"> <tr> <th rowspan="2">工法</th> <th rowspan="2">種別</th> <th colspan="2">シート</th> <th colspan="2">断熱材</th> <th rowspan="2">施工箇所</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>種類</th> <th>厚さ</th> <th>種類</th> <th>厚さ</th> </tr> <tr> <td rowspan="2">LOS</td> <td rowspan="2">S-M2</td> <td rowspan="2">塩ビ</td> <td rowspan="2">1.5mm</td> <td colspan="2"></td> <td rowspan="2">屋上平場</td> <td rowspan="2"></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	工法	種別	シート		断熱材		施工箇所	備考	種類	厚さ	種類	厚さ	LOS	S-M2	塩ビ	1.5mm			屋上平場																																				
工法	種別			シート		断熱材				施工箇所	備考																																													
		種類	厚さ	種類	厚さ																																																			
LOS	S-M2	塩ビ	1.5mm			屋上平場																																																		
6. 塗膜防水	◎機械式固定工法の場合は、引抜き試験の結果に基づき、建築基準法に基づき定まる風圧力に対応した工法を施工計画書として提出する。 ◎建築基準法に基づき定められた区分等 基準風速Vo=(36)m/s 地表面粗度区分(Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ) ◎絶縁用シートは、発泡ポリエチレンシートとする。 ◎プライマー、増し張り用シート、成型役物、接着剤、仕上塗料、シール材、固定金具、絶縁用テープ等は、ルーフィングシート製造所の指定する製品とする。 <table border="1"> <tr> <th>区分</th> <th></th> <th>S(SI)-M2</th> <th></th> </tr> <tr> <td>下地処理</td> <td>標仕9.4.4(a)又は改標仕3.5.4による。入隅は直角、出隅は面取りとし、小石等は完全に除去する。目地部に幅50mm絶縁用テープ張り</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>平場接着法</td> <td></td> <td>固定金具</td> <td></td> </tr> <tr> <td>断熱材(断熱工法)</td> <td></td> <td>下地に防湿用フィルムを敷設し、次に断熱材を隙間無く敷詰め固定する</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">増張</td> <td>立上り部等 出隅入隅部</td> <td></td> <td>S-F2と同じ</td> </tr> <tr> <td>ルーフトレン、配管等と防水下地材との取合い部</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">重部</td> <td>平場</td> <td></td> <td>縦横40mm以上</td> </tr> <tr> <td>立上りと平場</td> <td></td> <td>40mm以上</td> </tr> <tr> <td>接合部</td> <td></td> <td colspan="2">熱融着又は溶剤溶着</td> </tr> <tr> <td>接合端部</td> <td></td> <td colspan="2">紐状又は液状シール</td> </tr> <tr> <td>立上り・立下り部の末端部処理</td> <td></td> <td colspan="2">端部にテープ状シール張りの上ルーフィングシート張付け、末端部は押さえ金物で固定し、シール材を充填する。</td> </tr> </table>	区分		S(SI)-M2		下地処理	標仕9.4.4(a)又は改標仕3.5.4による。入隅は直角、出隅は面取りとし、小石等は完全に除去する。目地部に幅50mm絶縁用テープ張り			平場接着法		固定金具		断熱材(断熱工法)		下地に防湿用フィルムを敷設し、次に断熱材を隙間無く敷詰め固定する		増張	立上り部等 出隅入隅部		S-F2と同じ	ルーフトレン、配管等と防水下地材との取合い部			重部	平場		縦横40mm以上	立上りと平場		40mm以上	接合部		熱融着又は溶剤溶着		接合端部		紐状又は液状シール		立上り・立下り部の末端部処理		端部にテープ状シール張りの上ルーフィングシート張付け、末端部は押さえ金物で固定し、シール材を充填する。														
区分		S(SI)-M2																																																						
下地処理	標仕9.4.4(a)又は改標仕3.5.4による。入隅は直角、出隅は面取りとし、小石等は完全に除去する。目地部に幅50mm絶縁用テープ張り																																																							
平場接着法		固定金具																																																						
断熱材(断熱工法)		下地に防湿用フィルムを敷設し、次に断熱材を隙間無く敷詰め固定する																																																						
増張	立上り部等 出隅入隅部		S-F2と同じ																																																					
	ルーフトレン、配管等と防水下地材との取合い部																																																							
重部	平場		縦横40mm以上																																																					
	立上りと平場		40mm以上																																																					
接合部		熱融着又は溶剤溶着																																																						
接合端部		紐状又は液状シール																																																						
立上り・立下り部の末端部処理		端部にテープ状シール張りの上ルーフィングシート張付け、末端部は押さえ金物で固定し、シール材を充填する。																																																						
7. シーリング	◎特記仕様書、改標仕及び標仕以外は、主材料製造所の仕様による。 ◎シーリング材は、JIS A 5758の規格品とする。 ◎プライマーは、被着体及びシーリングの種類により使い分けること。 ◎監督員に、シーリング材の有効期限が切れていないことの確認を受けること。 ◎シーリング面への仕上塗料仕上げ等を行(行わない)。																																																							

項目	特記事項
8. とい	◎外部に面するシーリング材は、施工に先立ち(簡易接着性試験・ 引張接着性試験)を行う。 ◎といの材種(加工φ100、SUSφ100) ◎さがり止めは図面により、図示のもの以外は標仕13.5.3(a)(4)又は13.5.3(e)(2)による。 ◎防露材の品質について、ホルムアルデヒドの発散量はF☆☆☆☆とする。ただし、正当な理由により、確保が困難である場合等、ホルムアルデヒドの発散量がF☆☆☆☆の防露材を使用できない場合には、監督員と協議するものとし、監督員の承諾を得るものとする。 ◎防水工事完了後は、メーカー、元請業者、下請業者の3者連名による(3・5・7・ 10)年間の防水工事性能保証書を提出すること。
9. 防水保証	

5章 外壁改修工事

項目	特記事項																
1. 塗り仕上げ外壁改修工事	◎仕上げの模様、色及びつやは、見本帳又は見本塗り板を監督員に提出して、承諾をうけること。 <table border="1"> <tr> <th>種類</th> <th>既存塗膜の除去及び下地処理</th> <th>下地仕上</th> <th>下地調整</th> <th>仕上形状</th> <th>工法</th> <th>防火認定</th> <th>上塗材</th> </tr> <tr> <td>可とう形改修用仕上塗材</td> <td>可とう形改修塗材CE</td> <td>高圧水洗工法</td> <td>吹付け</td> <td>凹凸状</td> <td>吹付け</td> <td>—</td> <td>珪藻土</td> </tr> </table>	種類	既存塗膜の除去及び下地処理	下地仕上	下地調整	仕上形状	工法	防火認定	上塗材	可とう形改修用仕上塗材	可とう形改修塗材CE	高圧水洗工法	吹付け	凹凸状	吹付け	—	珪藻土
種類	既存塗膜の除去及び下地処理	下地仕上	下地調整	仕上形状	工法	防火認定	上塗材										
可とう形改修用仕上塗材	可とう形改修塗材CE	高圧水洗工法	吹付け	凹凸状	吹付け	—	珪藻土										
	◎基礎巾木専用塗料：薄付仕上塗材(基礎用)とする。																

6章 建具改修工事

項目	特記事項																								
1. 一般事項	◎外部に面する建具は、建築基準法施行令及び「屋根ふき材、外装材及び屋外に面する帳番の基準(昭和46年建設省告示第109号)」に基づき、安全性を確認すること。 ◎建具の耐風圧性、気密性、水密性等については、性能を有することを証明する書類を提出し、監督員の承諾をうけること。 ◎外部に面する建具の作業工程は、原則として、方立等の撤去、建具枠の取付け及びガラスのはめ込みまでを1日の作業とする。 ◎施工に先立ち、改修範囲を確認し、設計図書との相違等が有れば、監督員と協議すること。																								
2. 改修工法等	<table border="1"> <tr> <th>区分</th> <th>かふせ工法</th> <th>撤去工法</th> </tr> <tr> <td>撤去の範囲</td> <td></td> <td>図示</td> </tr> <tr> <td>既存建具の種類</td> <td>アルミ枠、ガラス</td> <td></td> </tr> <tr> <td>新設建具の種類</td> <td>アルミ製建具</td> <td></td> </tr> <tr> <td>建具周囲の補修工法及び範囲</td> <td>図示</td> <td></td> </tr> <tr> <td>シーリングの種類</td> <td>MS-2</td> <td></td> </tr> <tr> <td>サッシアンカー</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>養生範囲</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	区分	かふせ工法	撤去工法	撤去の範囲		図示	既存建具の種類	アルミ枠、ガラス		新設建具の種類	アルミ製建具		建具周囲の補修工法及び範囲	図示		シーリングの種類	MS-2		サッシアンカー			養生範囲		
区分	かふせ工法	撤去工法																							
撤去の範囲		図示																							
既存建具の種類	アルミ枠、ガラス																								
新設建具の種類	アルミ製建具																								
建具周囲の補修工法及び範囲	図示																								
シーリングの種類	MS-2																								
サッシアンカー																									
養生範囲																									
2. アルミニウム製建具	<table border="1"> <tr> <th>種別</th> <th>耐風圧性</th> <th>気密性</th> <th>水密性</th> <th>枠の見込寸法</th> <th>使用箇所</th> <th>表面処理</th> </tr> <tr> <td>B種</td> <td>S-5</td> <td>A-3</td> <td>W-4</td> <td>70</td> <td>屋外</td> <td></td> </tr> </table>	種別	耐風圧性	気密性	水密性	枠の見込寸法	使用箇所	表面処理	B種	S-5	A-3	W-4	70	屋外											
種別	耐風圧性	気密性	水密性	枠の見込寸法	使用箇所	表面処理																			
B種	S-5	A-3	W-4	70	屋外																				
4. 木製建具	◎製造所：評価名簿による。 ◎建具には製作者名を表示すること。 ◎建具材の含水率の種類は、(A・B・C)種とする。 ◎フラッシュ戸の表面材の合板の品質について、ホルムアルデヒドの発散量は、F☆☆☆☆とする。ただし、正当な理由により確保が困難である場合等、ホルムアルデヒドの発散量が、F☆☆☆☆のフラッシュ戸を使用できない場合には、監督員と協議するものとし、監督員の承諾を得るものとする。その他は、標仕16.7.2(b)(i)(ii)(iii)による。 表面板の厚さは、(27)mmとする。 ◎建物内部の木製建具に使用するホルムアルデヒド水溶液を用いた塗作用、壁紙施工用及び建具用でん粉系接着剤のホルムアルデヒドの発散量は、F☆☆☆☆とする。ただし、正当な理由により確保が困難である場合等、ホルムアルデヒドの発散量が、F☆☆☆☆でのん粉系接着剤を使用できない場合には、監督員と協議するものとし、監督員の承諾を得るものとする。																								
3. 建具用金物	◎金物の種類及び見え掛り部の材質は、標仕表16.8.1による。 ◎既製又はこれに準ずる建具の建具金物は、建具製作所の仕様による。 ◎握り玉及びレバーハンドル、押板類、クレセント等の取付け位置は図示による。																								
4. ガラス	◎板ガラス <table border="1"> <tr> <th>種類</th> <th>品 種</th> <th>厚 さ</th> <th>備 考</th> </tr> <tr> <td>網入りガラス</td> <td>網入り型板</td> <td>6.8</td> <td></td> </tr> <tr> <td>網入りガラス</td> <td>網入り磨き</td> <td>6.8</td> <td></td> </tr> </table>	種類	品 種	厚 さ	備 考	網入りガラス	網入り型板	6.8		網入りガラス	網入り磨き	6.8													
種類	品 種	厚 さ	備 考																						
網入りガラス	網入り型板	6.8																							
網入りガラス	網入り磨き	6.8																							
	◎外部の網入り硝子等の下辺小口及び縦小口下端の防錆処理を行うこと。 ◎ガラス留め材の種類 <table border="1"> <tr> <th>建具の種類</th> <th>材 種</th> <th>ガラス溝の大きさ</th> </tr> <tr> <td>アルミニウム製木 製</td> <td>シーリング</td> <td>面クリアランス5以上</td> </tr> </table>	建具の種類	材 種	ガラス溝の大きさ	アルミニウム製木 製	シーリング	面クリアランス5以上																		
建具の種類	材 種	ガラス溝の大きさ																							
アルミニウム製木 製	シーリング	面クリアランス5以上																							
	◎シーリング材は、標仕表9.7.1による。																								

7章 内装改修工事

項目	特記事項																																														
1. 一般事項	◎工事に先立ち、改修部分の隠蔽部の調査を行い、設計図書と照合し、支障があった場合は、速やかに監督員に報告し、指示を受けること。 ◎各部の撤去により、下地及び構造躯体にひび割れ及び欠陥部が発見された場合は、速やかに監督員に報告し指示を受けること。 ◎各改修工事の仕様は、仕様・仕上げ表による。 ①床改修 ・既設床仕上げ材の除去 改標仕6.2.2(a)参照																																														
2. 撤去並びに下地補修	<table border="1"> <tr> <th>種 類</th> <th>撤去工法</th> <th>撤去範囲</th> <th>備 考</th> </tr> <tr> <td>ビニール床シート ビニール床タイル ゴム系床タイル</td> <td>改標仕6.2.2(a)(1)による</td> <td>全面・一部(図示)</td> <td rowspan="2">また、木床組の場合、撤去範囲を記入 部分的な不良箇所に対する指示を記入。</td> </tr> <tr> <td>フローリング張床 床タイル</td> <td>改標仕6.2.2(a)(3) 改標仕6.2.2(a)(4)</td> <td>同上 同上</td> </tr> <tr> <td>床組</td> <td>改標仕6.2.2(a)(5)</td> <td>同上</td> <td></td> </tr> </table>	種 類	撤去工法	撤去範囲	備 考	ビニール床シート ビニール床タイル ゴム系床タイル	改標仕6.2.2(a)(1)による	全面・一部(図示)	また、木床組の場合、撤去範囲を記入 部分的な不良箇所に対する指示を記入。	フローリング張床 床タイル	改標仕6.2.2(a)(3) 改標仕6.2.2(a)(4)	同上 同上	床組	改標仕6.2.2(a)(5)	同上																																
種 類	撤去工法	撤去範囲	備 考																																												
ビニール床シート ビニール床タイル ゴム系床タイル	改標仕6.2.2(a)(1)による	全面・一部(図示)	また、木床組の場合、撤去範囲を記入 部分的な不良箇所に対する指示を記入。																																												
フローリング張床 床タイル	改標仕6.2.2(a)(3) 改標仕6.2.2(a)(4)	同上 同上																																													
床組	改標仕6.2.2(a)(5)	同上																																													
3. 木工事	・コンクリート又はモルタル面の下地処理 改標仕6.2.2(b)参照 <table border="1"> <tr> <th>下地の状況</th> <th>下地処理方法</th> <th>備 考 欄</th> </tr> <tr> <td>凹凸部処理</td> <td>サンダー掛け ポリマーセメントモルタル エポキシ樹脂モルタル</td> <td>合成樹脂床の場合</td> </tr> <tr> <td>欠損部 下地モルタル撤去部</td> <td>モルタルで補修し乾燥後 デッキブラシ等で清掃</td> <td>塗厚さ及び下地の風化状況により、モルタル補修が困難な場合は、カチオン系樹脂モルタル及びノロ等の補修</td> </tr> </table>	下地の状況	下地処理方法	備 考 欄	凹凸部処理	サンダー掛け ポリマーセメントモルタル エポキシ樹脂モルタル	合成樹脂床の場合	欠損部 下地モルタル撤去部	モルタルで補修し乾燥後 デッキブラシ等で清掃	塗厚さ及び下地の風化状況により、モルタル補修が困難な場合は、カチオン系樹脂モルタル及びノロ等の補修																																					
下地の状況	下地処理方法	備 考 欄																																													
凹凸部処理	サンダー掛け ポリマーセメントモルタル エポキシ樹脂モルタル	合成樹脂床の場合																																													
欠損部 下地モルタル撤去部	モルタルで補修し乾燥後 デッキブラシ等で清掃	塗厚さ及び下地の風化状況により、モルタル補修が困難な場合は、カチオン系樹脂モルタル及びノロ等の補修																																													
4. 製材	◎改修後の床の清掃範囲は図示する。 ②壁改修 ・コンクリート間仕切り壁 改標仕6.3.2(a)参照 ・間仕切壁撤去に伴う構造体の補修 モルタル塗り ※施工場所は図示による。 塗り厚25mm超の場合の補修を行う(行わない) <table border="1"> <tr> <th>機械等の区分</th> <th>既存床・建具・天井取合の補修範囲及び内容</th> </tr> <tr> <td>油圧クラッシュ使用</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ダイヤモンドカッター使用</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ハンドブレーカー使用</td> <td></td> </tr> <tr> <td>アグレッシブウォータージェット使用</td> <td></td> </tr> </table>	機械等の区分	既存床・建具・天井取合の補修範囲及び内容	油圧クラッシュ使用		ダイヤモンドカッター使用		ハンドブレーカー使用		アグレッシブウォータージェット使用																																					
機械等の区分	既存床・建具・天井取合の補修範囲及び内容																																														
油圧クラッシュ使用																																															
ダイヤモンドカッター使用																																															
ハンドブレーカー使用																																															
アグレッシブウォータージェット使用																																															
5. 軽量鉄骨壁下地	・木製及び軽量鉄骨間仕切り壁 改標仕6.3.2(b)、(c)及び(d)参照 <table border="1"> <tr> <th>撤 去 区 分</th> <th>既存床・建具・天井取合の補修範囲及び内容</th> </tr> <tr> <td>壁下地を含む全面</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ボード面まで</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ボード面を残し仕上げのみ</td> <td></td> </tr> </table>	撤 去 区 分	既存床・建具・天井取合の補修範囲及び内容	壁下地を含む全面		ボード面まで		ボード面を残し仕上げのみ																																							
撤 去 区 分	既存床・建具・天井取合の補修範囲及び内容																																														
壁下地を含む全面																																															
ボード面まで																																															
ボード面を残し仕上げのみ																																															
6. 軽量鉄骨天井下地	◎天井改修 改標仕6.4.2参照 <table border="1"> <tr> <th>撤 去 区 分</th> <th>既存壁取合の補修範囲及び内容</th> </tr> <tr> <td>天井下地を含む全面</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ボード面まで</td> <td>照明器具等による補強が必要な場合は、その内容も記入</td> </tr> <tr> <td>ボード面を残し仕上げのみ</td> <td></td> </tr> </table>	撤 去 区 分	既存壁取合の補修範囲及び内容	天井下地を含む全面		ボード面まで	照明器具等による補強が必要な場合は、その内容も記入	ボード面を残し仕上げのみ																																							
撤 去 区 分	既存壁取合の補修範囲及び内容																																														
天井下地を含む全面																																															
ボード面まで	照明器具等による補強が必要な場合は、その内容も記入																																														
ボード面を残し仕上げのみ																																															
7. ビニールシート張り(JIS A 5705)ビニール床タイル張り(JIS A 5705)及びゴム床タイル張り	◎工事現場搬入時の含水率は(A・B)種とする。 ◎木材の品質 ・保存処理木材は、日本農林規格に規定する保存処理の処理区分のうち、K2からK4までの保存処理(JIS K 1570)(木材保存剤)に規定する木材保存剤(ただし、クレオソート油は有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律(昭和48年法律第112号)に適合したものとする。)、これと同等の薬剤を用いたK2からK4までの薬剤の浸潤度及び吸収量を確保する工場処理その他これと同等の性能を有する処理を含む。)が施されているもの又は認証木材建材(AQマーク表示)として認定された保存処理材を使用するものとする。 ・樹種及び等級 <table border="1"> <tr> <th rowspan="2">構造下地</th> <th rowspan="2">施工箇所</th> <th rowspan="2">樹 種</th> <th rowspan="2">寸 法</th> <th rowspan="2">材料の等級</th> <th rowspan="2">形 状</th> <th colspan="3">表面の仕上げ</th> <th rowspan="2">含水率</th> <th rowspan="2">備 考</th> </tr> <tr> <th>含水率</th> <th>備 考</th> <th>備 考</th> </tr> <tr> <td rowspan="2">造作材</td> <td>敷居</td> <td>桧</td> <td>上小節</td> <td></td> <td>A B C</td> <td>A種</td> <td>KD</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他造作材</td> <td>杉</td> <td>上小節</td> <td></td> <td>A B C</td> <td>A種</td> <td>KD</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>杉小幅板厚10</td> <td>杉</td> <td>上小節</td> <td></td> <td>A B C</td> <td>A種</td> <td>KD</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	構造下地	施工箇所	樹 種	寸 法	材料の等級	形 状	表面の仕上げ			含水率	備 考	含水率	備 考	備 考	造作材	敷居	桧	上小節		A B C	A種	KD			その他造作材	杉	上小節		A B C	A種	KD				杉小幅板厚10	杉	上小節		A B C	A種	KD					
構造下地	施工箇所							樹 種	寸 法	材料の等級			形 状	表面の仕上げ			含水率	備 考																													
		含水率	備 考	備 考																																											
造作材	敷居	桧	上小節		A B C	A種	KD																																								
	その他造作材	杉	上小節		A B C	A種	KD																																								
	杉小幅板厚10	杉	上小節		A B C	A種	KD																																								
8. 畳敷き	◎JIS A 6517の規格品とする。 ◎スタッド、ランナーの種類は、(65.90型)とし、改標仕表6.7.11による。 ◎JIS A 6517の規格品とする。 ◎野縁等の種類は、屋内19型、屋外25型とし、改標仕表6.6.11による。 <table border="1"> <tr> <th rowspan="2">材質</th> <th colspan="2">材種</th> <th rowspan="2">色柄</th> <th rowspan="2">厚さ</th> <th colspan="3">幅 木</th> <th rowspan="2">接着剤</th> <th rowspan="2">施工箇所</th> <th rowspan="2">備 考</th> </tr> <tr> <th>種類</th> <th>記号</th> <th>材質</th> <th>厚さ</th> <th>高さ</th> </tr> <tr> <td>ビニール床シート</td> <td>複層ビニール床シート</td> <td>FS</td> <td>無地</td> <td>2.5</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>球状</td> <td>図示</td> </tr> <tr> <td>ビニール床シート</td> <td>複層ビニール床シート</td> <td>FS</td> <td>木目調</td> <td>2.5</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>球状</td> <td>交通・展示室</td> </tr> <tr> <td>ノックアップビニール床シート</td> <td>複層ビニール床シート</td> <td>FS</td> <td>無地</td> <td>2.0</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>球状</td> <td>図示</td> </tr> </table>	材質	材種		色柄	厚さ	幅 木			接着剤	施工箇所	備 考	種類	記号	材質	厚さ	高さ	ビニール床シート	複層ビニール床シート	FS	無地	2.5				球状	図示	ビニール床シート	複層ビニール床シート	FS	木目調	2.5				球状	交通・展示室	ノックアップビニール床シート	複層ビニール床シート	FS	無地	2.0				球状	図示
材質	材種		色柄	厚さ			幅 木						接着剤	施工箇所	備 考																																
	種類	記号			材質	厚さ	高さ																																								
ビニール床シート	複層ビニール床シート	FS	無地	2.5				球状	図示																																						
ビニール床シート	複層ビニール床シート	FS	木目調	2.5				球状	交通・展示室																																						
ノックアップビニール床シート	複層ビニール床シート	FS	無地	2.0				球状	図示																																						
	◎ビニール幅木：材質(軟質・硬質)、高さ(60・75・100)、厚さ(2.0) ◎種別 (A・B・C・D)種 ◎畳表及び畳床はVOC含有量が少ないものとする。																																														

7章 内装改修工事		特記事項		項目		特記事項		項目		特記事項																																																																				
9. せつこうボードその他 ボード及び合板張り	材種・規格品	施工箇所	工法	厚さ (mm)	不燃材等の 区分	小ねじ・釘・ 接着剤の 種類	下地の 種類	備考																																																																						
	せつこうボード JIS A 6901の規格品	壁	突付	9.5	準不燃		LGS			◎施工計画 (1) 工事着手前に施工計画書を監督員に提出し、承諾を受けること。 (2) アスベスト除去工事に係る官公署他への手続きを遅延なく行うこと。 ◎アスベスト含有建材の除去を直接行う専門工事業者については、工事に相応した技術を有することを証明する資料を監督員に提出する。 ◎工法 (1) 除去は、アスベストを含まない内装材及び外部建具の撤去にさがけて行うこと。 (2) 除去は、可能な限り破壊又は破断を伴わない方法で行うものとし、原則「手ばらし」とする。 建築物外部の成形板を除去する場合は、できる限り原形のまま除去すること。 (3) 除去作業中は、原則として散水その他の方法により、アスベスト成形板を常に湿潤な状態として作業を行う。 (4) 建物から取り外した廃材を原型のまま保管・運搬できるよう十分な大きさのフレキシブルコンテナバッグや車両を用意すること。 (5) やむを得ず破砕等が必要な場合は、石綿等の粉じんを飛散させないよう十分な湿潤化を行うとともに、作業場所の外部に飛散させないための措置を講ずること。 ◎除去箇所一覧表 <table border="1"> <tr> <th>階数</th> <th>室名</th> <th>箇所</th> <th>建材種別</th> <th>面積</th> </tr> <tr> <td>1・2</td> <td>仕上げ表による</td> <td>床</td> <td>仕上げ表による</td> <td>331.0㎡</td> </tr> <tr> <td>1・2</td> <td>仕上げ表による</td> <td>壁</td> <td>仕上げ表による</td> <td>46.3㎡</td> </tr> <tr> <td>1・2</td> <td>仕上げ表による</td> <td>天井</td> <td>仕上げ表による</td> <td>756.0㎡</td> </tr> </table>	階数	室名	箇所	建材種別	面積	1・2	仕上げ表による	床	仕上げ表による	331.0㎡	1・2	仕上げ表による	壁	仕上げ表による	46.3㎡	1・2	仕上げ表による	天井	仕上げ表による	756.0㎡																																																
		階数	室名	箇所	建材種別	面積																																																																								
	1・2	仕上げ表による	床	仕上げ表による	331.0㎡																																																																									
1・2	仕上げ表による	壁	仕上げ表による	46.3㎡																																																																										
1・2	仕上げ表による	天井	仕上げ表による	756.0㎡																																																																										
化粧せつこうボード トラバーチン模様 JIS A 6901の規格品	天井	突付	9.5	準不燃	標仕19.7.2(d)(e)	LGS																																																																								
化粧せつこうボード 杉目プリント JIS A 6901の規格品	天井	突付	9.5	準不燃	標仕19.7.2(d)(e)	LGS																																																																								
ロックウール 化粧吸音板 JIS A 6307の規格品	天井	突付	9	不燃	標仕19.7.2(d)(e)	LGS																																																																								
化粧合板 防火不燃化粧板	壁	突付	3	不燃	メーカー指定	合板 既存仕様																																																																								
◎合板、パーティクルボード及びMDFのホルムアルデヒド放散量は、F☆☆☆☆とする。 ただし、正当な理由により確保が困難である場合等、ホルムアルデヒドの放散量が、F☆☆☆☆の合板、パーティクルボード及びMDFを使用できない場合には、監督員と協議するものとし、監督員の承諾を得るものとする。																																																																														
10. 壁紙張り JIS A 6921	施工箇所	種類	防火性能の級別	素地ごしらえ	備考																																																																									
	ボード面	ビニル紙	準不燃	標仕表18.2.7 B種	量産品																																																																									
モタリ面	ビニル紙	準不燃	標仕表18.2.4 B種	量産品																																																																										
◎ホルムアルデヒドの発散量は、F☆☆☆☆とする。 ただし、正当な理由により確保が困難である場合等、ホルムアルデヒドの発散量が、F☆☆☆☆の壁紙を使用できない場合には、監督員と協議するものとし、監督員の承諾を得るものとする。																																																																														
11. モルタル塗り	施工箇所	仕上げの種類	目地の材質	防水の有無	備考																																																																									
	床	金ごて		なし																																																																										
床・タイル下地	木ごて		なし																																																																											
壁	金ごて		なし																																																																											
◎総塗り厚さが25mm以上となる場合は、剥落防止工法とすること。																																																																														
12. タイル張り	◎セメントモルタルによる陶磁器質タイル張り																																																																													
	施工箇所	形状/寸法 (mm)	吸水率による区分	うわぐすり	役物	色	再生材の 適用	耐凍害性 有無	耐清り性 有無	備考																																																																				
玄関床	150角	○			○	○		○																																																																						
通用口床	100角	○			○	○		○																																																																						
◎標準的な曲がり役物は一体成形とする。 ◎タイルの製造所： 評価名簿による。 ◎見本焼きを行う： 「行わない」。 ◎試験張りを（行う）「行わない」。 ◎既製調合モルタルの製造所： 評価名簿による。 ◎保水材の混入量は、実績等の資料を提出したうえで、監督員の承認を得ること。																																																																														
13. セルフレベリング材塗り	◎セルフレベリング材の種類（せつこう系）「セメント系」 塗り厚さ（12.5）mm ◎シーラーその他の材料は、セルフレベリング材製造所の指定する製品とする。																																																																													
	◎壁紙施工用でん粉系接着剤、ユリア樹脂等（ユリア樹脂、メラミン樹脂、フェノール樹脂、レゾルシノール樹脂又はホルムアルデヒド系防腐剤）を用いた接着剤のホルムアルデヒドの放散量はF☆☆☆☆とする。 ただし、正当な理由により確保が困難である場合等、ホルムアルデヒドの放散量がF☆☆☆☆の接着剤を使用できない場合には、監督員と協議するものとし、監督員の承諾を得るものとする。																																																																													
14. 接着剤	◎乾式二重床システム：「パーティクルボード」厚20、支持材「樹脂製」・「樹脂製」受付け、LL-45、LH-55。																																																																													
15. 置床	◎合板、パーティクルボード及びMDFのホルムアルデヒド放散量はF☆☆☆☆とする。 ただし、正当な理由により確保が困難である場合等、ホルムアルデヒドの放散量がF☆☆☆☆の合板、パーティクルボード及びMDFを使用できない場合には、監督員と協議するものとし、監督員の承諾を得るものとする。																																																																													
16. 既製家具	◎調理台 YFC-23ARWE-II (M) 天板 ステンレスSUS430t = 1.0mm・メラミン化粧板両用 外装 ポリエステル樹脂合板 シングルレバー折畳み式混合栓 YK-54SM 2個 加熱機器 IHヒーター SH-B213B 2個 消費電力：2.00kW アース付2連 WNI1329 (15A125V AC) 2個 IHヒーター用 NK3011W (15A250V AC) 2個 包丁差 3本収納可能 樹脂成型品 2個 ムジヨレナス（害虫忌避材）仕様																																																																													
◎キッチン コンパクトキッチン ティオ 壁付1型 ベックタイプ 間口165cm ワークトップ ステンレス 扉 グループ1、ハンドル取手、ツートンなし 水栓 ノルマーレス・エコハンドル 加熱機器 IHヒーター CH-110JGN 消費電力：1.3kW レンジフード NBHのフタタイプ キャビネット 開き扉高さ70cm、間口30cm、開き扉照明スペース付高さ70cm、間口75cm システムライト KL-S56L1 電気温水器セット 25Lセット フィルター付止水栓/床給水用																																																																														
8章 塗装改修工事		特記事項																																																																												
項目		特記事項																																																																												
1. 一般事項		◎防火材料又は建築基準法に基づく指定又は認定を受けたものとする。 ◎塗料はホルマリン不検出のもの及び有機溶剤の含有量が少ないものとする。 ◎ユリア樹脂等（ユリア樹脂、メラミン樹脂、フェノール樹脂、レゾルシノール樹脂又はホルムアルデヒド系防腐剤）を用いた塗料のホルムアルデヒドの放散量は、F☆☆☆☆とする。 ただし、正当な理由により確保が困難である場合等、ホルムアルデヒドの放散量が、F☆☆☆☆の塗料を使用できない場合には、監督員と協議するものとし、監督員の承諾を得るものとする。																																																																												
5. 耐水性塗料塗り (DP)		<table border="1"> <tr> <th>区分</th> <th>種別</th> <th>下地調整</th> <th>上塗りの等級</th> <th>塗料種別</th> <th>備考</th> </tr> <tr> <td rowspan="2">鋼面</td> <td>B種</td> <td></td> <td></td> <td>A種</td> <td></td> </tr> <tr> <td>改標仕表7.8.1</td> <td>改標仕表7.2.2</td> <td>3級</td> <td>改標仕表7.3.1</td> <td></td> </tr> </table>										区分	種別	下地調整	上塗りの等級	塗料種別	備考	鋼面	B種			A種		改標仕表7.8.1	改標仕表7.2.2	3級	改標仕表7.3.1																																																			
区分	種別	下地調整	上塗りの等級	塗料種別	備考																																																																									
鋼面	B種			A種																																																																										
	改標仕表7.8.1	改標仕表7.2.2	3級	改標仕表7.3.1																																																																										
2. つや有合成樹脂エマルジョンペイント塗り (EP-G)		<table border="1"> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">種別</th> <th rowspan="2">下地調整</th> <th colspan="2">さび止め塗料</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>屋外</th> <th>屋内</th> <th>屋外</th> <th>屋内</th> </tr> <tr> <td>コンクリート面(新設)</td> <td colspan="2">B種 標仕表18.8.1</td> <td>B種 標仕表18.2.6</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>吹付外壁面(改修)</td> <td colspan="2">B種 改標仕表7.9.1</td> <td>R B種 改標仕表7.2.4</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>タイル面(改修)</td> <td colspan="2">B種 改標仕表7.9.1</td> <td>R B種 改標仕表7.2.4</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>タイル面(新設)</td> <td colspan="2">B種 標仕表18.8.1</td> <td>B種 標仕表18.2.4</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>石膏ボード面(新設)</td> <td colspan="2">B種 標仕表18.8.1</td> <td>A種 標仕表18.2.7</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>木部(改修)</td> <td colspan="2">B種 改標仕表7.9.2</td> <td>R B種 改標仕表7.2.1</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>木部(新設)</td> <td colspan="2">B種 標仕表18.8.2</td> <td>A種 標仕表18.2.1</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>鉄面(改修)</td> <td colspan="2">B種 改標仕表7.9.3</td> <td>R B種 改標仕表7.2.1</td> <td>C種 改標仕表7.3.3</td> <td>水系さび止め</td> <td></td> </tr> </table>										区分	種別		下地調整	さび止め塗料		備考	屋外	屋内	屋外	屋内	コンクリート面(新設)	B種 標仕表18.8.1		B種 標仕表18.2.6				吹付外壁面(改修)	B種 改標仕表7.9.1		R B種 改標仕表7.2.4				タイル面(改修)	B種 改標仕表7.9.1		R B種 改標仕表7.2.4				タイル面(新設)	B種 標仕表18.8.1		B種 標仕表18.2.4				石膏ボード面(新設)	B種 標仕表18.8.1		A種 標仕表18.2.7				木部(改修)	B種 改標仕表7.9.2		R B種 改標仕表7.2.1				木部(新設)	B種 標仕表18.8.2		A種 標仕表18.2.1				鉄面(改修)	B種 改標仕表7.9.3		R B種 改標仕表7.2.1	C種 改標仕表7.3.3	水系さび止め	
区分	種別		下地調整	さび止め塗料		備考																																																																								
	屋外	屋内		屋外	屋内																																																																									
コンクリート面(新設)	B種 標仕表18.8.1		B種 標仕表18.2.6																																																																											
吹付外壁面(改修)	B種 改標仕表7.9.1		R B種 改標仕表7.2.4																																																																											
タイル面(改修)	B種 改標仕表7.9.1		R B種 改標仕表7.2.4																																																																											
タイル面(新設)	B種 標仕表18.8.1		B種 標仕表18.2.4																																																																											
石膏ボード面(新設)	B種 標仕表18.8.1		A種 標仕表18.2.7																																																																											
木部(改修)	B種 改標仕表7.9.2		R B種 改標仕表7.2.1																																																																											
木部(新設)	B種 標仕表18.8.2		A種 標仕表18.2.1																																																																											
鉄面(改修)	B種 改標仕表7.9.3		R B種 改標仕表7.2.1	C種 改標仕表7.3.3	水系さび止め																																																																									
3. ウレタン樹脂ワニス塗り (UC)		<table border="1"> <tr> <th>区分</th> <th>種別</th> <th>下地調整</th> <th>備考</th> </tr> <tr> <td>木部(改修)</td> <td>B種 改標仕表7.12.1</td> <td>R B種 改標仕表7.2.1</td> <td></td> </tr> <tr> <td>木部(新設)</td> <td>B種 標仕表18.11.1</td> <td>B種 標仕表18.2.1</td> <td></td> </tr> </table>										区分	種別	下地調整	備考	木部(改修)	B種 改標仕表7.12.1	R B種 改標仕表7.2.1		木部(新設)	B種 標仕表18.11.1	B種 標仕表18.2.1																																																								
区分	種別	下地調整	備考																																																																											
木部(改修)	B種 改標仕表7.12.1	R B種 改標仕表7.2.1																																																																												
木部(新設)	B種 標仕表18.11.1	B種 標仕表18.2.1																																																																												
4. 転倒防止剤塗り		◎洗浄2回のうえ専用の中性液剤を用い滑り止め施工を行うこと。																																																																												
9章 環境配慮(グリーン)改修工事		特記事項																																																																												
項目		特記事項																																																																												
1. アスベスト含有建材の処理工事		◎関係法令、都道府県の条例等を遵守すること。																																																																												
1. 一般事項		◎石綿ばく露防止対策等の実施内容を見やすい場所に掲示すること。 ◎事前の施工調査等を改標仕9.1.1(d)により行い、調査結果を監督員に提出すること。 ・ただし、分析によるアスベスト含有の調査は、JIS A 1481-1による。 ◎アスベスト粉塵濃度測定を行う「行わない」。 ・濃度測定は「JIS K 3850-1 空気中の繊維状粒子測定方法-第1部：光学顕微鏡法及び走査電子顕微鏡法」による位相差・分散顕微鏡法による。 ・測定を行う場合、アスベスト除去工法の仕様による。 ・測定機関は、徳島労働局に登録されている作業環境測定機関とする。 ・報告書を（ ）部作成し監督員に提出すること。																																																																												
10章 舗装工事		特記事項																																																																												
1. 路床		◎盛土材料(標仕表3.2.1のB種) ◎六価クロム溶出試験を行う「行わない」。 行った場合、土壤環境基準以下であることを確認すると共に、試験結果(計量証明書)を監督員に提出するものとする。 六価クロム溶出試験は、「セメント及びセメント系固化材の地盤改良への使用及び改良土の再利用に関する当面の措置」(平成12.3.31建設第258号)の「六価クロム溶出試験実施要領(案)」により実施する。 土質条件、施工条件等により試験方法、検体数に変更が生じた場合、試験の結果、六価クロムの溶出量が土壤環境基準を超えた場合は、監督員と協議するものとする。 ◎ジオテキスタイルを使用する「使用しない」。 ◎路床土の支持力比(CBR)試験は(行う「乱した土、乱さない土」)「行わない」。 ◎路床締固め試験は(行う「行わない」)。目標CBRは()以上とする。 ◎砂の粒度試験は(行う「行わない」)。 ◎路盤材料(再生アスファルト)。 ◎締固め試験は(行う「行わない」)。 <table border="1"> <tr> <th>舗装の種類</th> <th>部位</th> <th>舗装の厚さ(mm)</th> </tr> <tr> <td>アスファルト</td> <td>表層</td> <td>50</td> </tr> </table> ◎再生加熱アスファルト混合物を(使用する「しない」)。 <table border="1"> <tr> <th>種別</th> <th>表層、基層の別</th> <th>種類</th> <th>備考</th> </tr> <tr> <td>加熱アスファルト混合物</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>再生加熱アスファルト混合物</td> <td>表層</td> <td>密粒度7A77μm混合物</td> <td></td> </tr> </table> ◎シールコートは(行う「行わない」)。 ◎アスファルト混合物の抽出試験は(行う「行わない」)。 ◎舗装の平坦性は、通行の支障となる水たまりを生じない程度とする。 ◎地域は(「一般地域」・「寒冷地域」)とする。 <table border="1"> <tr> <th>舗装の種類</th> <th>部位</th> <th>舗装の厚さ(mm)</th> <th>結合材による種類</th> <th>車道部の基底</th> <th>備考</th> </tr> <tr> <td>加熱アスファルト混合物</td> <td>歩道部</td> <td>50</td> <td>アスファルト</td> <td></td> <td>ペグダウン</td> </tr> </table> ◎シールコートは(行う「行わない」)。 ◎アスファルト混合物の抽出試験は(行う「行わない」)。 ◎舗装の平坦性は、通行の支障となる水たまりを生じない程度とする。 ◎路面標示位置、間隔は図示による。 ◎材料：種類(「熔融型」)、色(「白」)、塗布幅(「150」)、塗布厚さ(「1.0mm以上」)										舗装の種類	部位	舗装の厚さ(mm)	アスファルト	表層	50	種別	表層、基層の別	種類	備考	加熱アスファルト混合物				再生加熱アスファルト混合物	表層	密粒度7A77μm混合物		舗装の種類	部位	舗装の厚さ(mm)	結合材による種類	車道部の基底	備考	加熱アスファルト混合物	歩道部	50	アスファルト		ペグダウン																																					
舗装の種類	部位	舗装の厚さ(mm)																																																																												
アスファルト	表層	50																																																																												
種別	表層、基層の別	種類	備考																																																																											
加熱アスファルト混合物																																																																														
再生加熱アスファルト混合物	表層	密粒度7A77μm混合物																																																																												
舗装の種類	部位	舗装の厚さ(mm)	結合材による種類	車道部の基底	備考																																																																									
加熱アスファルト混合物	歩道部	50	アスファルト		ペグダウン																																																																									
2. 路盤		◎シールコートは(行う「行わない」)。 ◎アスファルト混合物の抽出試験は(行う「行わない」)。 ◎舗装の平坦性は、通行の支障となる水たまりを生じない程度とする。 ◎路面標示位置、間隔は図示による。 ◎材料：種類(「熔融型」)、色(「白」)、塗布幅(「150」)、塗布厚さ(「1.0mm以上」)																																																																												
3. アスファルト舗装		◎シールコートは(行う「行わない」)。 ◎アスファルト混合物の抽出試験は(行う「行わない」)。 ◎舗装の平坦性は、通行の支障となる水たまりを生じない程度とする。 ◎路面標示位置、間隔は図示による。 ◎材料：種類(「熔融型」)、色(「白」)、塗布幅(「150」)、塗布厚さ(「1.0mm以上」)																																																																												
4. カラー舗装		◎シールコートは(行う「行わない」)。 ◎アスファルト混合物の抽出試験は(行う「行わない」)。 ◎舗装の平坦性は、通行の支障となる水たまりを生じない程度とする。 ◎路面標示位置、間隔は図示による。 ◎材料：種類(「熔融型」)、色(「白」)、塗布幅(「150」)、塗布厚さ(「1.0mm以上」)																																																																												
5. 区画線		◎シールコートは(行う「行わない」)。 ◎アスファルト混合物の抽出試験は(行う「行わない」)。 ◎舗装の平坦性は、通行の支障となる水たまりを生じない程度とする。 ◎路面標示位置、間隔は図示による。 ◎材料：種類(「熔融型」)、色(「白」)、塗布幅(「150」)、塗布厚さ(「1.0mm以上」)																																																																												

徳島県県土整備部営繕課		●工事名 R1営繕 旧果樹研究所 勝・沼江 本館等機能強化工事建築	●図面番号 A-05	株式会社 岡島建築事務所	
		●図面名 特記仕様書5	●縮尺 NON	1級建築士登録 第344068号 瀬尾 卓芳	

外部仕上表

	現況・撤去	改修後		現況・撤去	改修後
幅木（東・北面 改修）	コンクリート打放し	基礎巾木専用塗料	R C 塀	幅木:コンクリート打放し仕上げ、壁:コンクリート打放し 吹付タイ	幅木:基礎巾木専用塗料、壁:可とう形改修塗材CE吹替
壁（北面 改修）	コンクリート打放し(凹凸仕上げ) 吹付タイ 小口タイ張り	可とう形改修塗材CE吹替 タイ:既存のまま	鋼製引き分け門扉	鋼製SOP塗り	DP塗替え
軒裏	フレキシブルボード厚4 EP塗り	EP-G塗替え、一部木口再止め	鋼製フェンス	鋼製SOP塗り	DP塗替え
屋上	コンクリート金コテアスファルト防水、軽量コンクリート厚60、モルタル金コテ化粧目地切	既存のまま	構内舗装	アスファルト舗装	アスファルト舗装、カー舗装
バルコニー	床:防水モルタル金コテ、鋳鉄製排水グリッドφ100	床:塗膜防水、二重排水φ100			
樋（北面 改修）	堅樋 φ100 SOP塗り、養生管:GP100A SOP塗り L=2000	堅樋 φ100 SUSつかみ金物、養生管:SUSφ100 L=2000			

内部仕上表

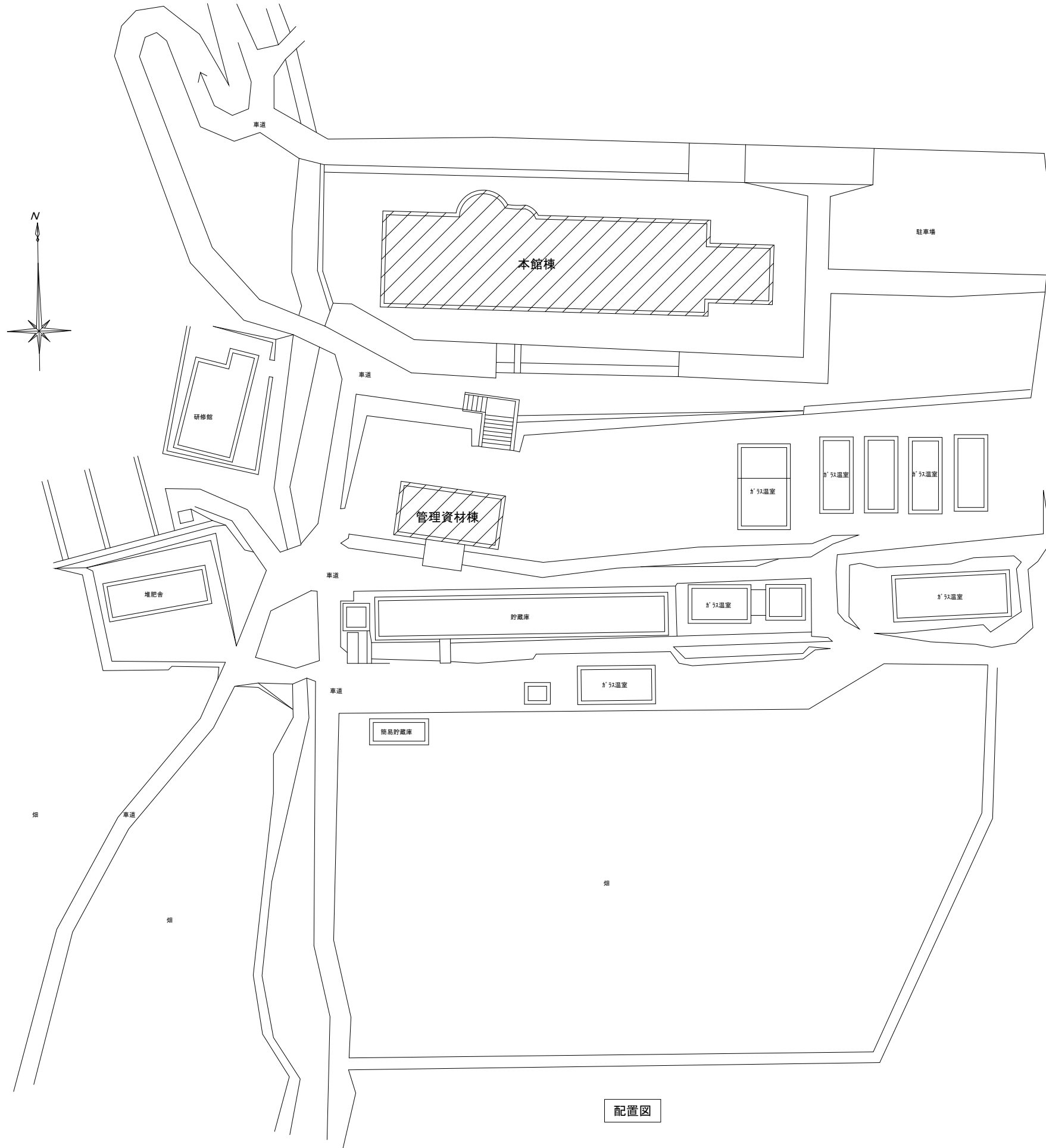
階	室名	床	巾木	壁	天井	備考	室名	
1 F	④ 玄関ホール (玄関ホール)	現況・撤去	1F:赤御影石水磨き 2F:ビニル床シート厚2.5張り 撤去	1F:赤御影石水磨きH=100 2F:テラゾーブロックH=100	コンクリート打放し 吹付タイ	1F:アクリル成型バネ 2F:コンクリート打放し 吹付タイ	階段 踏面・蹴上げ:ビニル床シート厚2.5張り、段鼻SUSノスリッパ 共撤去 階段 手すり:SUS製	玄関ホール (玄関ホール)
		改修後	1F:石クリンク [®] のうえ転倒防止剤塗り 2F:ビニル床シート厚2.5張り	1F:石クリンク 2F:テラゾーブロッククリンク	EP-G塗替え	1F:アクリルクリンク 2F:ロックアップ化粧吸音板厚9 LGS新設、天井インサート共	階段 踏面・蹴上げ:ビニル床シート厚2.5張り、段鼻SUSノスリッパ 共新設 階段 手すり:既存のまま	
	廊下 (廊下)	現況・撤去	ビニル床タイ厚2.5張り 撤去	ビニル幅木H=75 撤去	モルタル金コテ VP塗り	化粧石膏ボード厚9 撤去 (アスベスト) 一部プラスチックパネル、アクリル格子共撤去		廊下 (廊下)
		改修後	ビニル床シート厚2.5張り	ビニル幅木H=75	EP-G塗替え	化粧石膏ボード厚9.5 (455×910)		
	① サテライトオフィス① (所長室) VOC試験	現況・撤去	絨毯厚7敷き 一部撤去	木製H=75 CL塗り	クロス張り、下地石膏ボード厚12 (アスベスト)張り	クロス張り、下地石膏ボード厚9 撤去 (アスベスト)		サテライトオフィス① (所長室) VOC試験
		改修後	既存のまま、一部ビニル床シート厚2.5張り	既存のまま 一部:木製H=75	杉板厚10本実、一部下地石膏ボード厚9.5	EP-G塗り、下地石膏ボード厚9.5		
	② サテライトオフィス② (事務室)	現況・撤去	ビニル床タイ厚2.5張り 一部撤去 一部タイ、下地モルタル・周囲SUS見切 撤去	ビニル幅木H=75 撤去	クロス張り、下地モルタル金コテ 一部:100角タイ張り 撤去	化粧石膏ボード厚9 撤去 (アスベスト)		サテライトオフィス② (事務室)
		改修後	既存のまま、一部ビニル床シート厚2.5張り	既存のまま 一部:木製H=75	杉板厚10本実、タイ等撤去跡:銅線20×45@455(追加) 杉板厚10本実、下地石膏ボード厚9.5	EP-G塗り、下地石膏ボード厚9.5		
	③ 事務室 (事務室)	現況・撤去	ビニル床タイ厚2.5張り 撤去	ビニル幅木H=75 撤去	クロス張り、下地モルタル金コテ クロス撤去	化粧石膏ボード厚9 撤去 (アスベスト)		事務室 (事務室)
		改修後	ビニル床シート厚2.5張り	ビニル幅木H=60	EP-G塗替え EP-G塗り、下地石膏ボード厚12.5 (LGS65)	化粧石膏ボード厚9.5	受付カウンター	
	⑤ 交流・展示室 (農家相談室)	現況・撤去	ビニル床シート厚2.5張り 撤去	木製H=75 CL塗り、丸柱:ビニル幅木H=75 撤去	クロス張り、下地合板厚5.5張り、丸柱:コンクリート打放し 吹付タイ 曲面部:クロス張り、下地モルタル金コテ クロス撤去	クロス張り、下地石膏ボード厚9 (アスベスト) LGS下地共撤去		交流・展示室 (農家相談室)
		改修後	ビニル床シート厚2.0張り(木目調)	EP-G塗替え、丸柱:ビニル幅木H=60 木製H=75	杉板厚10本実、下地石膏ボード厚9.5増張り 丸柱・曲面部:EP-G塗替え	EP-G塗り、下地石膏ボード厚9.5 LGS下地新設		
	⑥ 食品加工資材室 (倉庫)	現況・撤去	ビニル床シート厚2.5張り 撤去	ビニル幅木H=75 撤去	モルタル金コテ VP塗り	ケイ酸カルシウム板厚6 SOP塗り 撤去 (アスベスト)		食品加工資材室 (倉庫)
		改修後	ビニル床シート厚2.5張り	ビニル幅木H=60	EP-G塗替え 家具撤去跡:モルタル金コテ EP-G塗り	既存LGS表し		
⑦ 食品加工室 (育種・培養実験室) VOC試験	現況・撤去	ブナフローリングブロック厚15 UC塗り 撤去	木製H=75 SOP塗り 撤去	モルタル金コテ VP塗り クロス張り、石膏ボード厚12 (アスベスト)張り 木脚縁下地共撤去	ケイ酸カルシウム板厚6 SOP塗り 撤去 (アスベスト)		食品加工室 (育種・培養実験室) VOC試験	
	改修後	ビニル床シート厚2.5張り、下地モルタル系モルタルリソ	ビニル幅木H=60、下地モルタル金コテ	EP-G塗替え 撤去跡:モルタル金コテ EP-G塗り	既存LGS表し			

内 部 仕 上 表

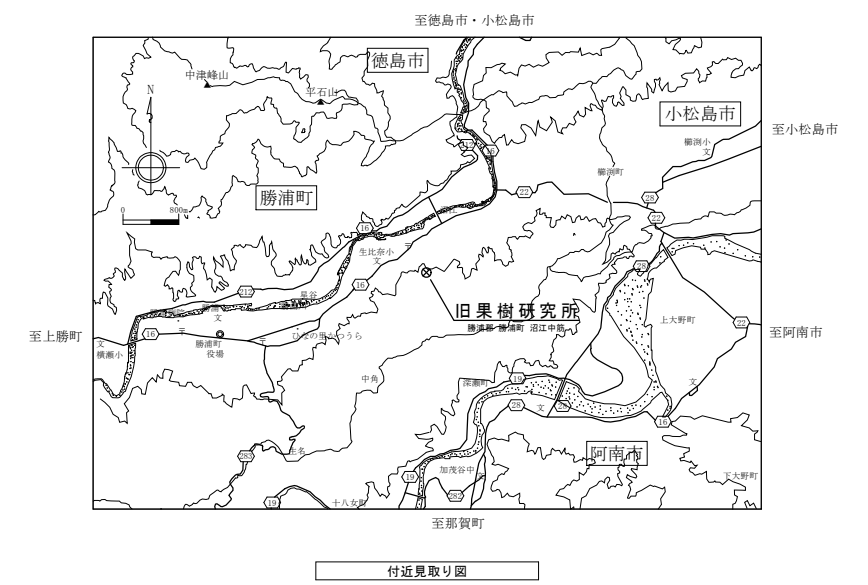
階	室 名		床	巾 木	壁	天 井	備 考	室 名
1 F	⑧ 談話室 (休養室)	現況・撤去	畳厚60敷き 撤去 一部フナフローリング厚15 UC塗り	畳寄H=35	クロス張り, 下地石膏ボード厚12 (アスベスト)張り	杉珩石膏ボード厚9 (アスベスト) LGS下地共撤去		談話室 (休養室)
		改修後	畳新設 70-リング: 既存のまま	既存のまま	既存のまま	杉珩石膏ボード厚9.5 LGS下地新設		
	踏込	現況・撤去	100角タイル張り 撤去	100角タイル張りH=85 撤去	クロス張り, 下地モルタル金コテ 撤去	フレキシブルボード厚4 EP塗り 撤去 (アスベスト)		踏込
		改修後	ビニル床シート厚2.5張り, 下地モルタル金コテ	ビニル幅木H=60, 下地モルタル金コテ	EP-G塗替え	化粧石膏ボード厚9.5 (910×910)		
	湯沸室	現況・撤去	100角タイル張り 撤去	木製H=35 SOP塗り 撤去	モルタル金コテ VP塗り 一部100角タイル張り	フレキシブルボード厚4 EP塗り 撤去 (アスベスト)		湯沸室
		改修後	ビニル床シート厚2.5張り, 下地モルタル金コテ	ビニル幅木H=60, 下地モルタル金コテ	EP-G塗替え キッチンパネル張り, 下地既存タイル	化粧石膏ボード厚9.5 (910×910)	キッチン	
	更衣室	現況・撤去	フナフローリングブロック厚15 UC塗り	木製H=35 SOP塗り	クロス張り, 下地モルタル金コテ	石膏ボード厚9 EP-G塗り (アスベスト)		更衣室
		改修後	既存のまま	既存のまま	既存のまま	既存のまま		
	シャワー室	現況・撤去	25角モザイクタイル張り	100角タイル張り	100角タイル張り	バスリブ張り		シャワー室
		改修後	既存のまま	既存のまま	既存のまま	既存のまま		
⑨	写真室 (暗室)	現況・撤去	防水モルタル金コテ, 防塵処理	モルタル金コテ VP塗り	モルタル金コテ VP塗り	フレキシブルボード厚4 EP塗り (アスベスト)		写真室 (暗室)
		改修後	既存のまま	既存のまま	既存のまま	既存のまま		
	前室	現況・撤去	ビニル床シート厚2.5張り (アスベスト)	ビニル幅木H=75 (アスベスト)	モルタル金コテ VP塗り	フレキシブルボード厚4 EP塗り (アスベスト)		前室
		改修後	既存のまま	既存のまま	既存のまま	既存のまま		
	物入 (気象観測室)	現況・撤去	ビニル床シート厚2.5張り (アスベスト)	ビニル幅木H=75 (アスベスト)	モルタル金コテ VP塗り	有孔石膏ボード厚9 EP塗り (アスベスト)		物入 (気象観測室)
		改修後	既存のまま	既存のまま	既存のまま	既存のまま		
⑩	フリースペース (コピー室)	現況・撤去	フナフローリングブロック厚15 UC塗り	木製H=75 CL塗り	クロス張り, 下地モルタル金コテ	岩綿吸音板厚12 (アスベスト), 石膏ボード厚9 (アスベスト) 捨て張り 一部プラスチックパネルのみ撤去	7&Mバネーション 撤去	フリースペース (コピー室)
		改修後	既存のまま	既存のまま	既存のまま	既存のまま	7&Mバネーション撤去跡:ビス穴などシーリング	
⑪	ロッカー室 (ロッカー室)	現況・撤去	フナフローリングブロック厚15 UC塗り	木製H=75 CL塗り	クロス張り, 下地モルタル金コテ	岩綿吸音板厚12 (アスベスト), 石膏ボード厚9 (アスベスト) b 捨て張り	7&Mバネーション 撤去	ロッカー室 (ロッカー室)
		改修後	既存のまま	既存のまま	既存のまま	既存のまま	7&Mバネーション撤去跡:ビス穴などシーリング	
⑫	女便所 (男便所)	現況・撤去	モザイクタイル張り 下地モルタル共撤去	100角タイル張り 下地モルタル共撤去	100角タイル張り 下地モルタル共撤去	フレキシブルボード厚4 (アスベスト) EP塗り 下地LGS19共撤去		男便所 (男便所)
		改修後	ビニル床シート厚2.5張り, 下地モルタル金コテ	ビニル幅木H=60	石膏ボード厚12.5 EP-G塗り キッチンパネル張り, 下地石膏ボード厚12.5・合板厚12 (LGS90)	化粧石膏ボード厚9.5	トイレバス:珩珩化粧板	
⑬	男便所 (女・身障者便所)	現況・撤去	モザイクタイル張り 下地モルタル共撤去	100角タイル張り 下地モルタル共撤去	100角タイル張り 下地モルタル共撤去	フレキシブルボード厚4 (アスベスト) EP塗り 下地LGS19共撤去		女便所 (女・身障者便所)
		改修後	ビニル床シート厚2.5張り, 下地モルタル金コテ	ビニル幅木H=60	石膏ボード厚12.5 (GL) EP-G塗り キッチンパネル張り, 下地石膏ボード厚12.5・合板厚12 (LGS90)	化粧石膏ボード厚9.5	トイレバス:珩珩化粧板	
⑭	多目的トイレ (倉庫)	現況・撤去	モルタル金コテ 目地切	モルタル金コテ VP塗り	モルタル金コテ VP塗り	有孔石膏ボード厚9 EP塗り 撤去 (アスベスト)		多目的トイレ (倉庫)
		改修後	ビニル床シート厚2.5張り, 下地樹脂モルタル補修	ビニル幅木H=60	石膏ボード厚12.5 (GL) (LGS65) EP-G塗り, EP-G塗替え キッチンパネル張り, 下地合板厚12 (LGS90)	化粧石膏ボード厚9.5 (910×910)	掃除具入れ	
⑮	フリースペース (植物調整室)	現況・撤去	フナフローリングブロック厚15 UC塗り	木製H=75 SOP塗り	モルタル金コテ VP塗り	ケイ酸カルシウム板厚6 SOP塗り (アスベスト)		フリースペース (植物調整室)
		改修後	既存のまま	既存のまま	既存のまま	既存のまま		
⑯	フリースペース (果実実験室)	現況・撤去	フナフローリングブロック厚15 UC塗り, 一部フナフローリングブロック撤去	木製H=75 SOP塗り	モルタル金コテ VP塗り	ケイ酸カルシウム板厚6 SOP塗り (アスベスト)		フリースペース (果実実験室)
		改修後	既存のまま, 一部フナフローリングブロック厚15 UC塗り	既存のまま	既存のまま	既存のまま, 一部プラスチックパネルのみ撤去		
⑰	交流資材室 (低温実験室)	現況・撤去	フナフローリングブロック厚15 UC塗り	木製H=75 SOP塗り	モルタル金コテ VP塗り	ケイ酸カルシウム板厚6 SOP塗り (アスベスト)		交流資材室 (低温実験室)
		改修後	既存のまま	既存のまま	既存のまま	既存のまま		

内 部 仕 上 表

階	室 名		床	巾 木	壁	天 井	備 考	室 名
2 F	廊下 (廊下)	現況・撤去	ビニル床シート厚2.5張り 撤去 (アスベスト)	ビニル幅木H=75 撤去	モルタル金コテ VP塗り	化粧石膏ボード厚9 撤去 (アスベスト)		廊下 (廊下)
		改修後	ビニル床シート厚2.5張り	ビニル幅木H=75	EP-G塗替え	化粧石膏ボード厚9.5張り		
⑲	果実実験室 (土壌・肥料実験室)	現況・撤去	ブナフローリングブロック厚15 UC塗り,一部フローリングブロック撤去	木製H=75 SOP塗り	モルタル金コテ VP塗り	ケイ酸カルシウム板厚6 SOP塗り 撤去 (アスベスト)		果実実験室 (土壌・肥料実験室)
		改修後	UC塗替え,一部ブナフローリングブロック厚15 UC塗り	EP-G塗替え 一部:木製H=75 EP-G塗り	EP-G塗替え,石膏ボード厚12.5(木下地) EP-G塗り 家具撤去跡:モルタル金コテ EP-G塗り	化粧石膏ボード厚9.5(910×910)	実験台(別途工事),SUS流し台	
⑳	談話室 (有機化学実験室)	現況・撤去	ブナフローリングブロック厚15 UC塗り	木製H=75 SOP塗り	モルタル金コテ VP塗り	ケイ酸カルシウム板厚6 SOP塗り 撤去 (アスベスト)		談話室 (有機化学実験室)
		改修後	UC塗替え,一部ブナフローリングブロック厚15 UC塗り	EP-G塗替え 一部:木製H=75 EP-G塗り	EP-G塗替え,石膏ボード厚12.5(木下地) EP-G塗り 配管カバー撤去跡:モルタル金コテ EP-G塗り	化粧石膏ボード厚9.5(910×910)		
㉑	調理室 (機器分析室) VOC試験	現況・撤去	ブナフローリングブロック厚15 UC塗り	木製H=75 SOP塗り	モルタル金コテ VP塗り	ケイ酸カルシウム板厚6 SOP塗り 撤去 (アスベスト)		調理室 (機器分析室) VOC試験
		改修後	UC塗替え,一部ブナフローリングブロック厚15 UC塗り	EP-G塗替え 一部:木製H=75 EP-G塗り	EP-G塗替え 家具撤去跡:モルタル金コテ EP-G塗り	化粧石膏ボード厚9.5(910×910)	調理台(別途工事)	
㉒	シャワー脱衣室1 (カス・有機化学 実験室)	現況・撤去	ブナフローリングブロック厚15 UC塗り	木製H=75 SOP塗り	モルタル金コテ VP塗り	ケイ酸カルシウム板厚6 SOP塗り 撤去 (アスベスト)		シャワー脱衣室1 (カス・有機化学 実験室)
		改修後	UC塗替え ビニル床シート張り,下地珪藻土合板厚12,置床	EP-G塗替え 一部:木製H=75 EP-G塗り	EP-G塗替え,石膏ボード厚12.5(木下地・LGS65) EP-G塗り キッチンパネル張り,下地石膏ボード厚12.5(LGS65),下地既存モルタル	化粧石膏ボード厚9.5(910×910) バスリア張り	シャワーユニット,シャワーカーテン	
㉓	宿泊備品室 (天秤室)	現況・撤去	ブナフローリングブロック厚15 UC塗り,一部フローリングブロック撤去,床モルタル撤去	木製H=75 SOP塗り	モルタル金コテ VP塗り	ケイ酸カルシウム板厚6 SOP塗り 撤去 (アスベスト)		宿泊備品室 (天秤室)
		改修後	UC塗替え,一部ブナフローリングブロック厚15 UC塗り	EP-G塗替え 一部:木製H=75 EP-G塗り	EP-G塗替え,石膏ボード厚12.5+9.5(木下地) EP-G塗り	化粧石膏ボード厚9.5(910×910)		
㉔	物品室 (試薬保管庫)	現況・撤去	ブナフローリングブロック厚15 UC塗り	木製H=75 SOP塗り	モルタル金コテ VP塗り	ケイ酸カルシウム板厚6 SOP塗り 一部撤去 (アスベスト)		物品室 (試薬保管庫)
		改修後	既存のまま	既存のまま 一部:木製H=75 EP-G塗り	既存のまま,一部石膏ボード厚12.5+9.5(木下地) EP-G塗り	既存のまま,撤去跡:天井点検口新設 石膏ボード厚9.5 EP-G塗り		
㉕	図書室 (図書室)	現況・撤去	ビニル床シート厚2.5張り (アスベスト)	木製H=75 CL塗り	クロス張り,下地モルタル金コテ	岩綿吸音板厚12 (アスベスト),石膏ボード厚9 (アスベスト)捨て張り		図書室 (図書室)
		改修後	既存のまま	既存のまま	既存のまま	既存のまま		
㉖	地域活性化交流室 (大会議室)	現況・撤去	絨毯厚6敷き,下地麻フェルト	木製H=65 CL塗り	クロス張り,下地石膏ボード厚12 (アスベスト) クロス張り,下地モルタル金コテ クロス撤去	岩綿吸音板厚12 (アスベスト),石膏ボード厚 (アスベスト)9捨て張り 一部撤去 クロス張り,下地珪藻土合板厚5.5 合板撤去		地域活性化交流室 (大会議室)
		改修後	既存のまま	EP-G塗替え	ビニルクロス張り	既存のまま 一部岩綿吸音板厚12,石膏ボード厚9.5捨て張り		
	湯沸し (湯沸し)	現況・撤去	ビニル床シート厚2.5張り (アスベスト)	木製H=65 SOP塗り	モルタル金コテ VP塗り 一部100角タイル張り	フレキシブルボード厚4 EP塗り (アスベスト)		湯沸し (湯沸し)
		改修後	既存のまま	既存のまま	既存のまま	既存のまま		
	機械室 (機械室)	現況・撤去	モルタル金コテ 防塵処理	モルタル金コテ	モルタル金コテ	有孔石膏ボード厚9 EP塗り 撤去 (アスベスト)		機械室 (機械室)
		改修後	既存のまま	既存のまま	既存のまま	化粧石膏ボード厚9.5(910×910)		
㉗	ア카데미講義室 (中会議室)	現況・撤去	ビニル床シート厚2.5張り (アスベスト)	ビニル幅木H=75	クロス張り,下地モルタル金コテ	岩綿吸音板厚12 (アスベスト),石膏ボード厚9 (アスベスト)捨て張り 一部撤去		ア카데미講義室 (中会議室)
		改修後	既存のまま	既存のまま	既存のまま	既存のまま,一部岩綿吸音板厚12,石膏ボード厚9捨て張り		
㉘	宿泊備品室 (培養室)	現況・撤去	ブナフローリングブロック厚15 UC塗り 一部モックイタイル,下地モルタル,周囲人研ぎ枠 撤去	木製H=75 SOP塗り	モルタル金コテ VP塗り	ケイ酸カルシウム板厚6 SOP塗り 撤去 (アスベスト)		宿泊備品室 (培養室)
		改修後	UC塗替え 一部ブナフローリングブロック厚15 UC塗り	EP-G塗替え 一部:木製H=75 EP-G塗り	EP-G塗替え,石膏ボード厚12.5(木下地) EP-G塗り	化粧石膏ボード厚9.5(910×910)		
㉙	シャワー脱衣室2 (調整室)	現況・撤去	ブナフローリングブロック厚15 UC塗り 一部モックイタイル,下地モルタル,周囲人研ぎ枠 撤去	木製H=75 SOP塗り	モルタル金コテ VP塗り	ケイ酸カルシウム板厚6 SOP塗り 撤去 (アスベスト)		シャワー脱衣室2 (調整室)
		改修後	UC塗替え,一部ブナフローリングブロック厚15 UC塗り ビニル床シート張り,下地珪藻土合板厚12,置床,一部撤去跡モルタル金コテ	EP-G塗替え 一部:木製H=75 EP-G塗り	EP-G塗替え,石膏ボード厚12.5(木下地・LGS65) EP-G塗り キッチンパネル張り,下地石膏ボード厚12.5(LGS65),下地既存モルタル	化粧石膏ボード厚9.5(910×910) バスリア張り	シャワーユニット,シャワーカーテン	
㉚	宿泊室1 (病害実験室)	現況・撤去	ブナフローリングブロック厚15 UC塗り	木製H=75 SOP塗り	モルタル金コテ VP塗り	ケイ酸カルシウム板厚6 SOP塗り 撤去 (アスベスト)		宿泊室1 (病害実験室)
		改修後	畳厚55敷き,桧線甲板厚15 UC塗り 一部ブナフローリングブロック UC塗替え	木製H=55,畳寄H=110	杉板厚10本実 CL塗り,家具等撤去跡:胴縁20×45@455(追加)	EP-G塗り,下地石膏ボード厚9.5		
㉛	宿泊室2 (害虫実験室) VOC試験	現況・撤去	ブナフローリングブロック厚15 UC塗り,一部フローリングブロック撤去	木製H=75 SOP塗り	モルタル金コテ VP塗り	ケイ酸カルシウム板厚6 SOP塗り 撤去 (アスベスト)		宿泊室2 (害虫実験室) VOC試験
		改修後	畳厚55敷き,桧線甲板厚15 UC塗り 一部ブナフローリングブロック UC塗替え,一部撤去跡モルタル金コテ	木製H=55	杉板厚10本実 CL塗り,家具等撤去跡:胴縁20×45@455(追加)	EP-G塗り,下地石膏ボード厚9.5		
	(植物培養室)	現況・撤去	ビニル床シート厚2.5張り (アスベスト),根太45×45@300,大引・束100×100@900 撤去	木製幅木H=75 撤去	クロス張り,下地石膏ボード厚12.5,木下地共 撤去	化粧石膏ボード厚9,木下地共 撤去		(植物培養室)
㉜	男便所 (男便所)	現況・撤去	モックイタイル張り	100角タイル張り	100角タイル張り	フレキシブルボード厚4 EP塗り (アスベスト)		男便所 (男便所)
		改修後	既存のまま	既存のまま	既存のまま	既存のまま		
㉝	女便所 (女便所)	現況・撤去	モックイタイル張り	100角タイル張り	100角タイル張り	フレキシブルボード厚4 EP塗り (アスベスト)		女便所 (女便所)
		改修後	既存のまま	既存のまま	既存のまま	既存のまま		



配置図



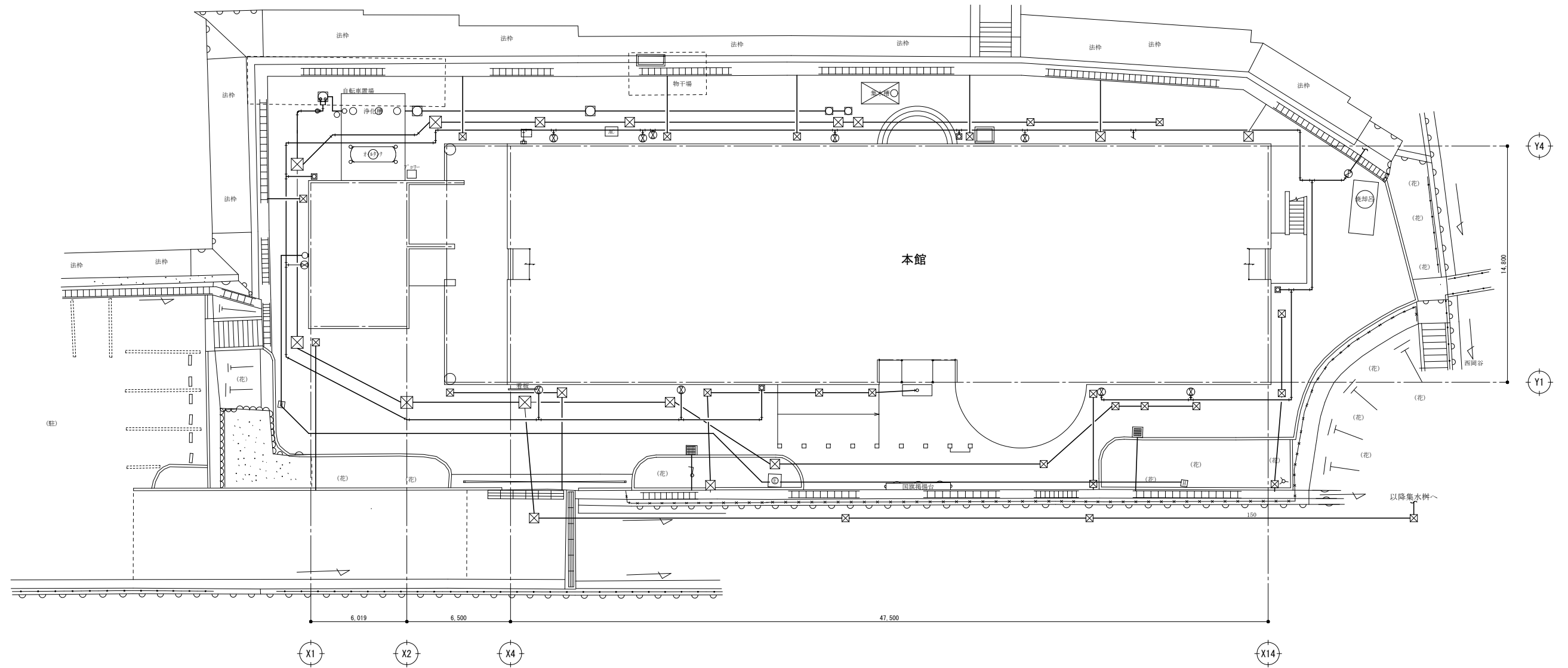
付近見取り図

	徳島県土整備部営繕課	●工事名 R1営繕 旧果樹研究所 勝・沼江 本館等機能強化工事建築 ●図面名 配置図, 付近見取り図	●図面番号 A-09 ●縮尺 A2:1/500 A3:1/704	株式会社 岡島建築事務所 1級建築士登録 第344068号 瀬尾 卓芳
--	------------	---	--	---

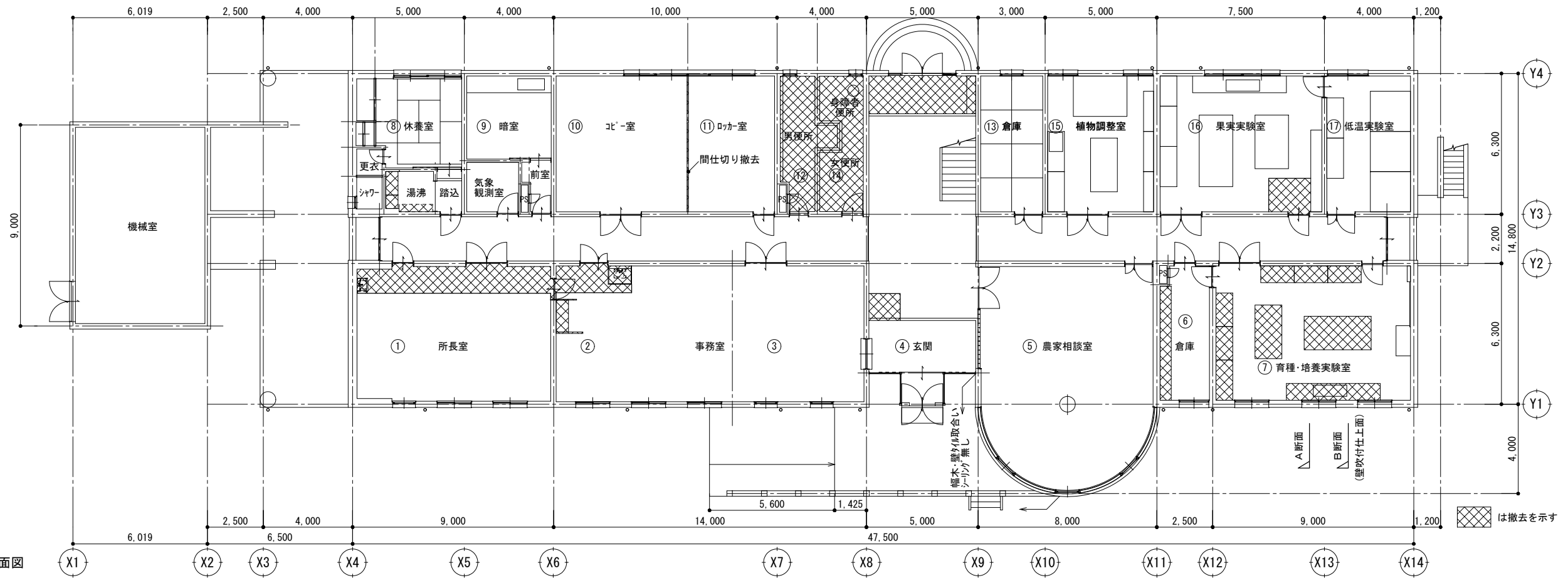


特記事項

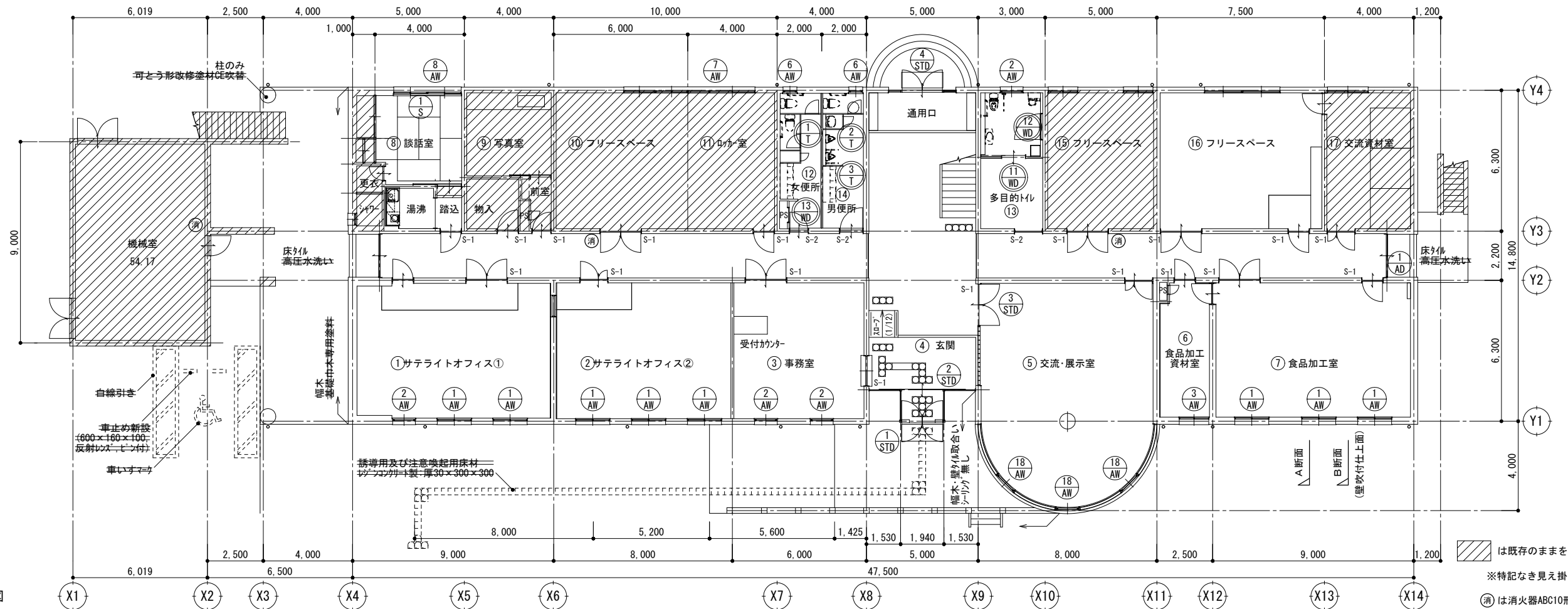
- ◎受注者は、工事の施工箇所及び周辺にある地上地下の既設構造物について、工事（仮囲い等仮設材設置を含む）着手までに調査を行い「支障物件確認書」を監督員に提出し、監督員の確認を受けてから、工事着手すること。
- ◎地下埋設物への影響が予想される場所では、施工に先立ち原則として試掘を行い、当該埋設物の種類、位置（平面・深さ）、規格、構造等を確認しなければならない。
- ◎受注者は、工事箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物に対し、支障を及ぼさないような措置を施さなければならない。万一、損傷を与えた場合は、ただちに監督員に報告するとともに、施設の運営に支障がないよう受注者の負担で補修又は補償すること。



	徳島県土整備部営繕課	●工事名 R1営繕 旧果樹研究所 勝・沼江 本館等機能強化工事建築 ●図面名 支障物件確認図	●図面番号 A-10 ●縮尺 A2:1/200 A3:1/282	株式会社 岡島建築事務所 1級建築士登録 第344068号 瀬尾 卓芳
--	------------	---	--	---



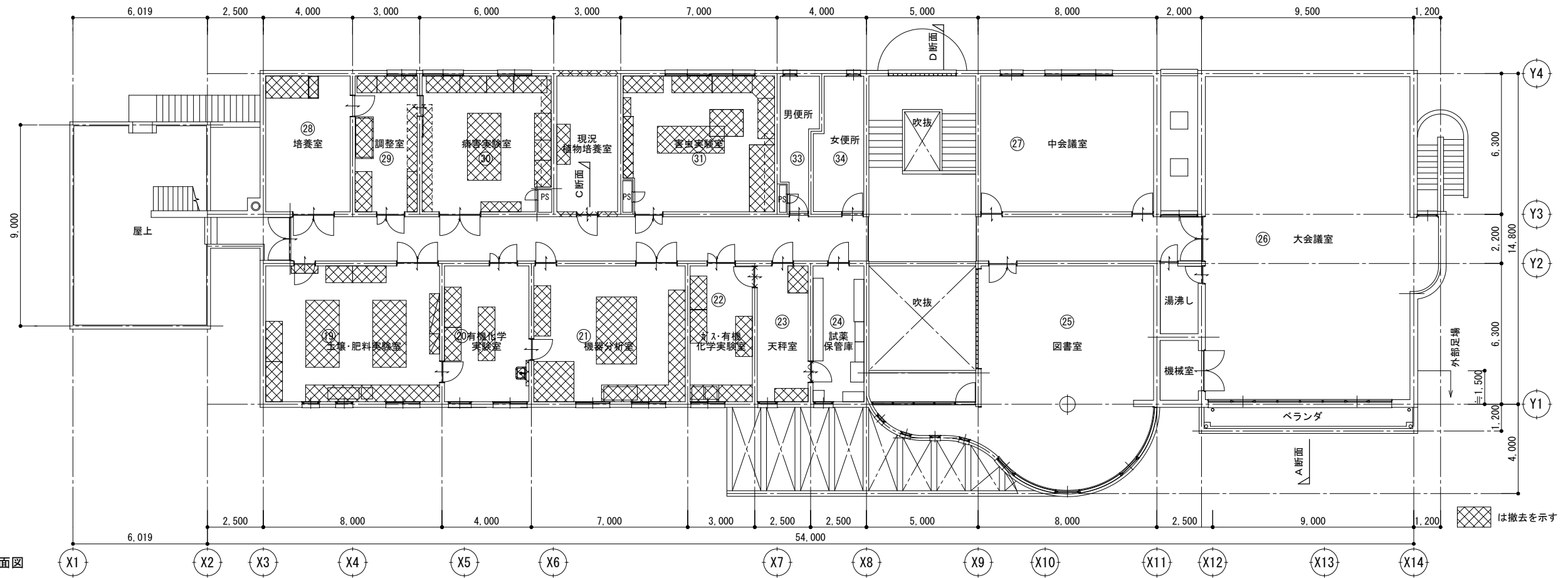
現況・撤去1階平面図



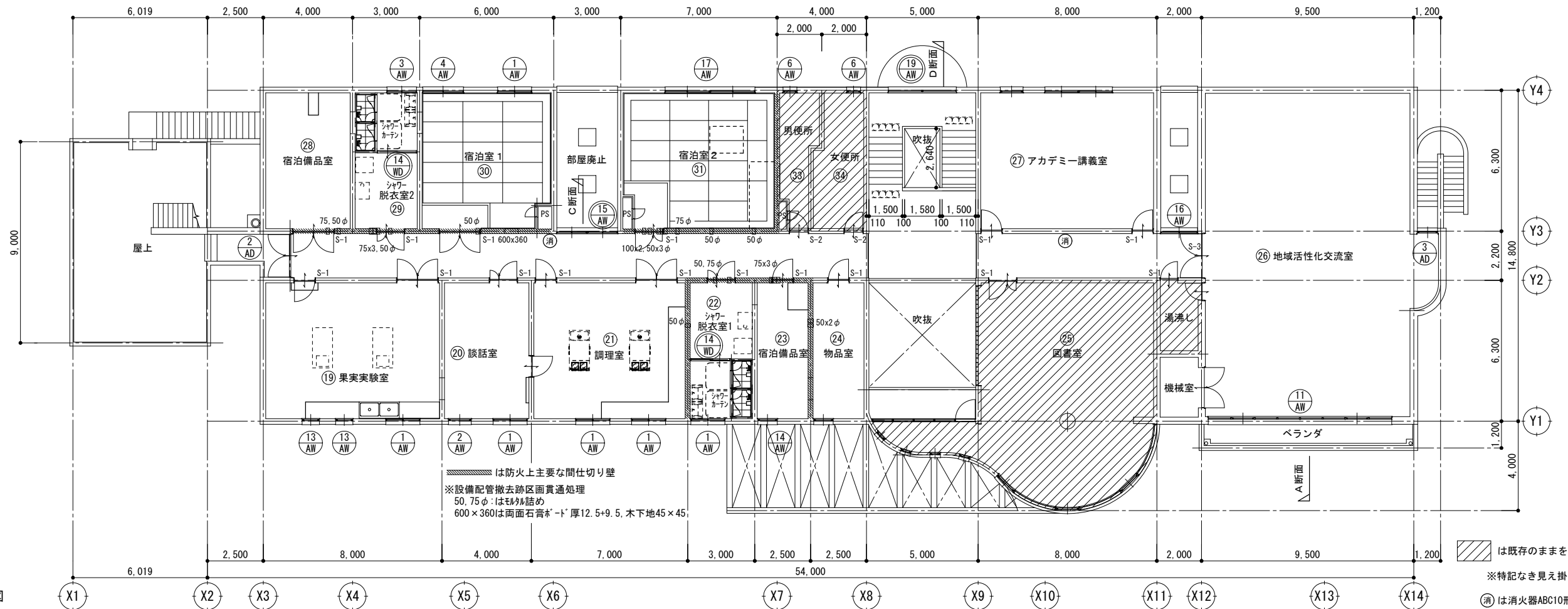
改修後1階平面図

は既存のままを示す
 ※特記なき見え掛り木部・鉄部はEP-G塗替え
 (消)は消火器ABC10形を示す(別途工事)

徳島県農土整備部営繕課	●工事名	●図面番号	株式会社 岡島建築事務所 1級建築士登録 第344068号 瀬尾 卓 芳
	●図面名	●縮尺	
	R1営繕 旧果樹研究所 勝・沼江 本館等機能強化工事建築	A-11	
	1階平面図	A2:1/150 A3:1/211	



現況・撤去2階平面図



改修後2階平面図

は防火上主要な間仕切り壁
 ※設備配管撤去跡区画貫通処理
 50, 75φ はモルタル詰め
 600×360は両面石膏ボード 厚12.5+9.5, 木下地45×45

は既存のままを示す
 ※特記なき見え掛り木部・鉄部はEP-G塗替え
 (消) は消火器ABC10形を示す(別途工事)

徳島県県土整備部営繕課

●工事名

R1営繕 旧果樹研究所 勝・沼江 本館等機能強化工事建築

●図面名

2階平面図

●図面番号

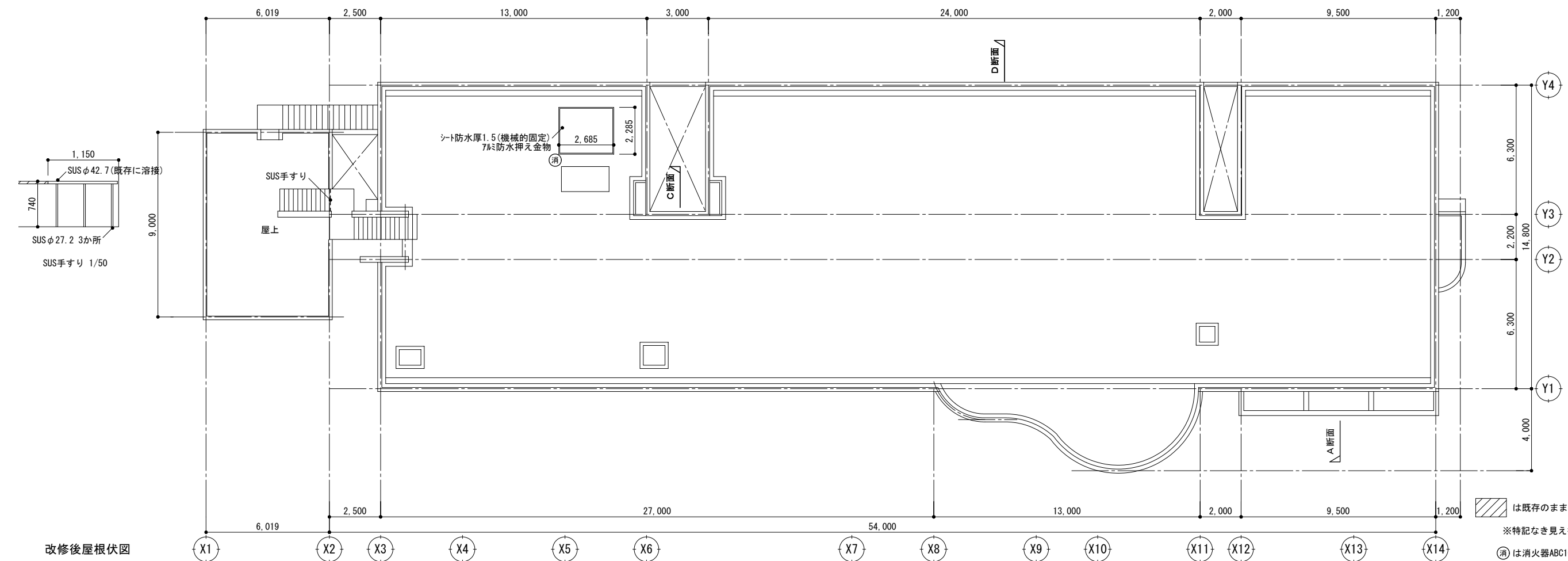
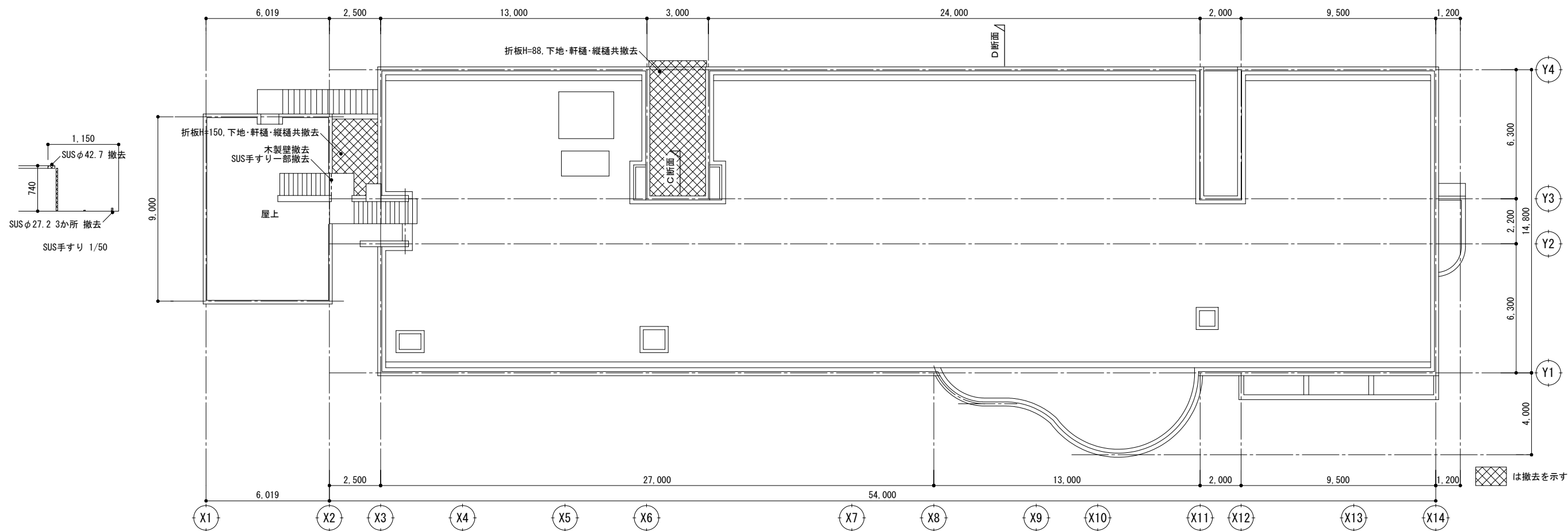
A-12

●縮尺

A2:1/150
 A3:1/211

株式会社 岡島建築事務所

1級建築士登録 第344068号
 瀬尾 卓 芳



改修後屋根伏図

は撤去を示す

は既存のままを示す

※特記なき見え掛り木部・鉄部はEP-G塗替え

消は消火器ABC10形(BOX共)を示す(別途工事)

徳島県土整備部営繕課

●工事名

R1営繕 旧果樹研究所 勝・沼江 本館等機能強化工事建築

●図面名

屋根伏図

●図面番号

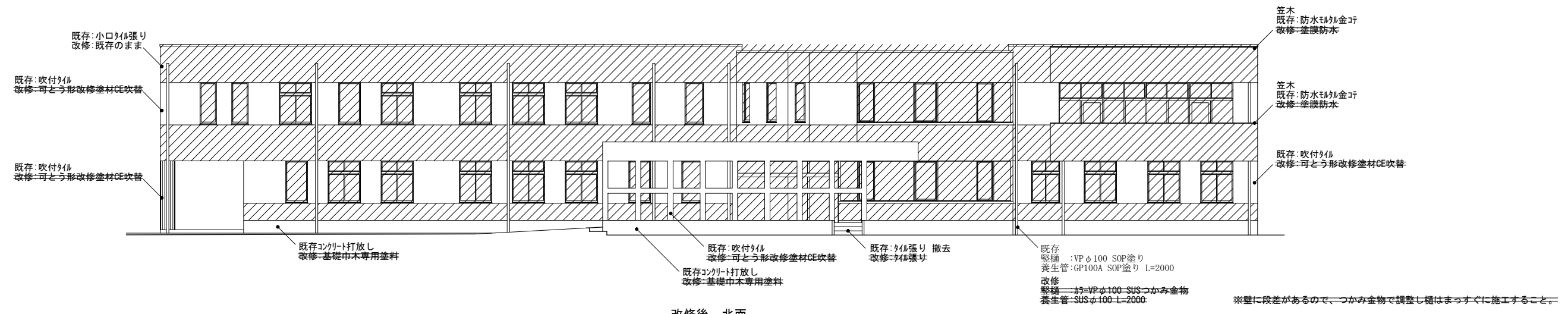
A-13

●縮尺

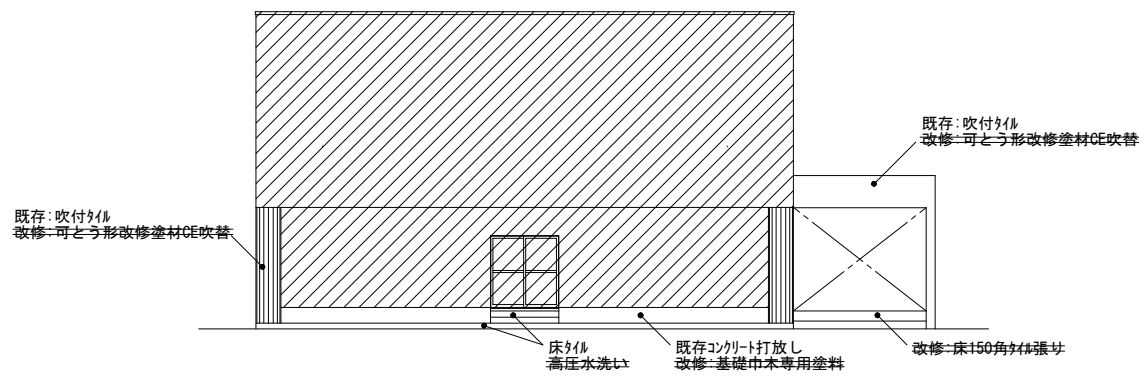
A2:1/150
A3:1/211

株式会社 岡島建築事務所

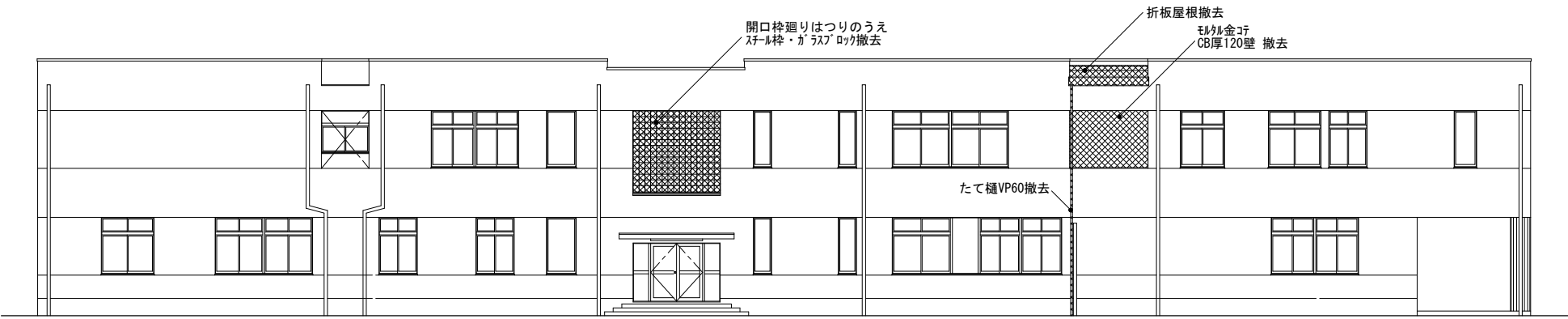
1級建築士登録 第344068号
瀬尾 卓芳



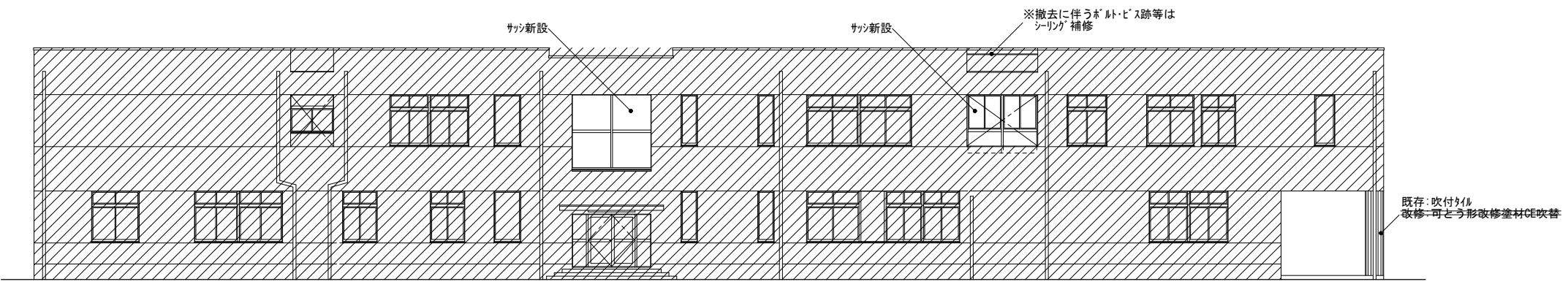
改修後 北面



改修後 東面

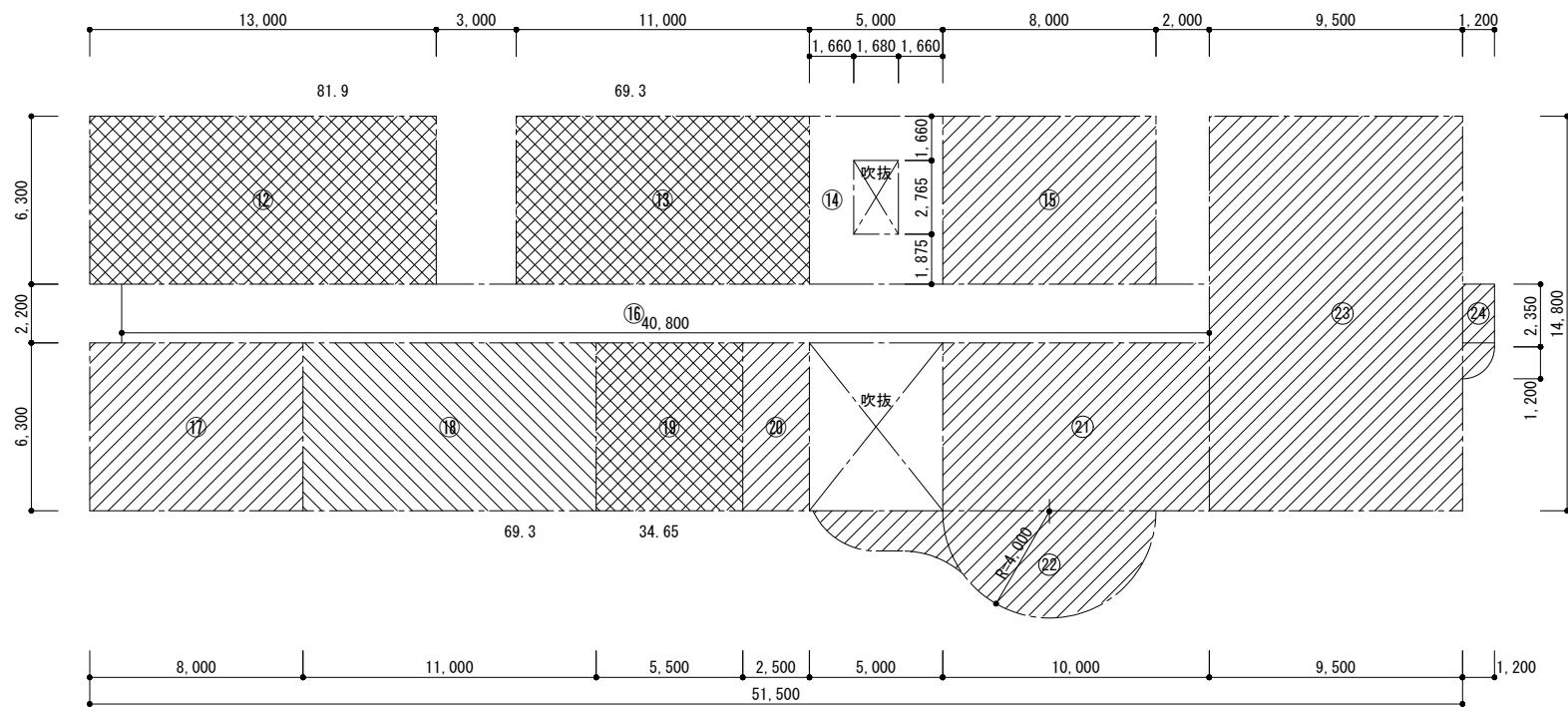


現況・撤去 南面

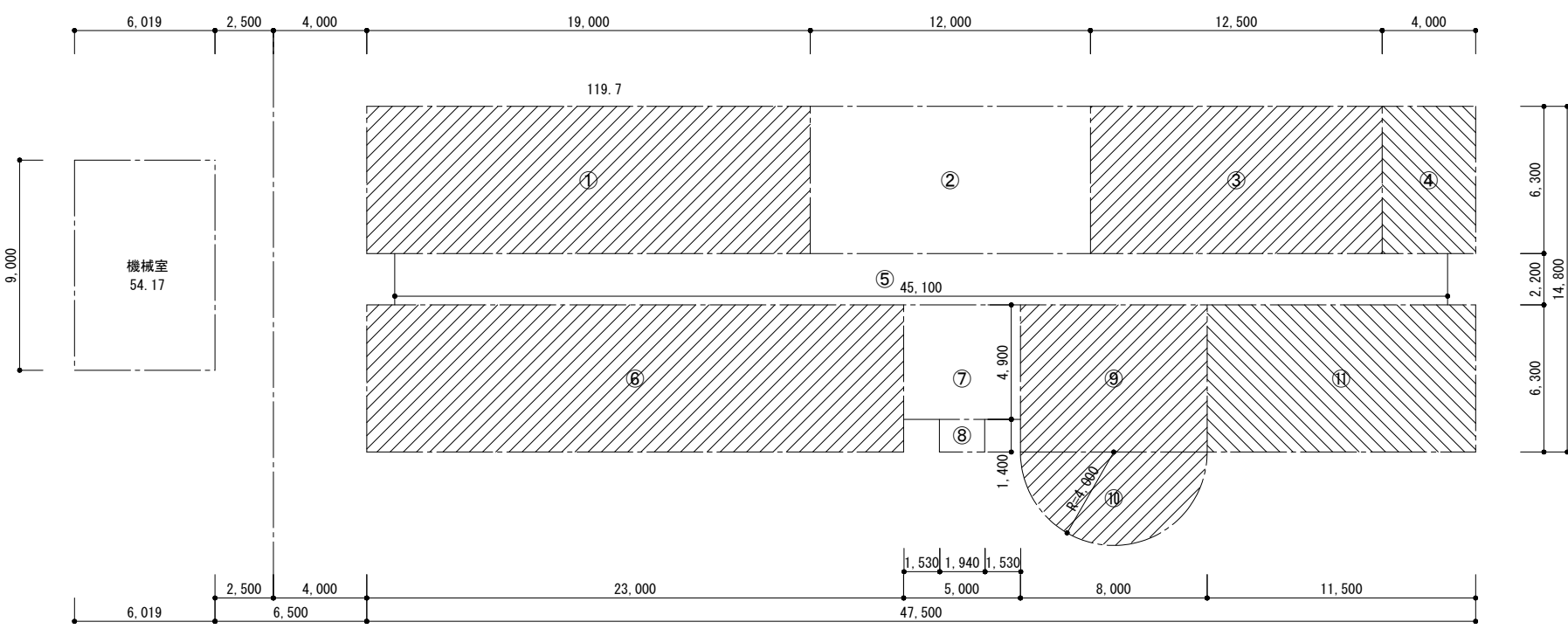


改修後 南面

徳島県土整備部営繕課	●工事名	R1営繕 旧果樹研究所 勝・沼江 本館等機能強化工事建築	●図面番号	A-14	株式会社 岡島建築事務所 1級建築士登録 第344068号 瀬尾 卓芳
	●図面名	改修後立面図	●縮尺	A2:1/150 A3:1/211	



2階求積図



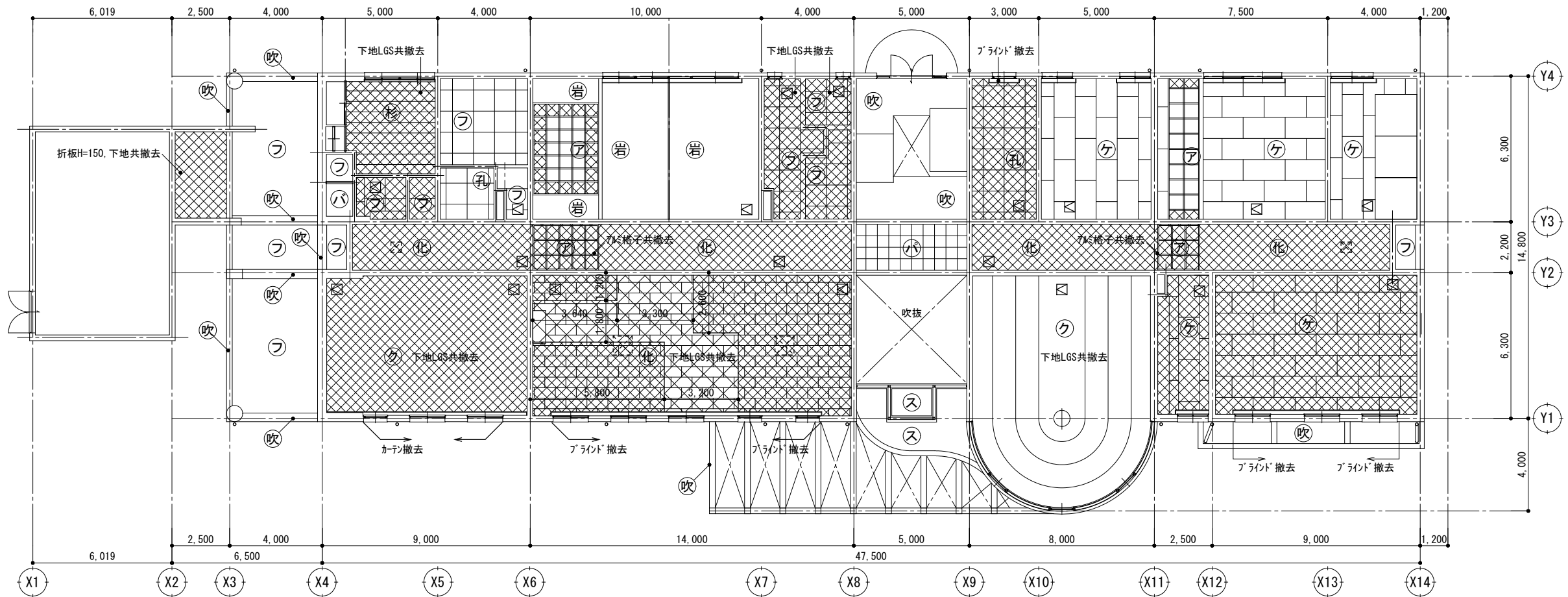
1階求積図

本館棟床面積		事務所 (㎡)	作業所 (㎡)	宿泊 (㎡)	共用 (㎡)	計 (㎡)
1F	①	19.00 × 6.30	119.70			
	②	12.00 × 6.30			75.60	
	③	12.50 × 6.30	78.75			
	④	4.00 × 6.30		25.20		
	⑤	45.10 × 2.20			99.22	
	⑥	23.00 × 6.30	144.90			
	⑦	5.00 × 4.90			24.50	
	⑧	1.94 × 1.40			2.716	
	⑨	8.00 × 6.30	50.40			
	⑩	4.00 × 4.00 × 3.14 × 1/2	25.12			
	⑪	11.50 × 6.30		72.45		
計			97.65			718.556
2F	⑫	13.00 × 6.30		81.90		
	⑬	11.00 × 6.30		69.30		
	⑭	5.00 × 6.30 - 1.68 × 2.765			26.8548	
	⑮	8.00 × 6.30	50.40			
	⑯	41.30 × 2.20			89.76	
	⑰	8.00 × 6.30	50.40			
	⑱	11.00 × 6.30		69.30		
	⑲	5.50 × 6.30		34.65		
	⑳	2.50 × 6.30	15.75			
	㉑	10.50 × 6.30	63.00			
	㉒	4.00 × 4.00 × 3.14 × 1/2 + 6.292	31.412			
㉓	9.50 × 14.80	140.60				
㉔	1.20 × 2.35 + 1.2 × 1.2 × 3.14 × 1/4	3.9504				
計			69.30	185.85		727.2772
計 (㎡)		774.3824	166.95	185.85	318.6508	1445.82

機械室棟床面積		計 (㎡)
①	6.019 × 9.00	54.174

符号	現況・撤去仕上
吹	コンクリート打放し吹付タイル
ス	カーアミンパンドレル
ハ	7&3成型パネ
ア	プラスチックパネ
ク	ガラス張り、下地石膏ボード厚9
杉	杉板石膏ボード厚9
化	化粧石膏ボード厚9 455×910
孔	有孔石膏ボード厚9 EP塗り
フ	フレキシブルボード厚4 EP塗り
ケ	ケ酸カルシウム板厚6 SOP塗り
ハ	パネ張り
◻	既存天井点検口450角
◻	設備機器用:LGS撤去

◻ は撤去を示す

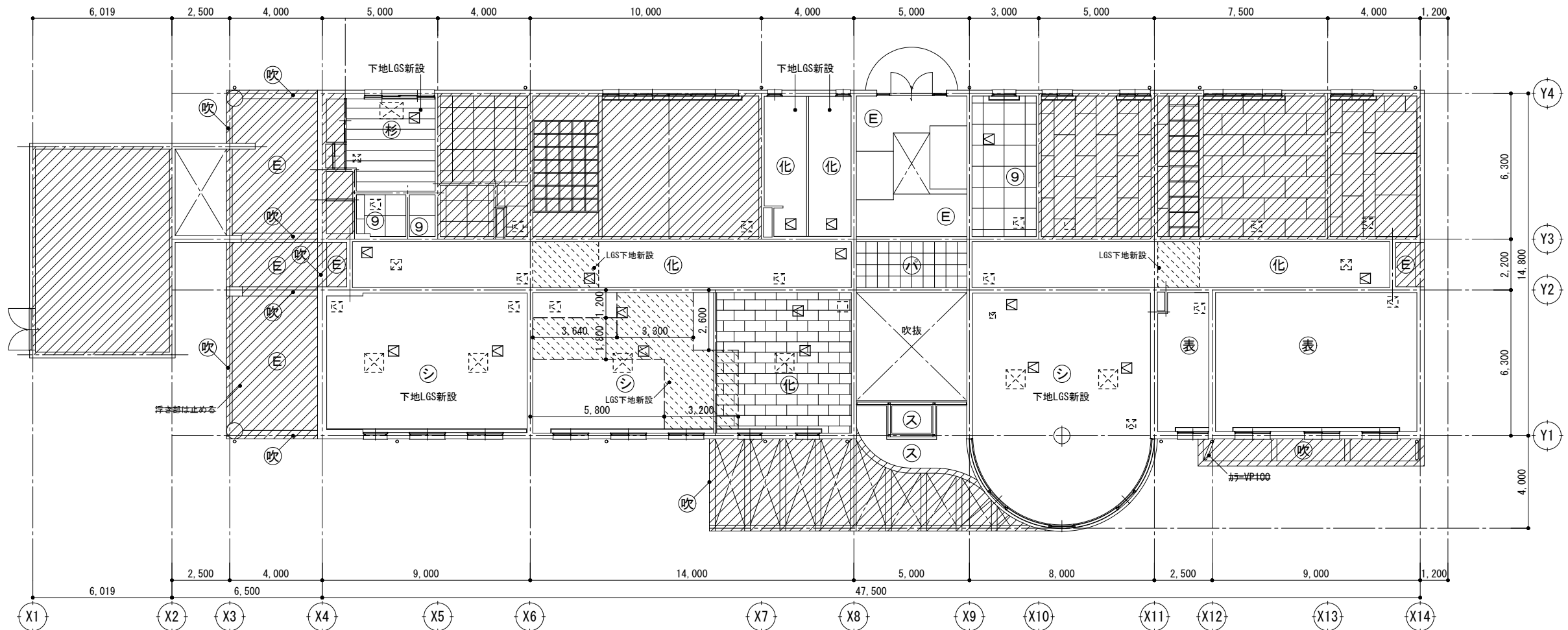


現況・撤去 1階天井伏図

符号	現況・撤去仕上
吹	可とう形改修塗材CE吹替
ス	カーアミンパンドレル クリーニング
ハ	7&3成型パネ クリーニング
シ	EP-G塗り、下地石膏ボード厚9.5
杉	杉板石膏ボード厚9.5
化	化粧石膏ボード厚9.5 455×910
9	化粧石膏ボード厚9.5 910×910
E	EP-G塗替え
表	LGS下地表し
◻	天井点検口450角新設
◻	既存天井点検口450角
◻	設備機器撤去跡:LGS補修
◻	設備機器用:LGS開口補強

◻ は既存のままを示す

※特記なきカーテンBOX・見え掛り木部・鉄部はEP-G塗替え



改修後 1階天井伏図

徳島県土木整備部管轄課

●工事名

R1営繕 旧果樹研究所 勝・沼江 本館等機能強化工事建築

●図面名

1階天井伏図

●図面番号

A-16

●縮尺

A2:1/150
A3:1/211

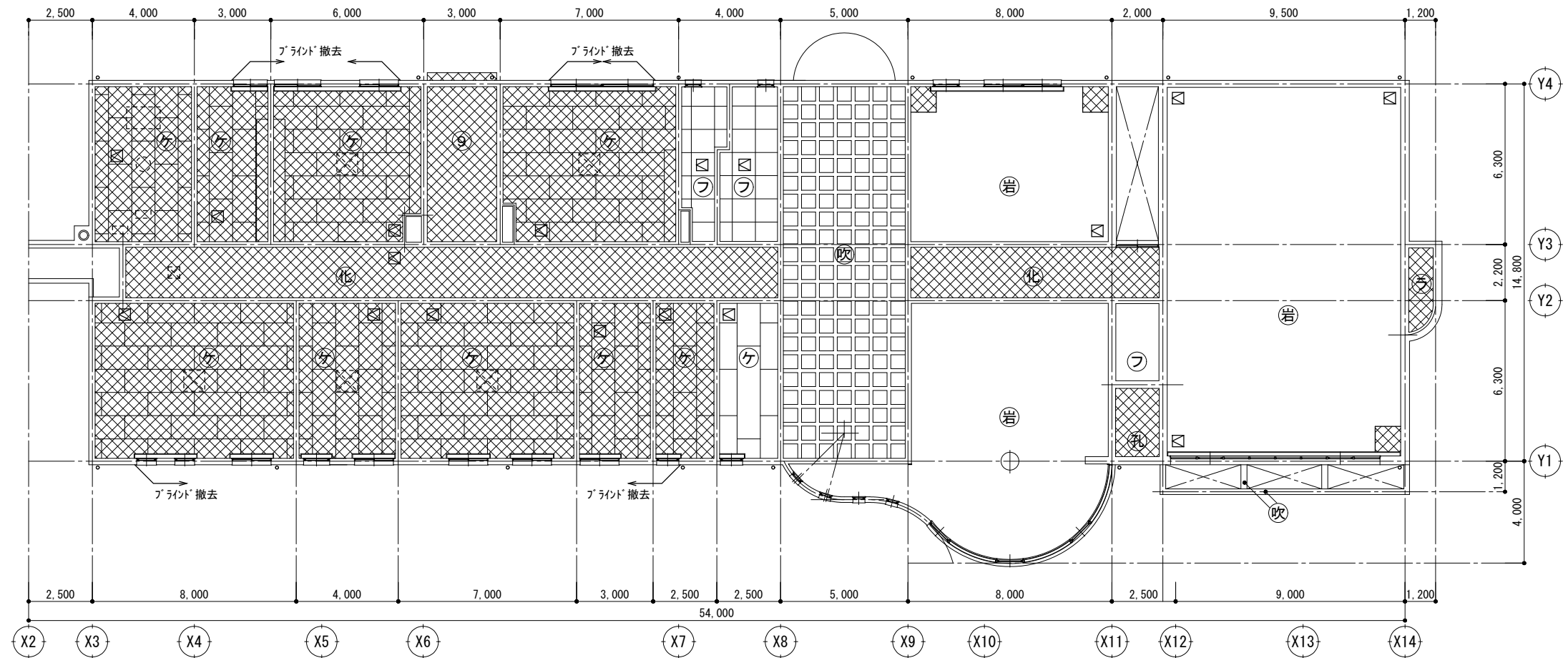
株式会社 岡島建築事務所

1級建築士登録 第344068号
瀬尾 卓 芳

符号	現況・撤去仕上
吹	コンクリート打放し吹付タイル
岩	岩綿吸音板厚12、石膏ボード厚9捨て張り
フ	加筋張り、下地石膏ボード厚5.5
孔	有孔石膏ボード厚9 EP塗り
化	化粧石膏ボード厚9
9	化粧石膏ボード厚9.5 910×910
フ	フルキップボード厚4 EP塗り
ケ	ケイ酸カルシウム板厚6 SOP塗り
□	既存天井点検口450角
⊠	設備機器用:LGS撤去

⊠ は撤去を示す

現況・撤去 2階天井伏図

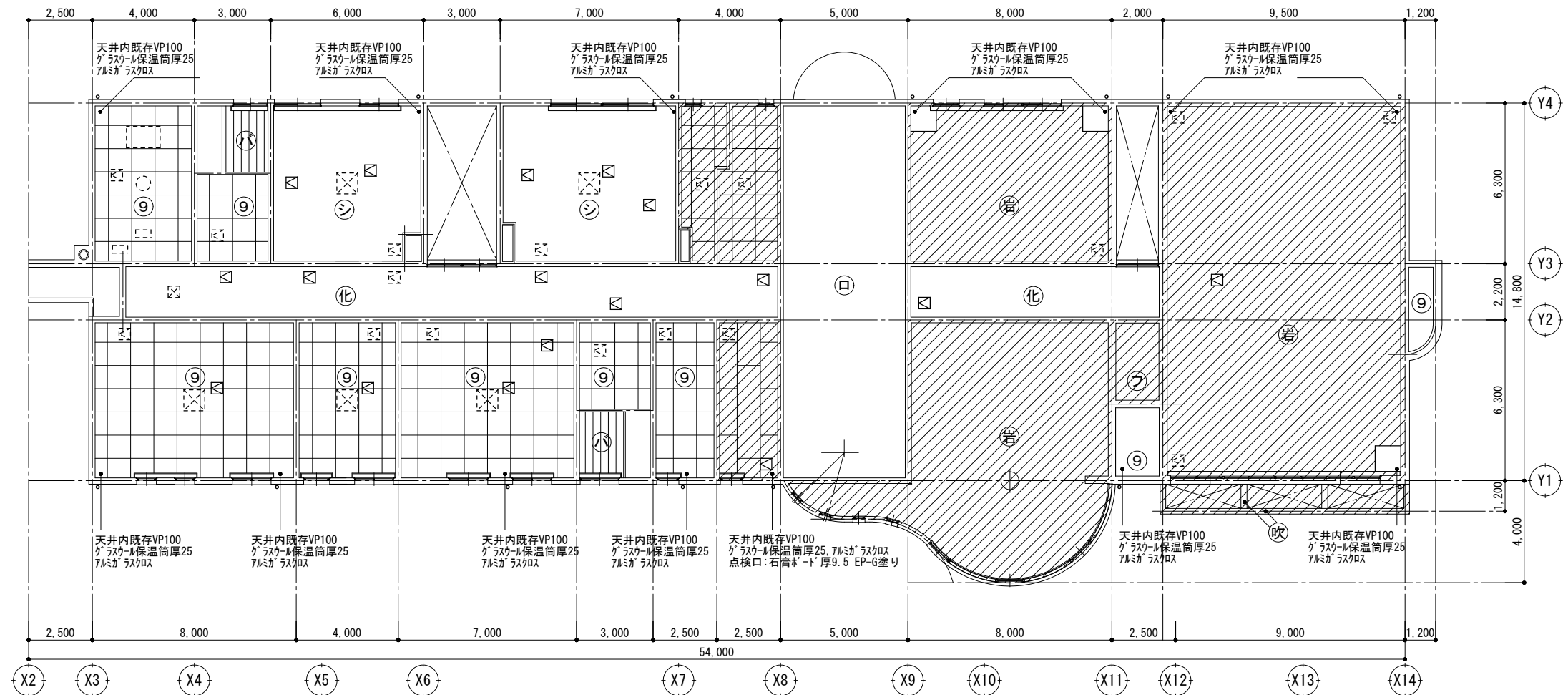


符号	現況・撤去仕上
吹	防水形複層塗材E吹替
岩	岩綿吸音板厚12、石膏ボード厚9.5捨て張り
□	ロックウール化粧吸音板厚9 LGS新設、天井イント共
シ	EP-G塗り、下地石膏ボード厚9.5
化	化粧石膏ボード厚9.5 455×910
9	化粧石膏ボード厚9.5 910×910
ハ	ハスリ張り
□	天井点検口450角新設
⊠	既存天井点検口450角
⊠	設備機器撤去跡:LGS補修
⊠	設備機器用:LGS開口補強
※新設天井点検口・LGS開口補強位置は別途工事の設備業者と協議のこと	

⊠ は既存のままを示す

※特記なきカンBOX・見え掛り木部・鉄部はEP-G塗替え

改修後 2階天井伏図



徳島県土整備部営繕課

●工事名
R1営繕 旧果樹研究所 勝・沼江 本館等機能強化工事建築

●図面名
2階天井伏図

●図面番号
A-17

●縮尺
A2:1/150
A3:1/211

株式会社 岡島建築事務所
1級建築士登録 第344068号
瀬尾 卓 芳

○ は既存建具を示す ○ は新設建具を示す

符 号	場 所 名 称	1 AW	2 AW	3 AW	4 AW	6 AW	7 AW	8 AW	
		ワイズ、食品加工、果実実験、談話、調理室 ガリ付内倒し7mmサッシ	ワイズ、事務、多目的トイレ、談話 片開き7mmサッシ	食品加工資材室、シャワー脱衣室2 引き違い7mmサッシ	宿泊室1 引き違い7mmサッシ	1F・2F 男・女便所 片開き7mmサッシ	フリースペース、ロッカールーム 引き違い7mmサッシ	談話室 引き違い7mmサッシ	
姿 図									
見 込	数 量	70	14か所	←	5か所	←	4か所	←	1か所
ガラス	仕 上	70-15	ブロンズ	網入り磨き6.8	←	←	←	←	←
付 属 金 物									
備 考		網戸張替え	網戸張替え	網戸張替え	網戸張替え	網戸張替え	網戸張替え	網戸張替え	網戸張替え
符 号	場 所 名 称	11 AW	13 AW	14 AW	15 AW	16 AW	17 AW	18 AW	19 AW
		地域活性化交流室 引き違い7mmサッシ	果実実験室 片開き7mmサッシ	洗濯室 片開き7mmサッシ	2F廊下 引き違い7mmサッシ ALC用 強度等 S-5、A-3、W-4	2F廊下 引き違い7mmサッシ	宿泊室2 引き違い7mmサッシ	交流・展示室 縦軸回転7mmサッシ	階段 FIX7mmサッシ RC用 強度等 S-5、A-3、W-4
姿 図									
見 込	数 量	70	1か所	←	2か所	←	1か所	←	3か所
ガラス	仕 上	70-15、網入り磨き6.8	ブロンズ	網入り磨き6.8	←	←	←	←	←
付 属 金 物					クレセント、7mmLビース、7mm水切				
備 考		網戸：なし	網戸張替え	網戸張替え	網戸：なし	網戸張替え	網戸張替え	網戸：なし	7mmLビース、水切：7mm厚2.0加工
符 号	場 所 名 称	1 AD	2 AD	3 AD	1 STD	2 STD	3 STD	4 STD	
		1F廊下 引き違い7mmドア	2F廊下 両開き7mmドア	地域活性化交流室 片開き7mmドア	玄関 両開きテンパライトドア	玄関 自動両引分テンパライトドア	玄関 両開きテンパライトドア	通用口 両開きテンパライトドア	
姿 図									
見 込	数 量	86	2か所	←	1か所	←	1か所	←	1か所
ガラス	仕 上	網入り6.8、7mm	ブロンズ	網入り6.8	←	←	←	←	
付 属 金 物		引き違い錠 やり替え	シリンダ錠・ドアチェック1個 やり替え					シリンダ錠 やり替え	
備 考		強度等 S-5、A-3、W-4、ガラス留め：シリング							

徳島県土整備部営繕課

●工事名

R1営繕 旧果樹研究所 勝・沼江 本館等機能強化工事建築

●図面名

建具表1

●図面番号

A-18

●縮尺

A2:1/100
A3:1/141

株式会社 岡島建築事務所

1級建築士登録 第344068号
瀬尾 卓芳

○ は既存建具を示す ○ は新設建具を示す

符号	場所	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
名称		1F・2F廊下	1F・2F廊下	1F・2F廊下, 食品加工資材室	写真室前室	1F女便所, 2F男・女便所	1F男便所	食品加工室, 調理室	食品加工室, 調理室	2F湯沸し	地域活性化交流室
図	名称	親子開き木製フッシュ戸	両開き木製フッシュ戸	片開き木製フッシュ戸	片開き木製フッシュ戸	片開き木製フッシュ戸	片開き木製フッシュ戸	両開き木製フッシュ戸	片開き木製フッシュ戸	片開き木製フッシュ戸	両開き木製フッシュ戸
見込	数量	36	8か所	13か所	1か所	3か所	1か所	2か所	2か所	2か所	1か所
ガラス	仕上	ホリ合板, 小口ガラス				型4	型4				
付属金物		レバーハンドル錠, フランス落し, 戸当り ビホットヒンジ, 中吊ヒンジ, ドアチェック		レバーハンドル錠, 戸当り ビホットヒンジ, 中吊ヒンジ, ドアチェック				レバーハンドル錠, フランス落し, 戸当り ビホットヒンジ, 中吊ヒンジ, ドアチェック	レバーハンドル錠, 戸当り ビホットヒンジ, 中吊ヒンジ, ドアチェック		押し棒, シリガ錠, フランス落し, 戸当り ビホットヒンジ, 中吊ヒンジ, ドアチェック2個
備考											
符号	場所	11	12	13	14	1					
名称		多目的トイレ	多目的トイレ	1F女子便所	シャワ脱衣室1・2	談話室					
図	名称	半自動引手木製フッシュ戸	片開き木製フッシュ戸	片引き木製フッシュ戸	片引き木製フッシュ戸	4枚建障子					
見込	数量	36	1か所	1か所	2か所	30					
ガラス	仕上	型4	ホリ合板, 小口ガラス			和紙張替え					
付属金物		上吊引戸用半自動閉鎖装置一式 引棒, ガイドローラー, 戸当り, 表示錠	レバーハンドル・クォーターハンドル (UCH1110) シリガ錠, ビホットヒンジ, 中吊ヒンジ		大型引手, 表示錠 戸車, フラウアーレール						
備考											
符号	場所	1	2	3							
名称		1F女便所	1F男便所	1F男便所							
図	名称	トイレブース	トイレブース	トイレブース							
見込	数量	40	1か所	1か所							
ガラス	仕上		表面材: フォリン, 心材: パネル								
付属金物		7&M7-スイング, SUS巾木, 付属金物一式									
備考											

徳島県土整備部営繕課

●工事名

R1営繕 旧果樹研究所 勝・沼江 本館等機能強化工事建築

●図面名

建具表2

●図面番号

A-19

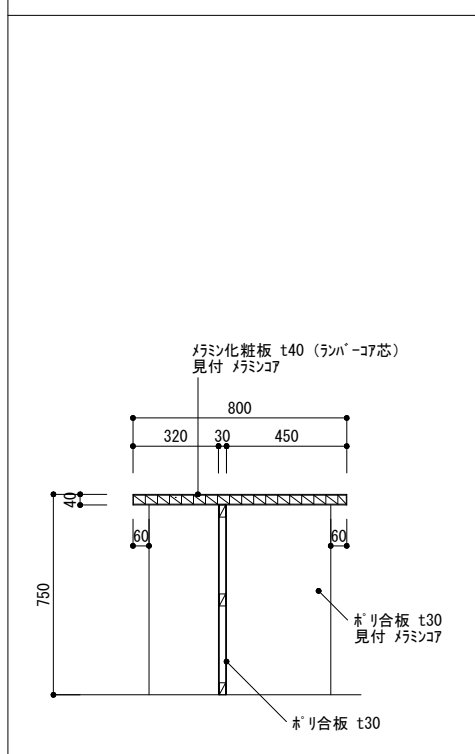
●縮尺

A2: 1/100
A3: 1/141

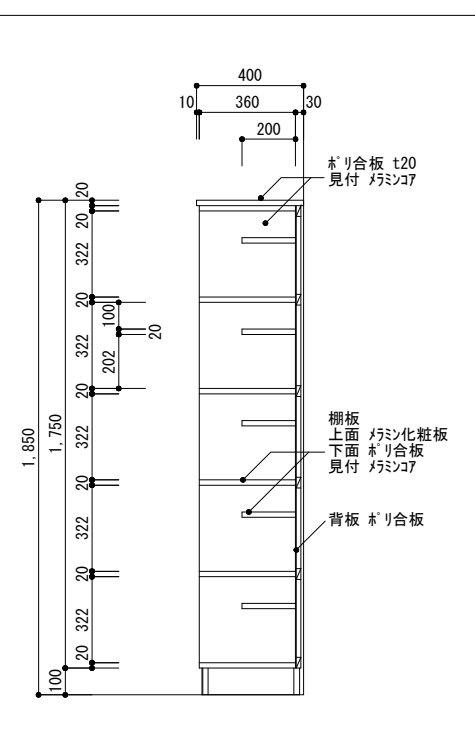
株式会社 岡島建築事務所

1級建築士登録 第344068号
瀬尾 卓芳

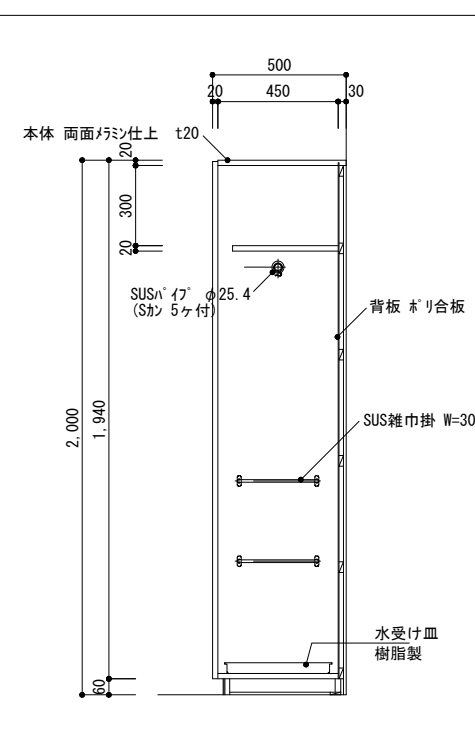
受付カウンター 1/20



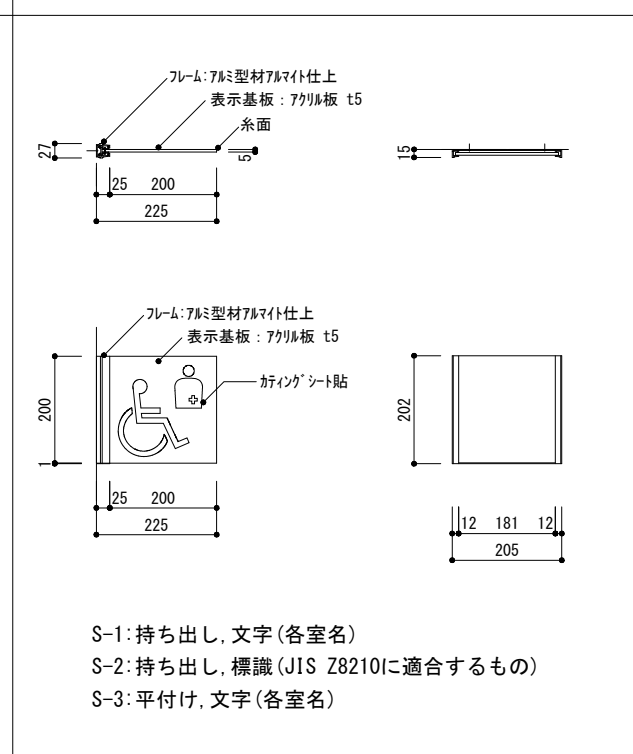
下足入 1/20



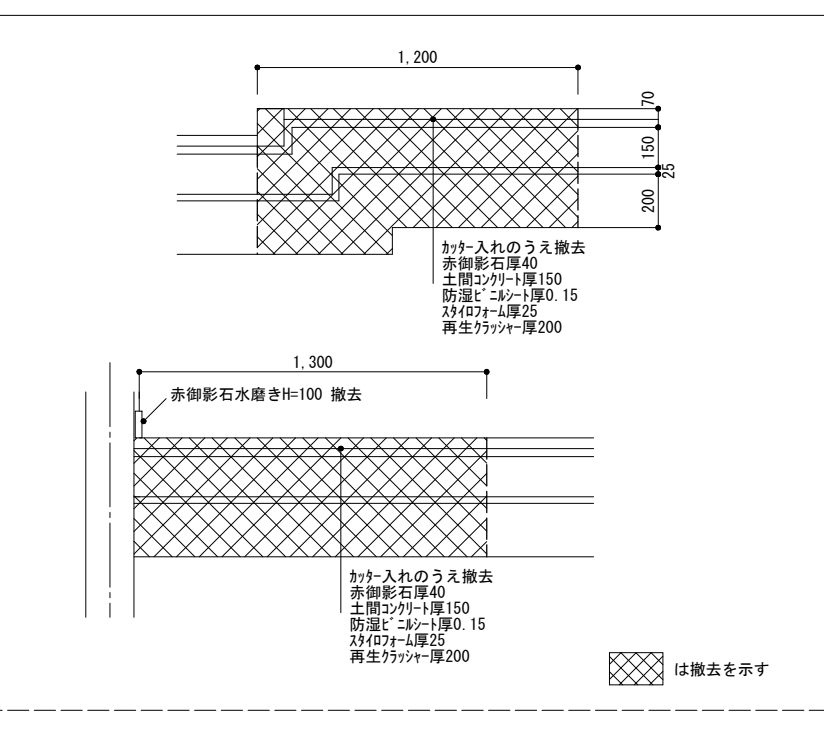
掃除具入れ 1/20



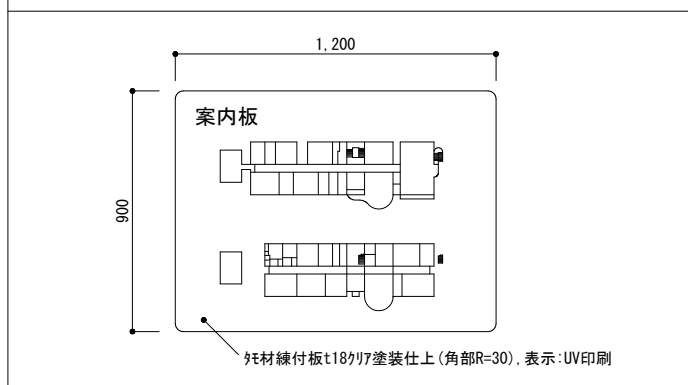
室名札 1/10



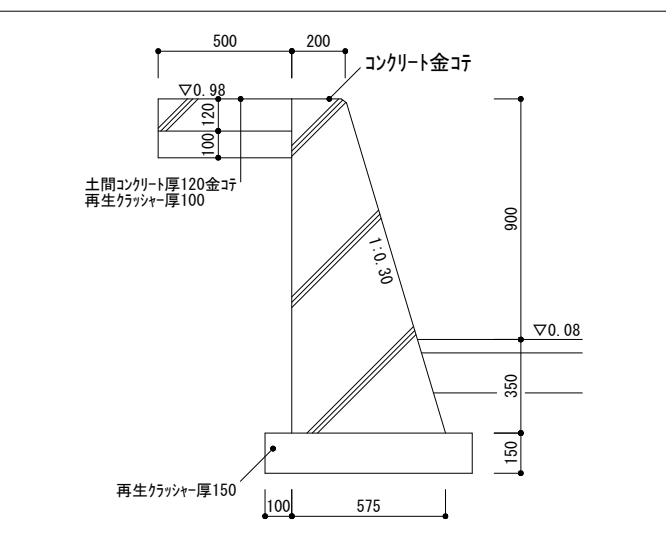
玄関スロープ 1/20



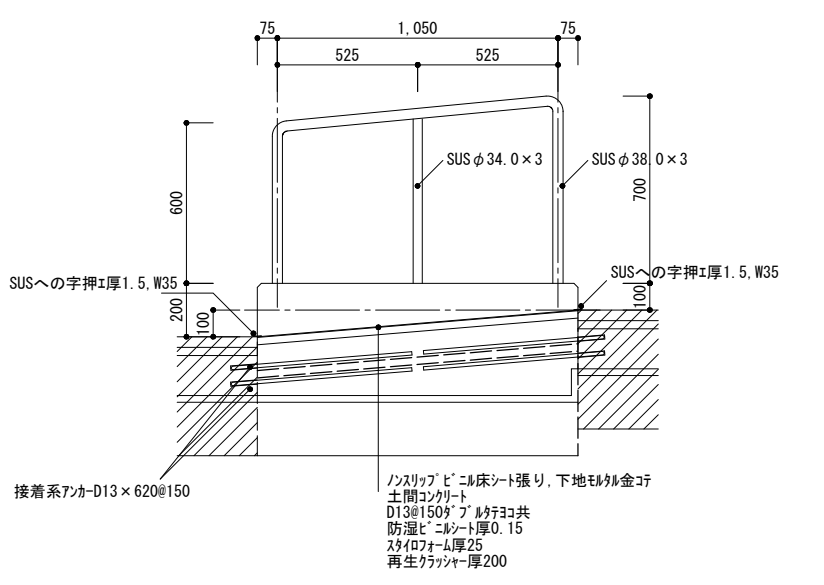
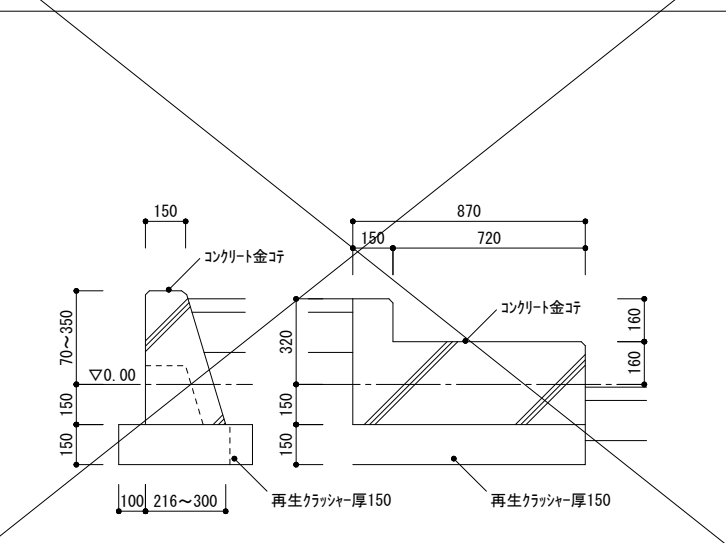
案内板 1/20 ※表示内容は監督員との協議による。



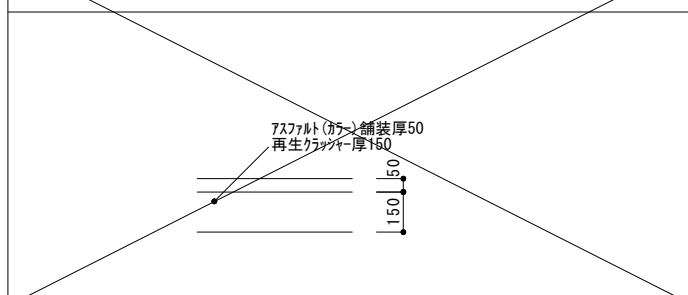
よう壁 1/20



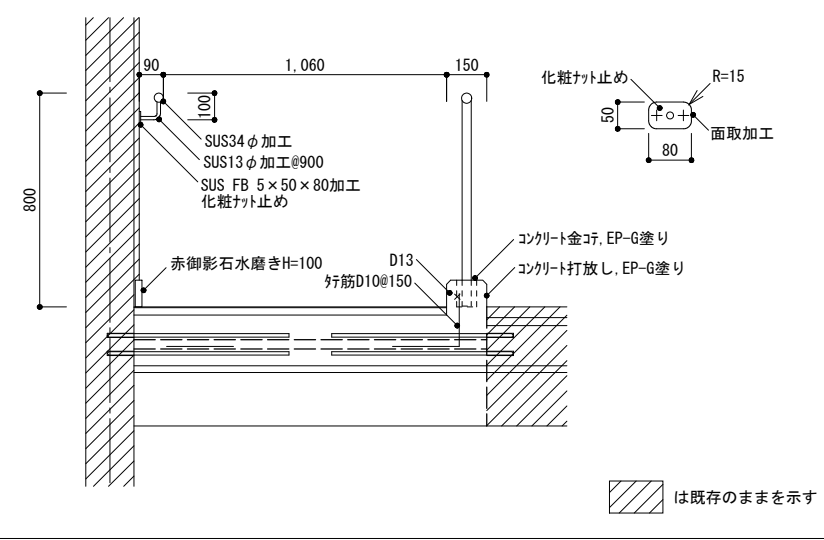
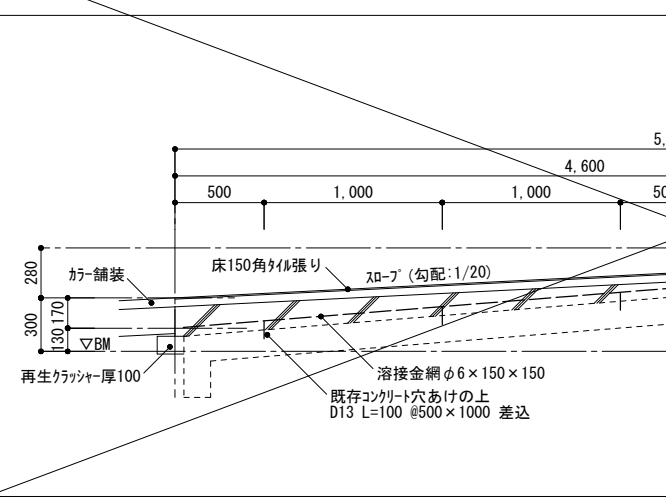
土留め 1/20



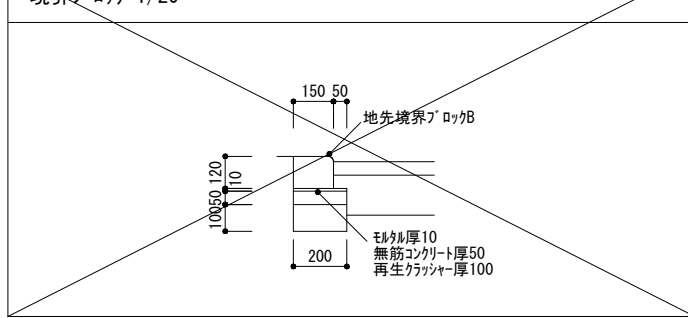
舗装 1/20



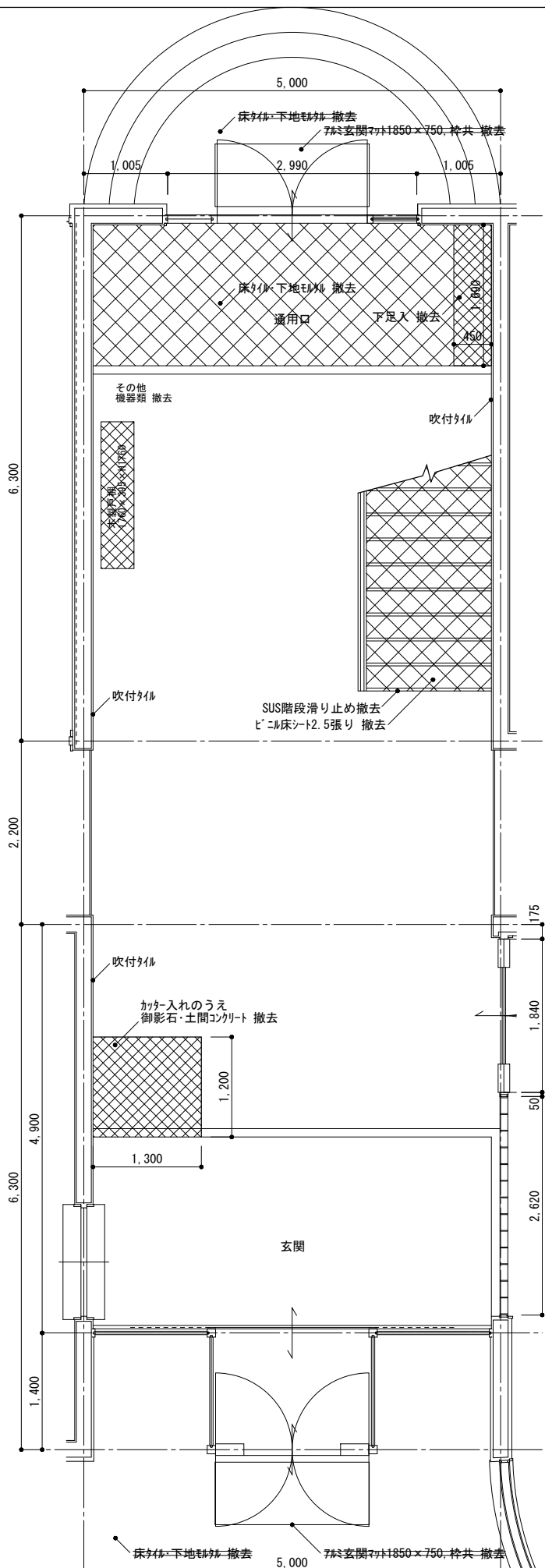
玄関ポーチ スロープ 1/30



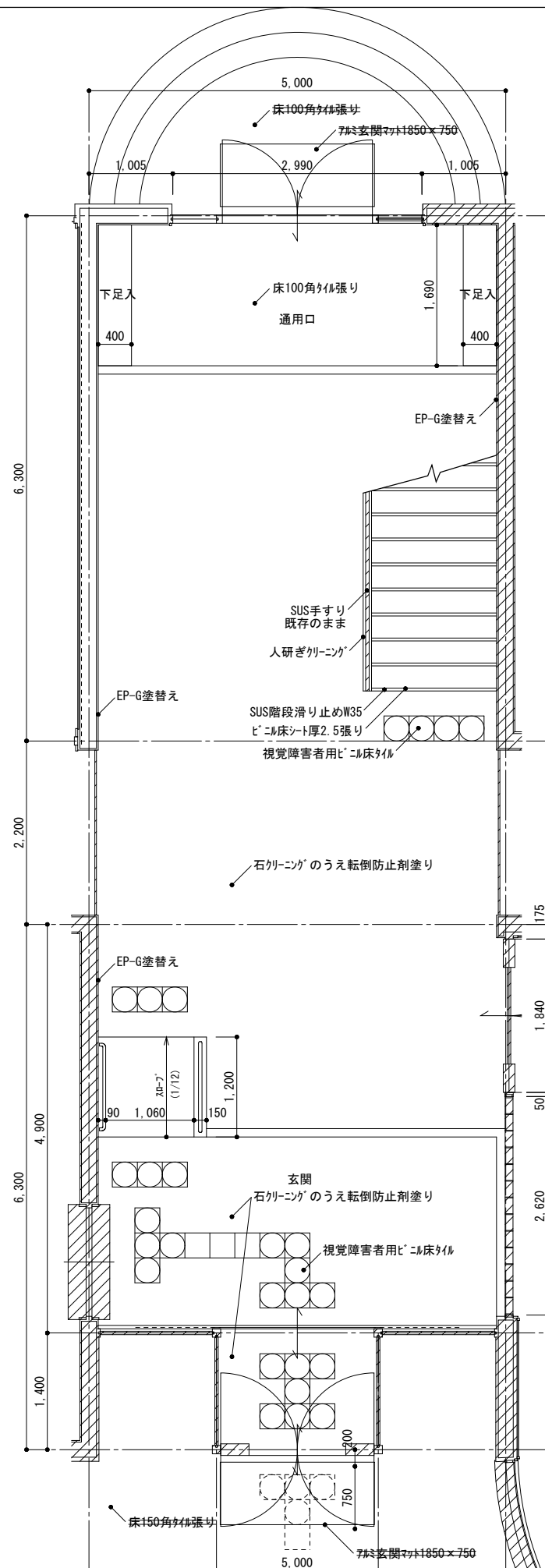
境界ブロック 1/20



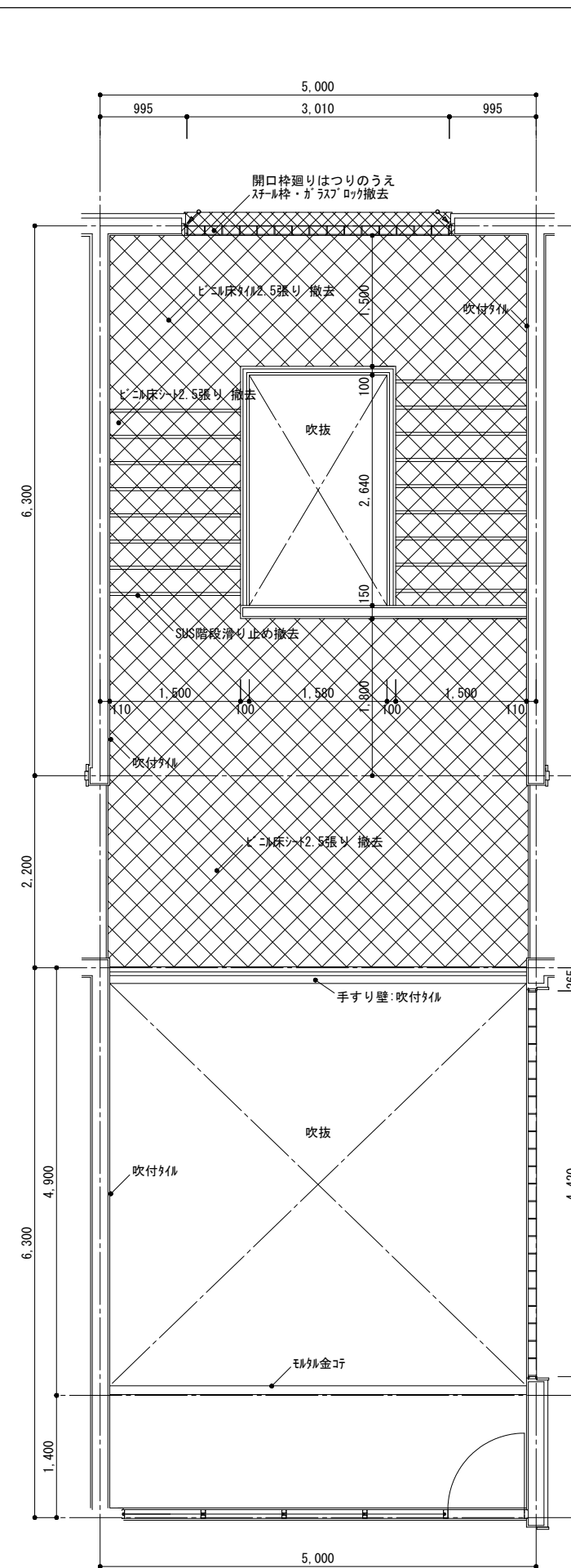
徳島県土整備部営繕課	●工事名	●図面番号	株式会社 岡島建築事務所 1級建築士登録 第344068号 瀬尾 卓 芳
	R1営繕 旧果樹研究所 勝・沼江 本館等機能強化工事建築	A-21	
	●図面名	●縮尺	
	雑断面詳細図	A2:1/20, 1/30, 1/10 A3:1/28, 1/42, 1/14	



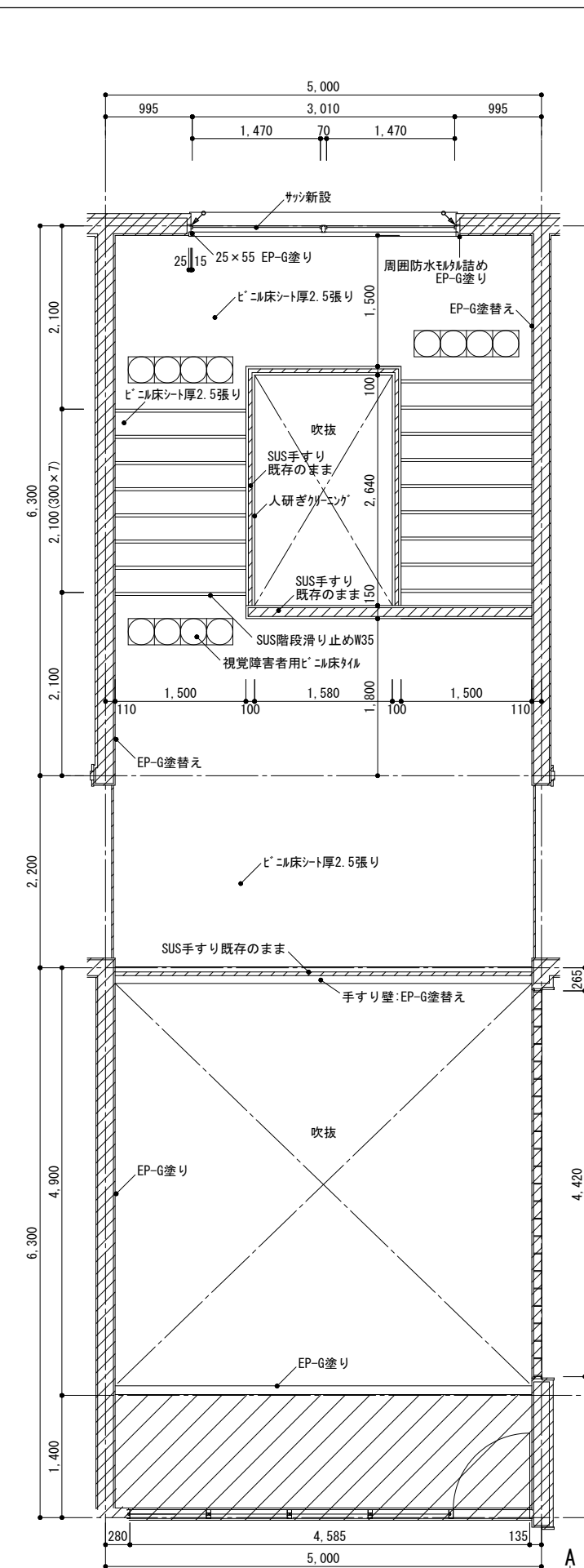
現況・撤去 1階平面詳細図



改修後 1階平面詳細図

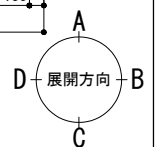


現況・撤去 2階平面詳細図

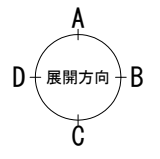
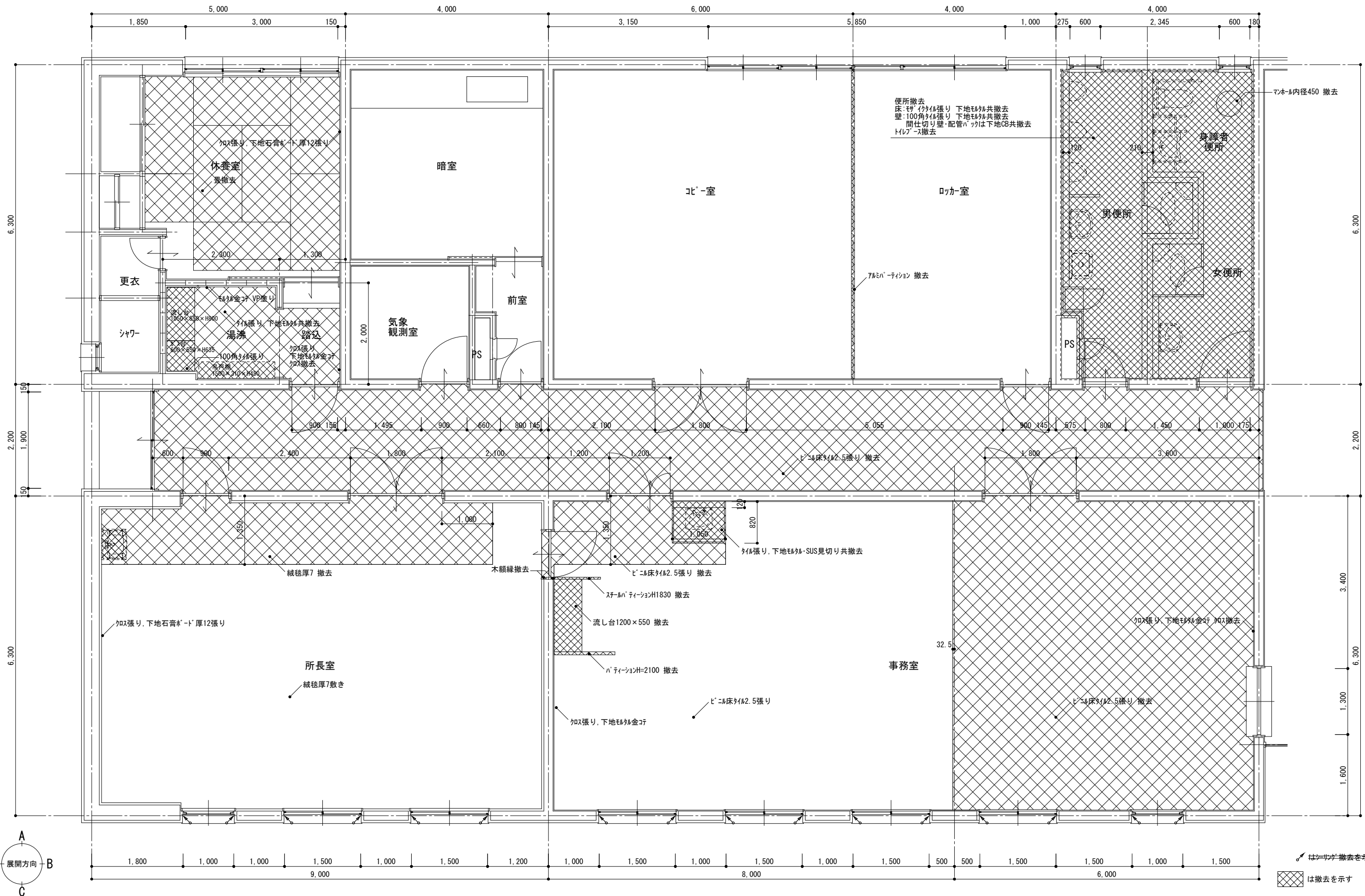


改修後 2階平面詳細図

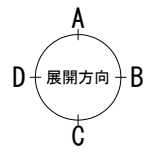
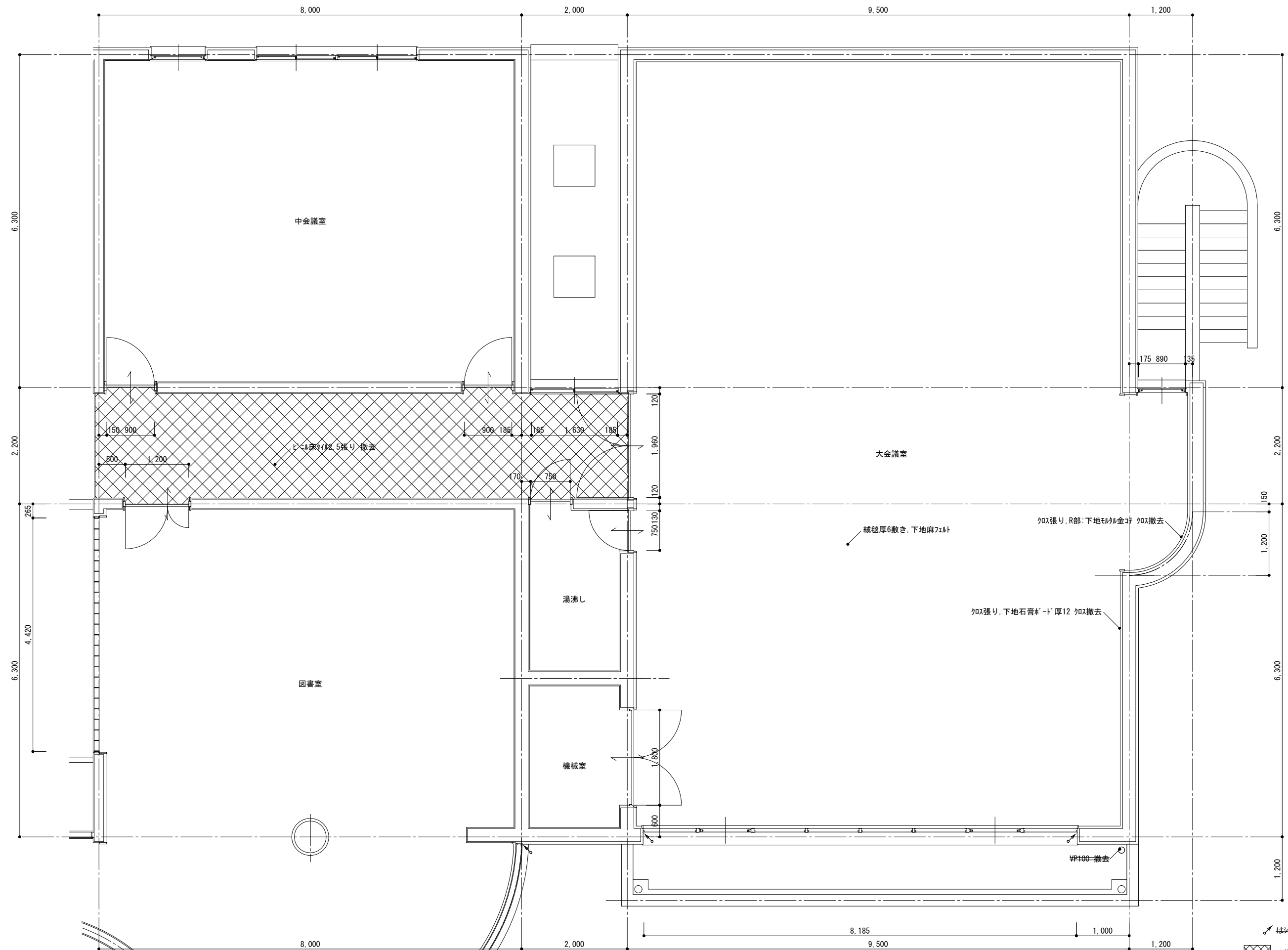
- は撤去を示す
- は既存のままを示す
- はタイル撤去を示す
- はタイルを示す



徳島県土整備部営繕課	●工事名	R1営繕 旧果樹研究所 勝・沼江 本館等機能強化工事建築	●図面番号	A-22	株式会社 岡島建築事務所 1級建築士登録 第344068号 瀬尾 卓芳
	●図面名	玄関平面詳細図	●縮尺	A2:1/50 A3:1/70	

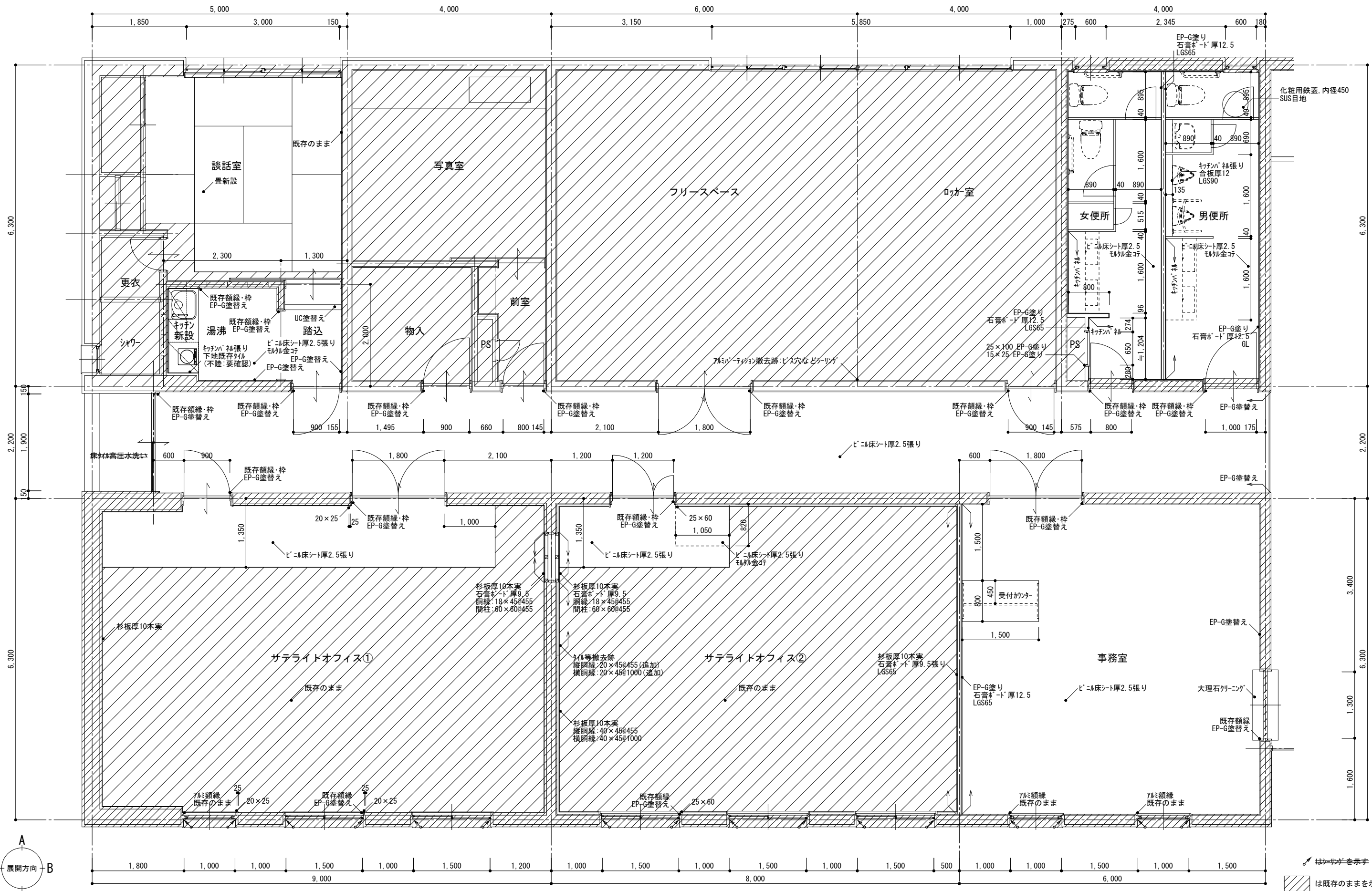


徳島県土整備部営繕課	●工事名	●図面番号	株式会社 岡島建築事務所 1級建築士登録 第344068号 瀬尾 卓芳
	R1営繕 旧果樹研究所 勝・沼江 本館等機能強化工事建築	A-23	
	●図面名	●縮尺	
	現況・撤去1階平面詳細図1	A2:1/50 A3:1/70	



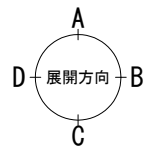
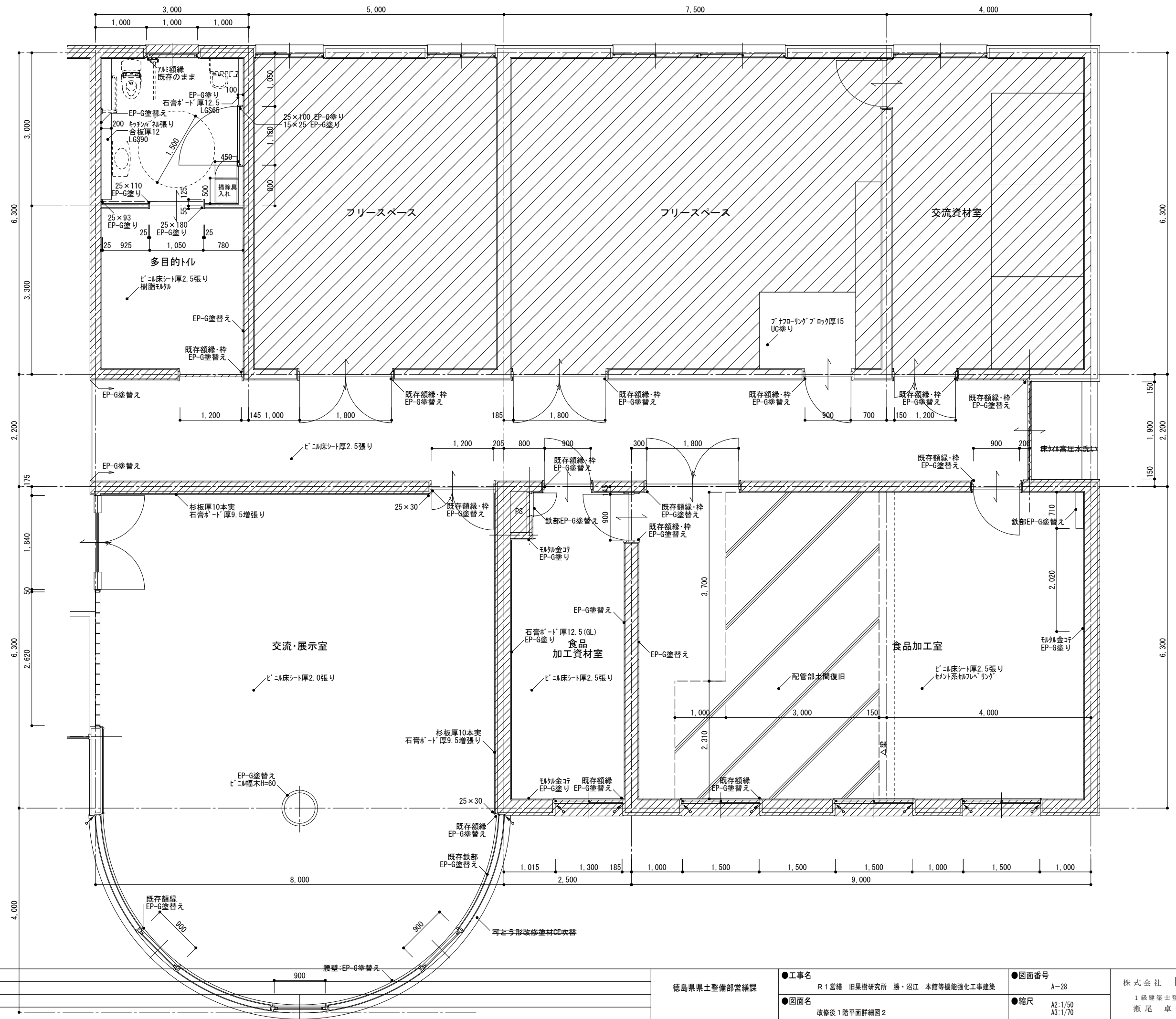
は撤去を示す
 は加撤去を示す

徳島県土整備部営繕課	●工事名	●図面番号	株式会社 岡島建築事務所 1級建築士登録 第344068号 瀬尾 卓芳
	●図面名	●縮尺	
	R1営繕 旧果樹研究所 勝・沼江 本館等機能強化工事建築 現況・撤去2階平面詳細図2	A-26 A2:1/50 A3:1/70	



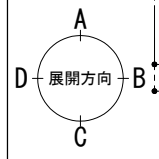
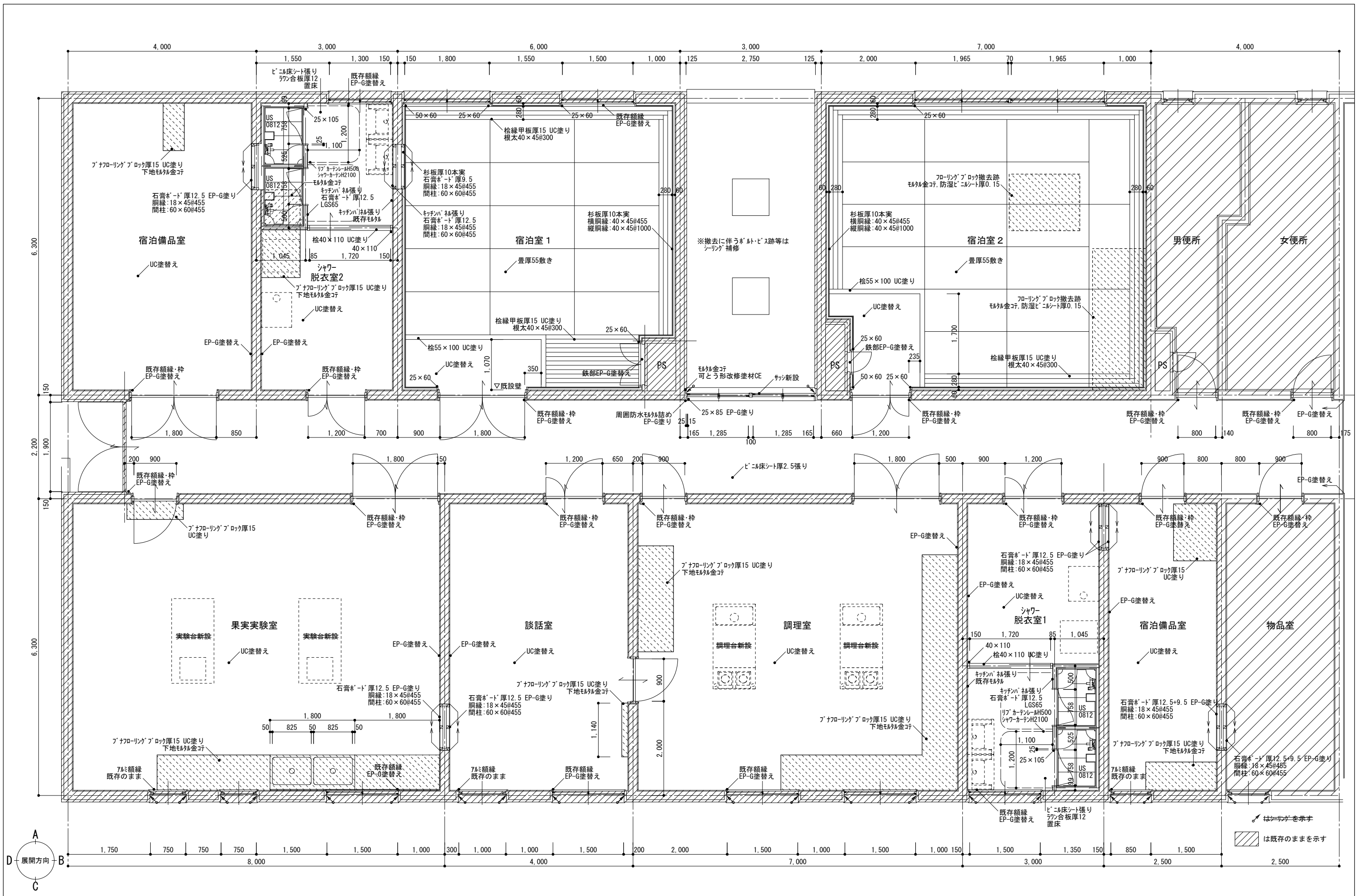
は既存のままを示す
 は新設を示す

徳島県土整備部営繕課	●工事名	●図面番号	株式会社 岡島建築事務所 1級建築士登録 第344068号 瀬尾 卓 芳
	●図面名	●縮尺	
	R1営繕 旧果樹研究所 勝・沼江 本館等機能強化工事建築	A-27	
	改修後1階平面詳細図1	A2:1/50 A3:1/70	

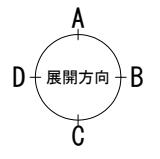
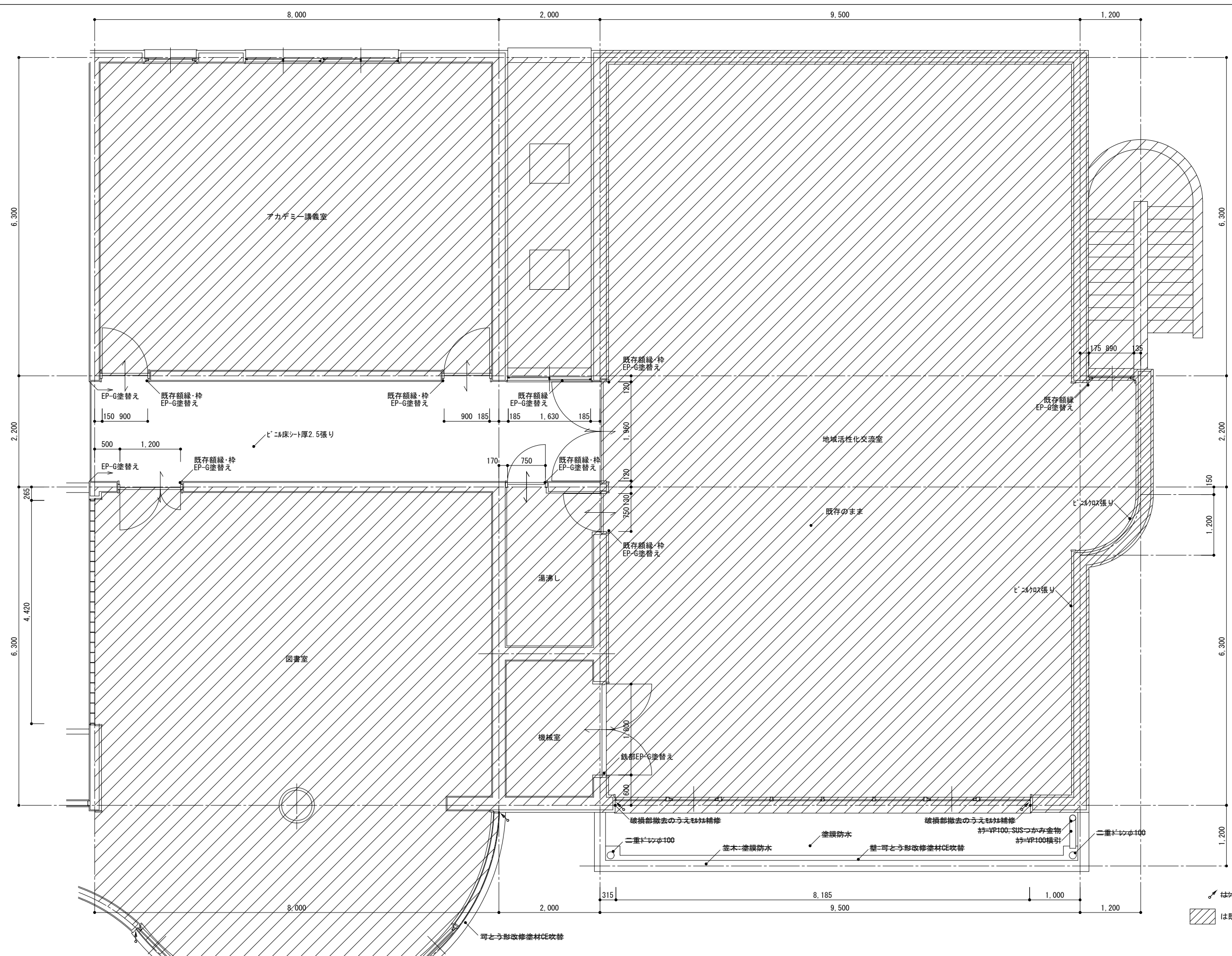


は新規を示す
 は既存のままを示す

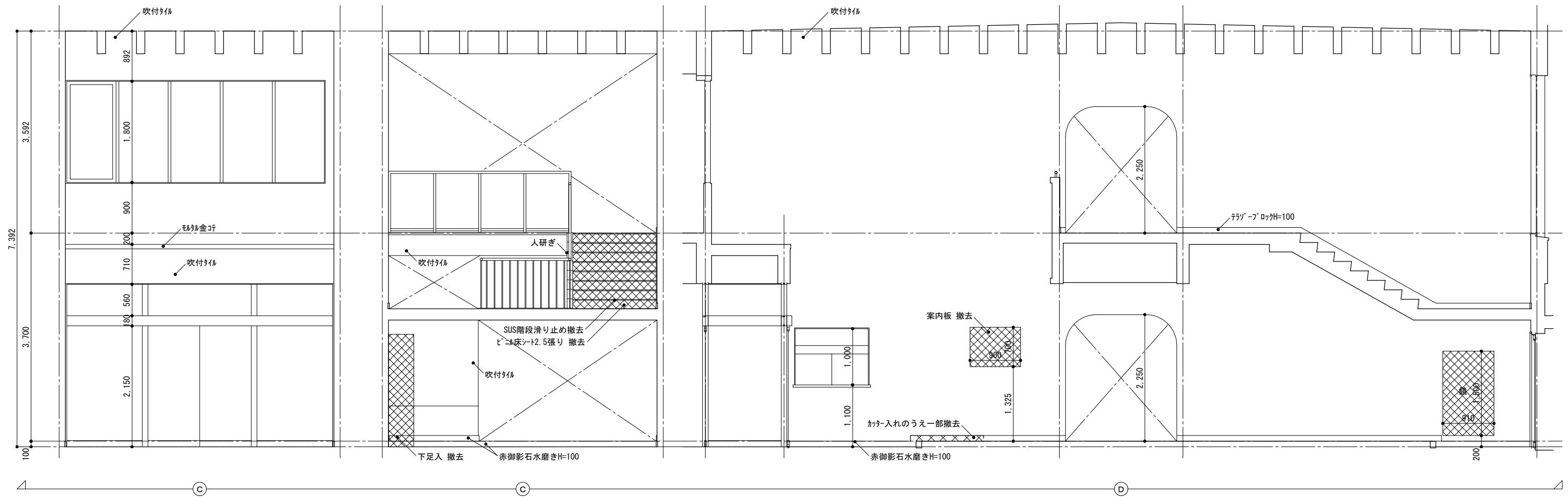
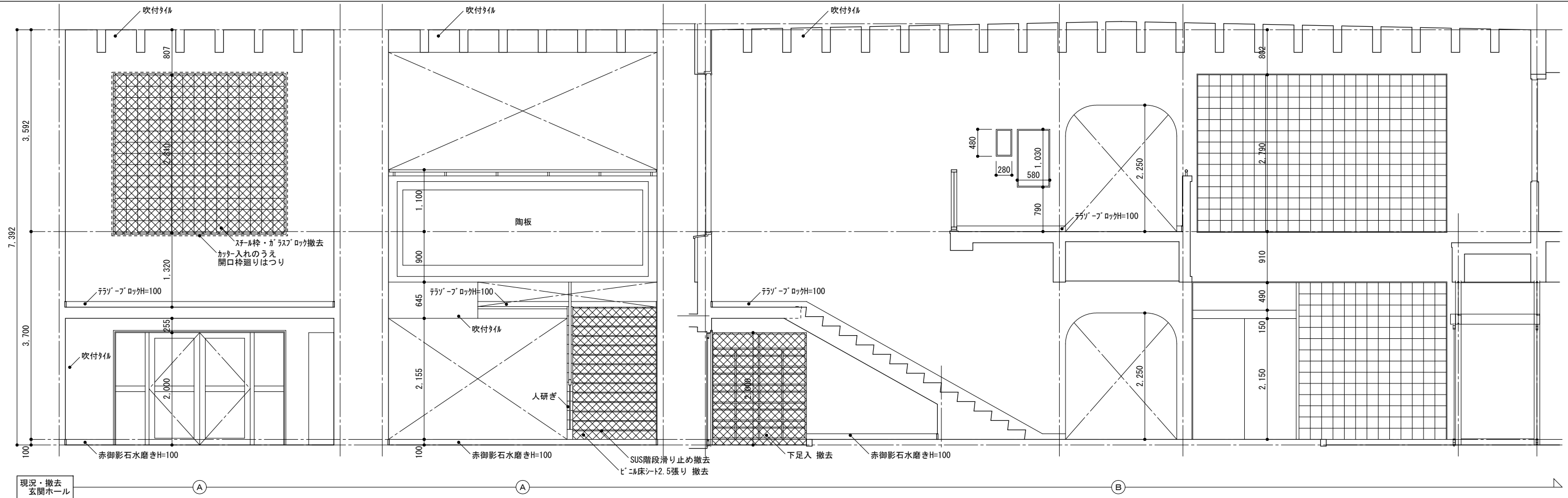
徳島県土整備部営繕課	●工事名	●図面番号	株式会社 岡島建築事務所 1級建築士登録 第344068号 瀬尾 卓芳
	●図面名	●縮尺	
	R1営繕 旧果樹研究所 勝・沼江 本館等機能強化工事建築	A-28	
	改修後1階平面詳細図2	A2:1/50 A3:1/70	



徳島県農土整備部営繕課	●工事名	R1営繕 旧果樹研究所 勝・沼江 本館等機能強化工事建築	●図面番号	A-29	株式会社 岡島建築事務所 1級建築士登録 第344068号 瀬尾 卓 芳
	●図面名	改修後2階平面詳細図1	●縮尺	A2:1/50 A3:1/70	

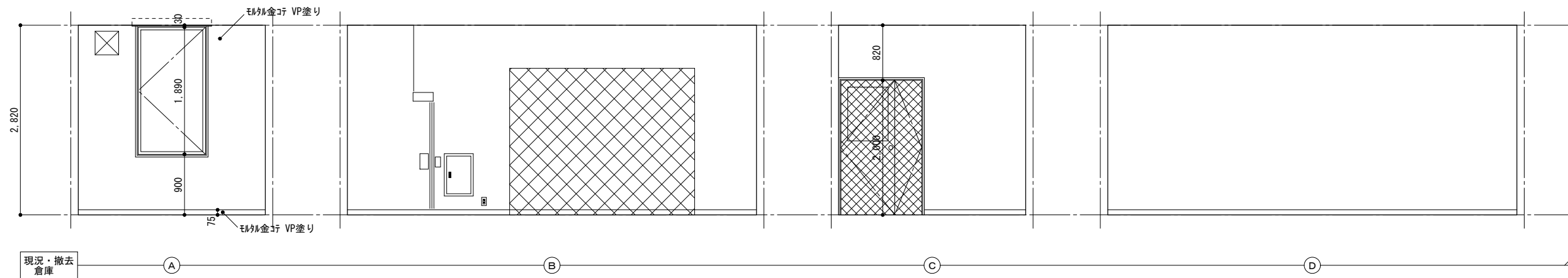
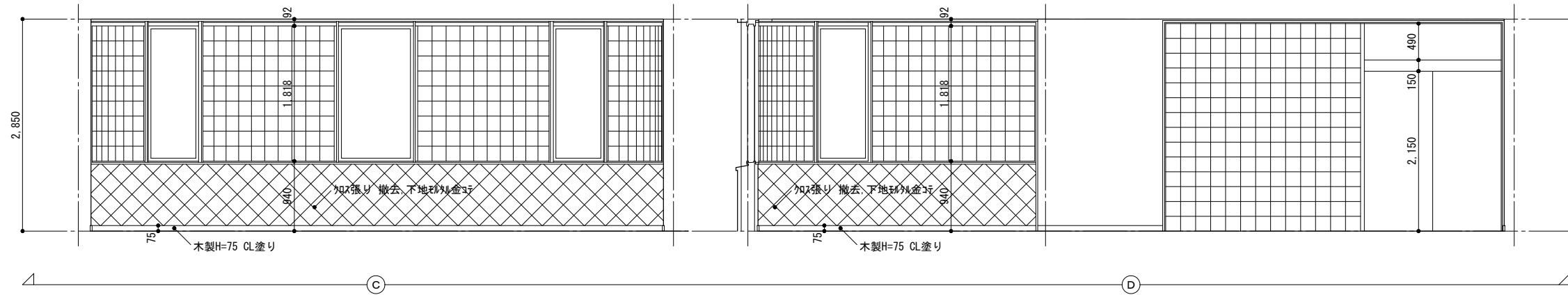
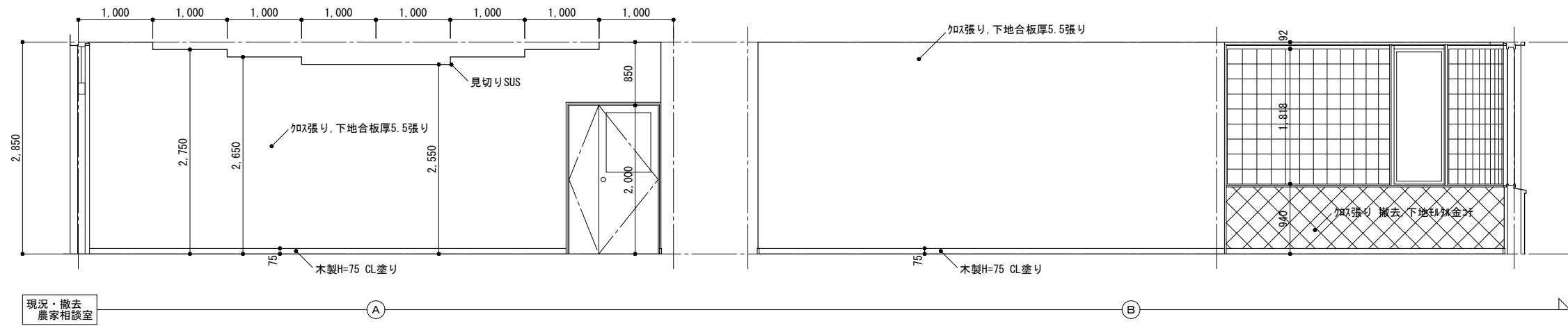



徳島県土整備部営繕課	●工事名	R1営繕 旧果樹研究所 勝・沼江 本館等機能強化工事建築	●図面番号	A-30	株式会社 岡島建築事務所 1級建築士登録 第344068号 瀬尾 卓芳
	●図面名	改修後2階平面詳細図2	●縮尺	A2:1/50 A3:1/70	



は撤去を示す
 ※室内壁等に取付けてある金具・釘等不要なものは図面表記のないものも全て撤去

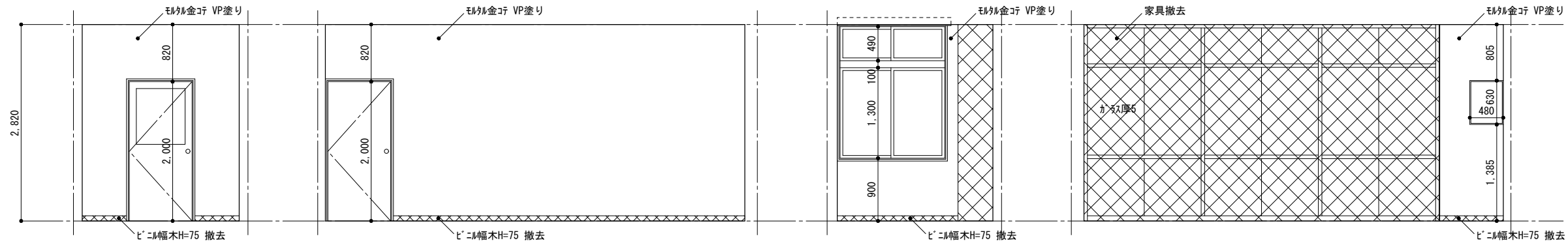
徳島県土整備部営繕課	●工事名	●図面番号	株式会社 岡島建築事務所 1級建築士登録 第344068号 瀬尾 卓芳
	●図面名	●縮尺	
	R1営繕 旧果樹研究所 勝・沼江 本館等機能強化工事建築	A-31	
	現況・撤去展開図_玄関ホール	A2:1/50 A3:1/70	



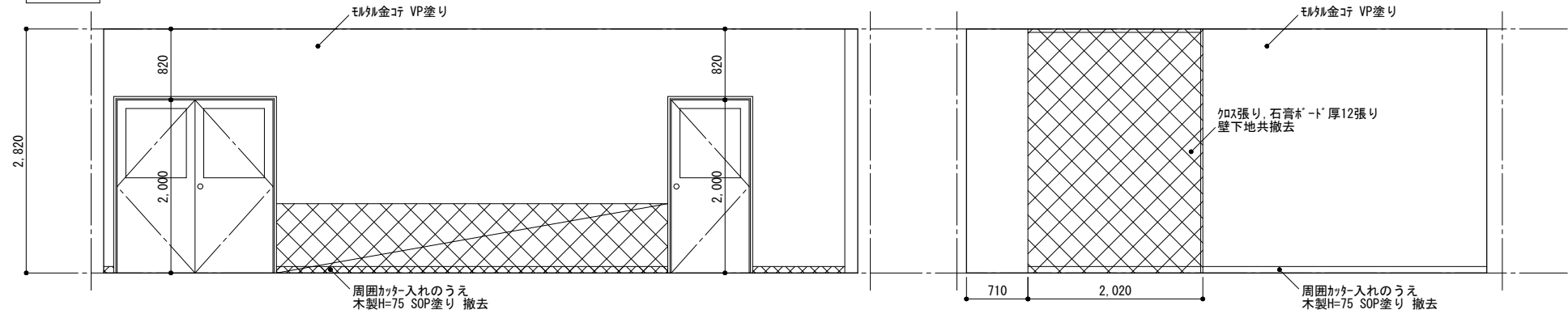
 は撤去を示す

※室内壁等に取り付けてある金具・釘等不要なものは図面表記のないものも全て撤去

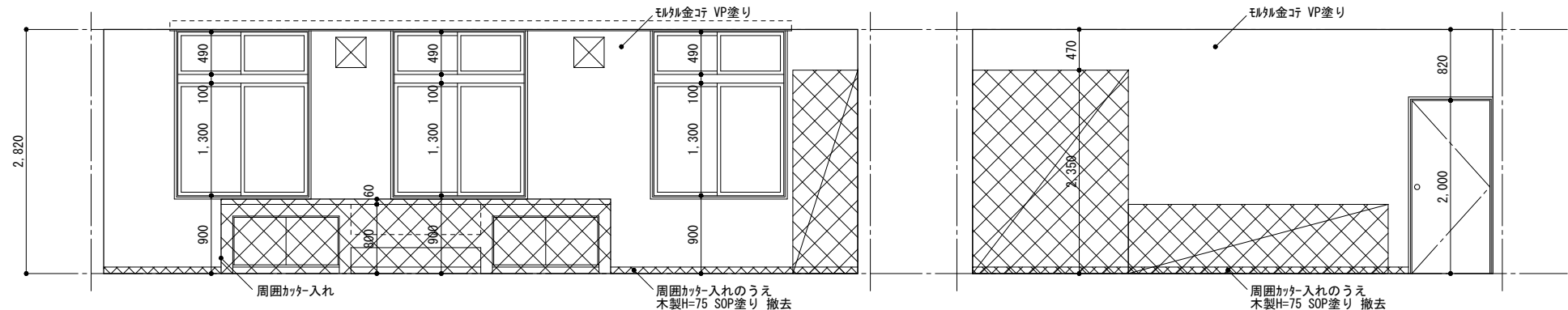
徳島県土整備部営繕課	●工事名	R1営繕 旧果樹研究所 勝・沼江 本館等機能強化工事建築	●図面番号	A-34	株式会社 岡島建築事務所 1級建築士登録 第344068号 瀬尾 卓芳
	●図面名	現況・撤去展開図3	●縮尺	A2:1/50 A3:1/70	




現況・撤去 倉庫



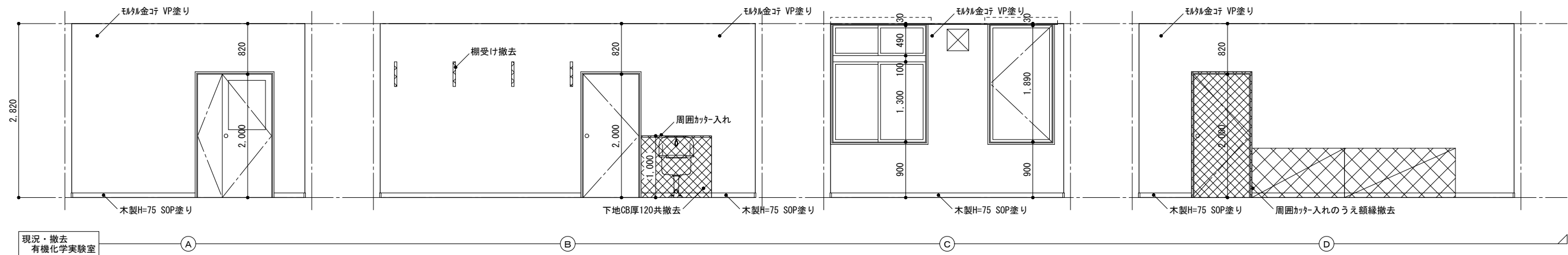
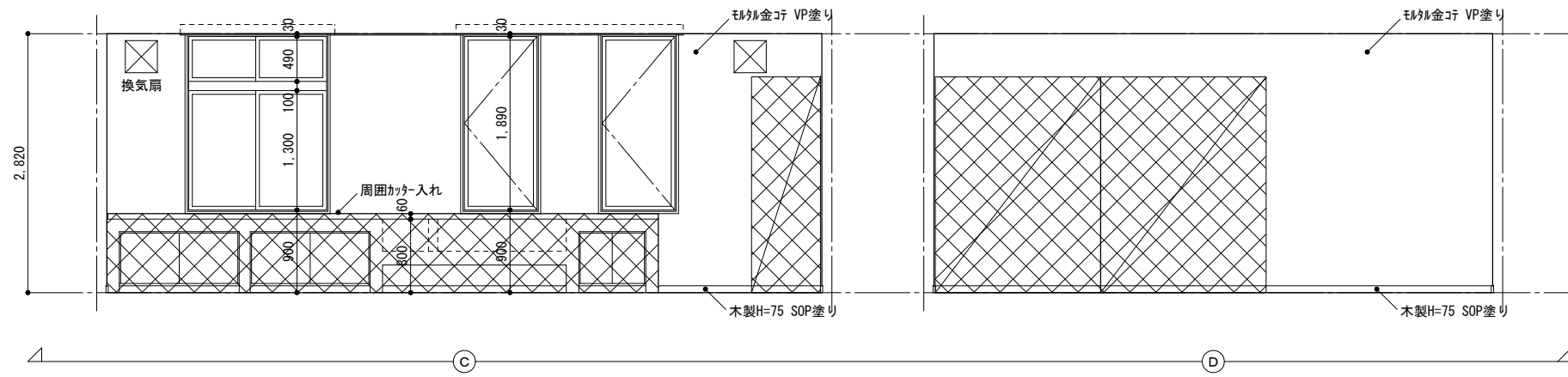
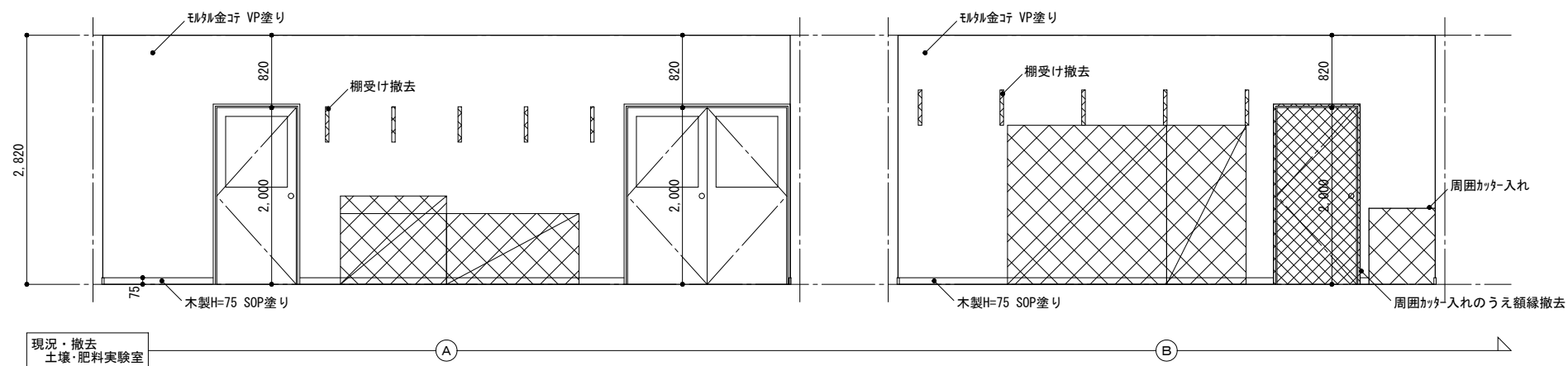
現況・撤去 育種・培養実験室




現況・撤去 展開図4

 は撤去を示す
 ※室内壁等に取り付けてある金具・釘等不要なものは図面表記のないものも全て撤去

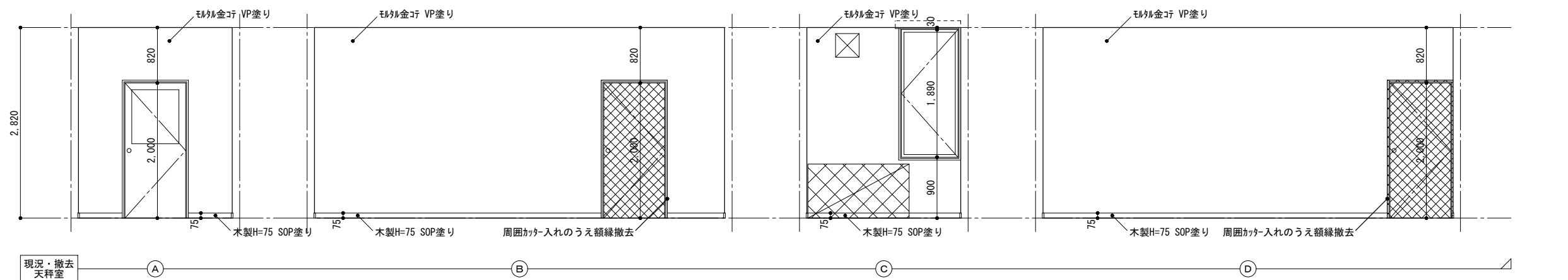
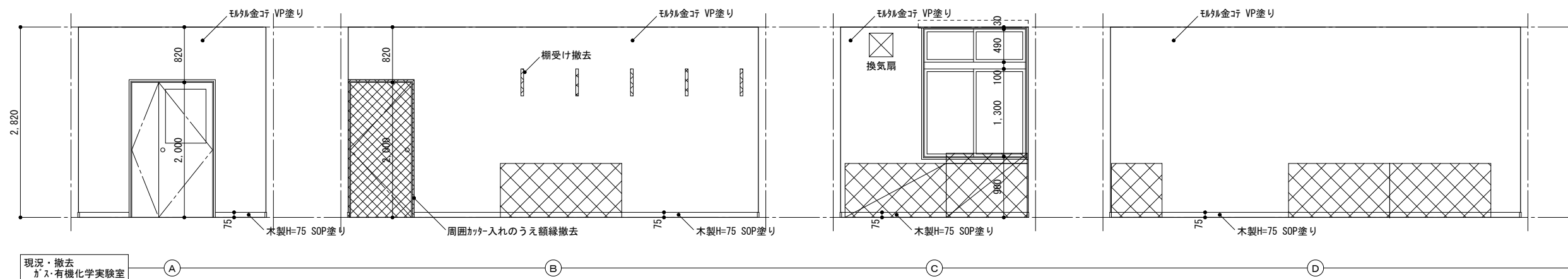
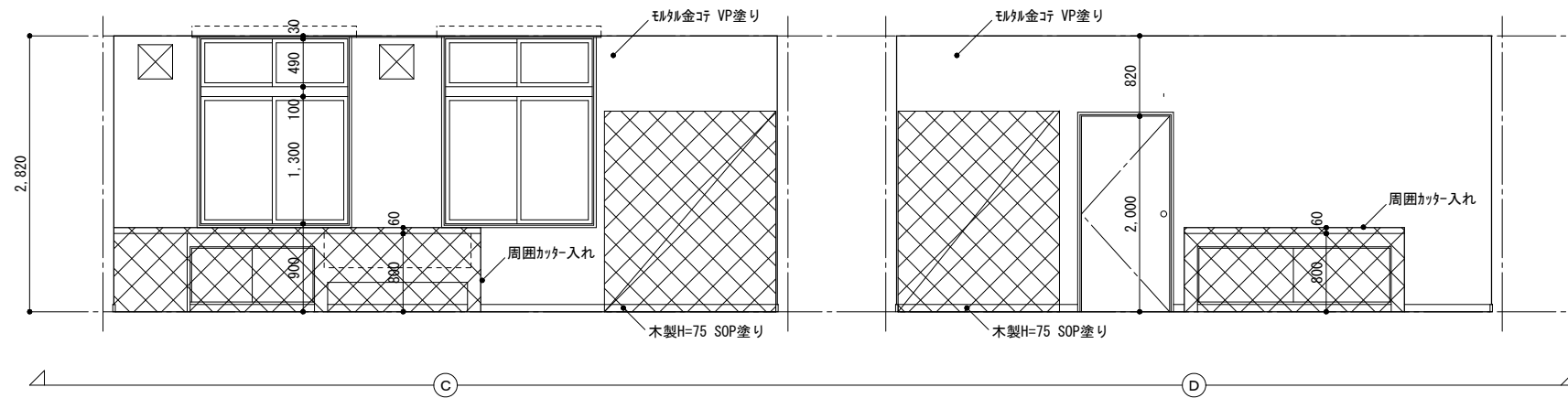
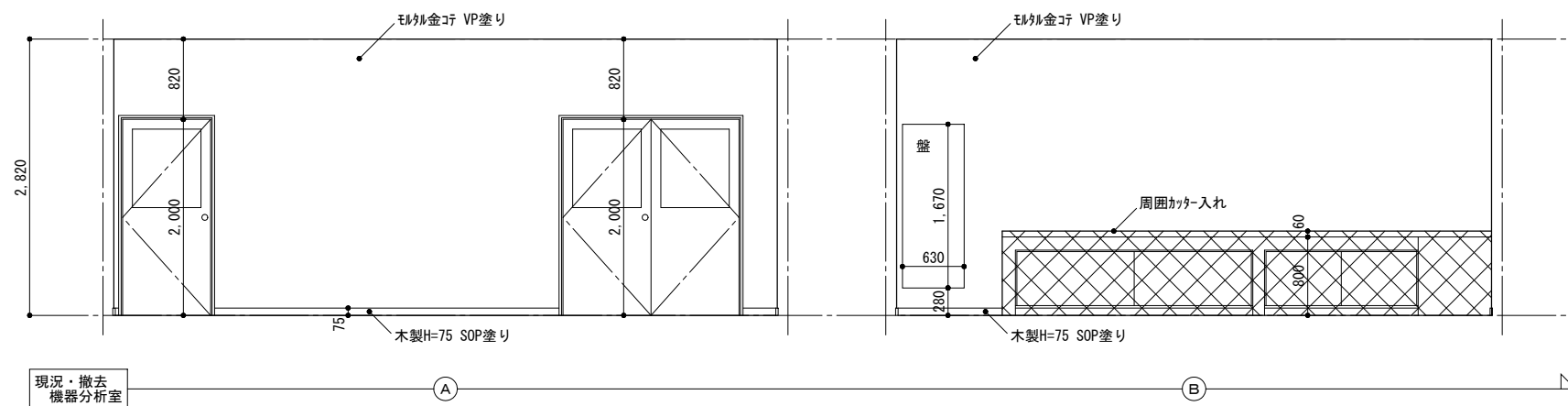
徳島県土整備部営繕課	●工事名	R1営繕 旧果樹研究所 勝・沼江 本館等機能強化工事建築	●図面番号	A-35	株式会社 岡島建築事務所 1級建築士登録 第344068号 瀬尾 卓 芳
	●図面名	現況・撤去展開図4	●縮尺	A2:1/50 A3:1/70	



 は撤去を示す

※室内壁等に取付けてある金具・釘等不要なものは図面表記のないものも全て撤去

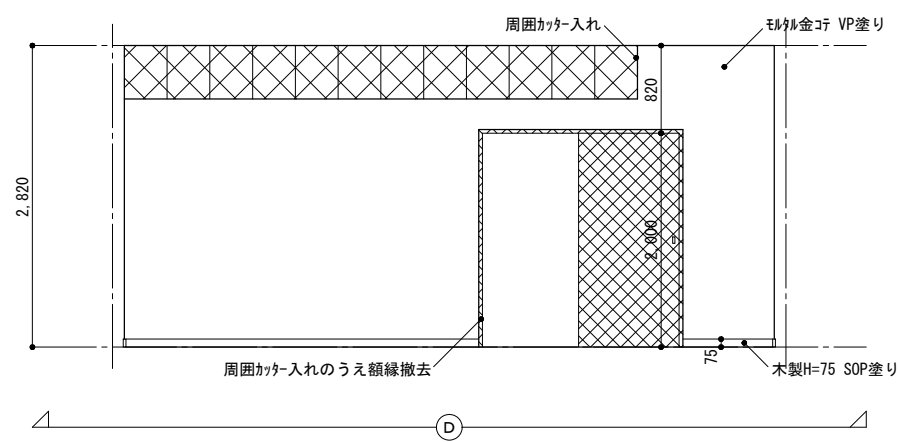
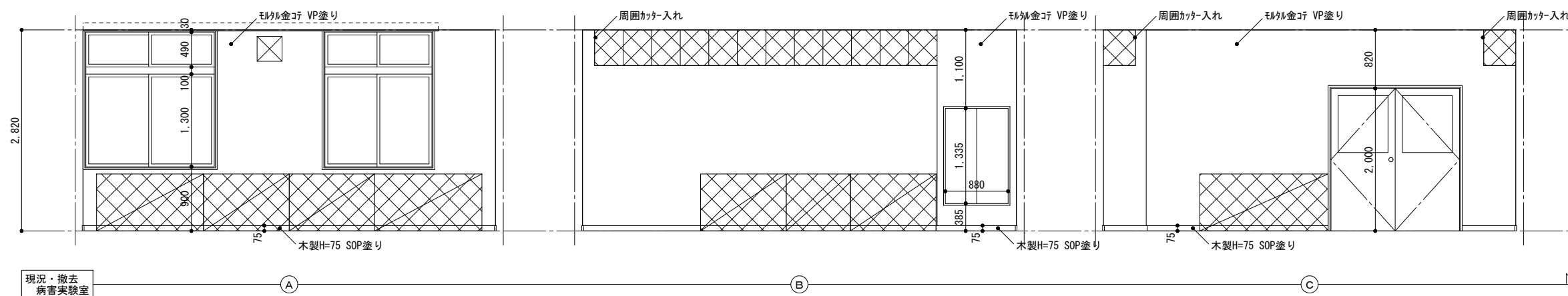
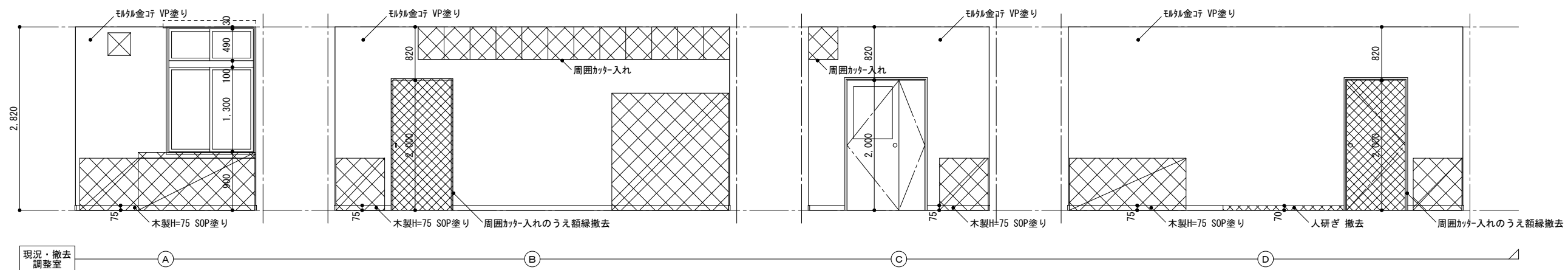
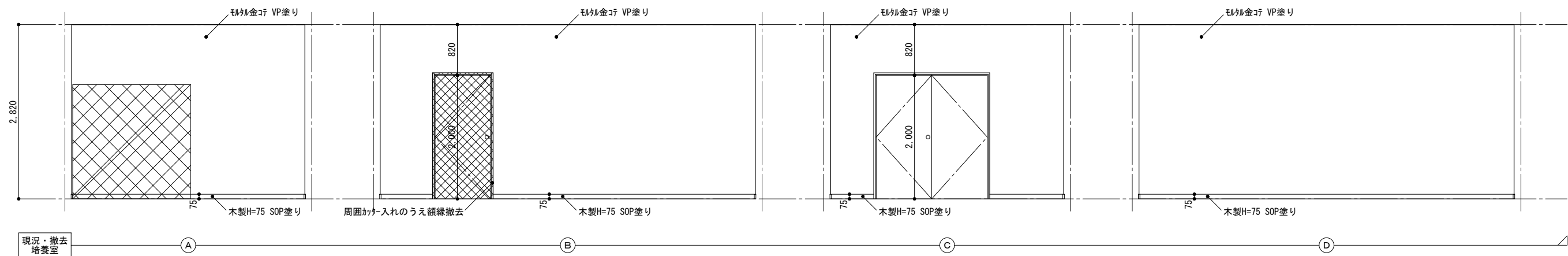
徳島県土整備部営繕課	●工事名	R1営繕 旧果樹研究所 勝・沼江 本館等機能強化工事建築	●図面番号	A-36	株式会社 岡島建築事務所 1級建築士登録 第344068号 瀬尾 卓芳
	●図面名	現況・撤去展開図5	●縮尺	A2:1/50 A3:1/70	



は撤去を示す

※室内壁等に取り付けてある金具・釘等不要ものは図面表記のないものも全て撤去

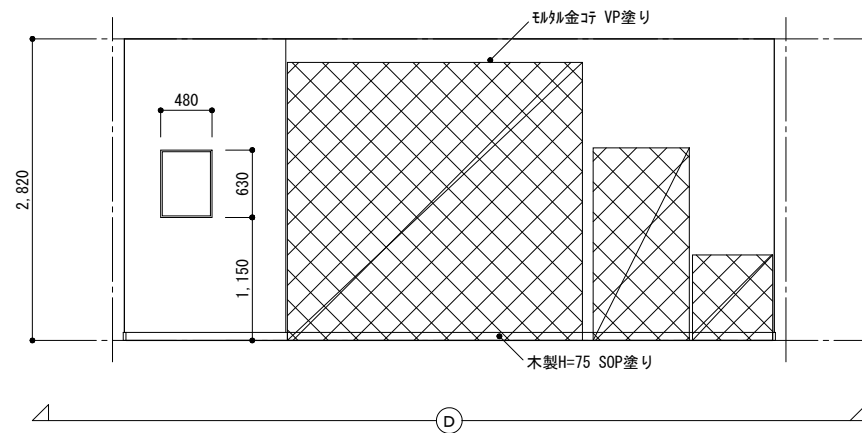
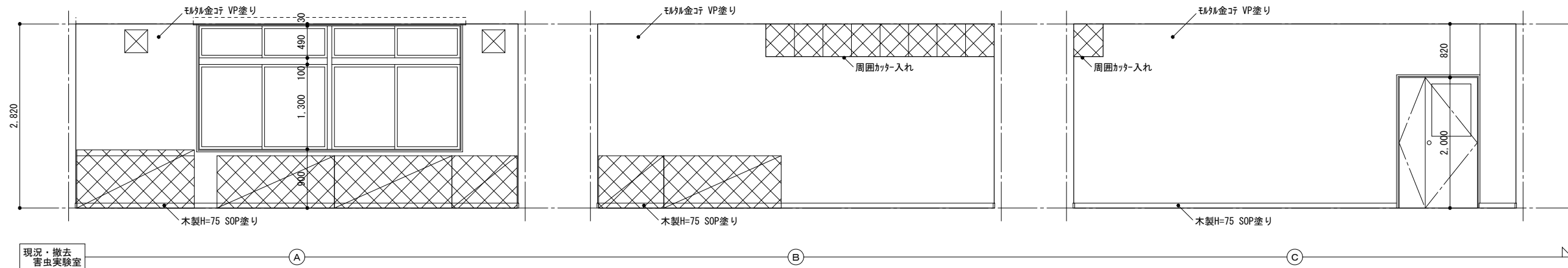
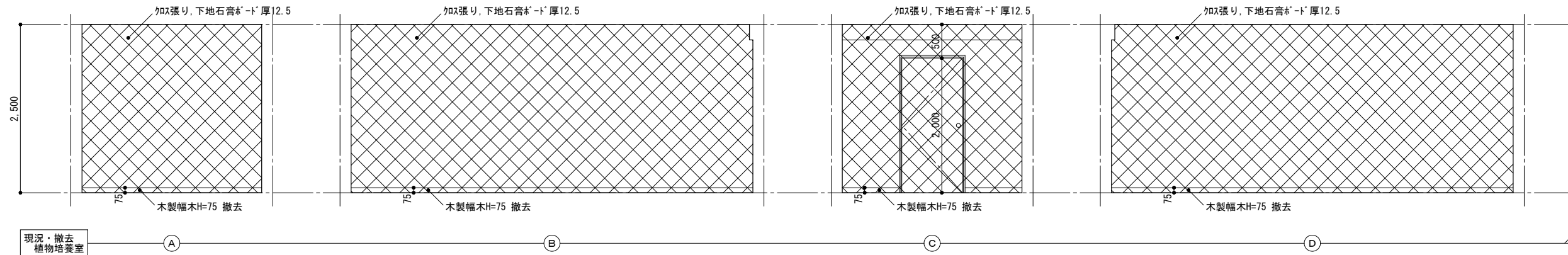
徳島県土整備部営繕課	●工事名	R1営繕 旧果樹研究所 勝・沼江 本館等機能強化工事建築	●図面番号	A-37	株式会社 岡島建築事務所 1級建築士登録 第344068号 瀬尾 卓芳
	●図面名	現況・撤去展開図6	●縮尺	A2:1/50 A3:1/70	




は撤去を示す

※室内壁等に取付けてある金具・釘等不要なものは図面表記のないものも全て撤去

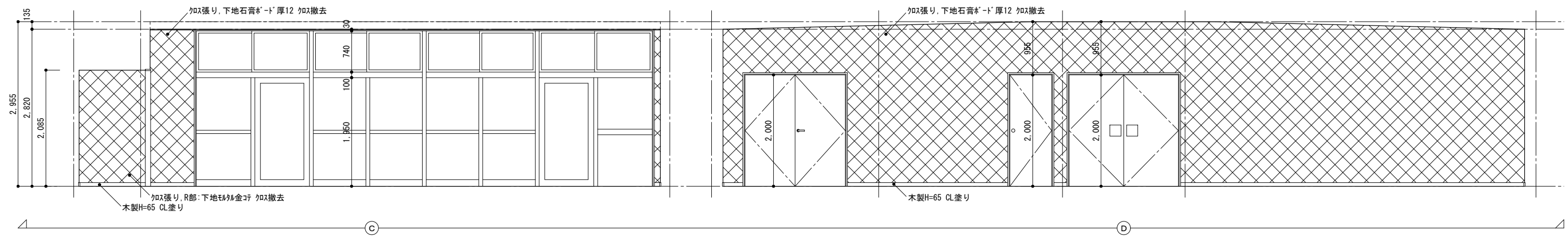
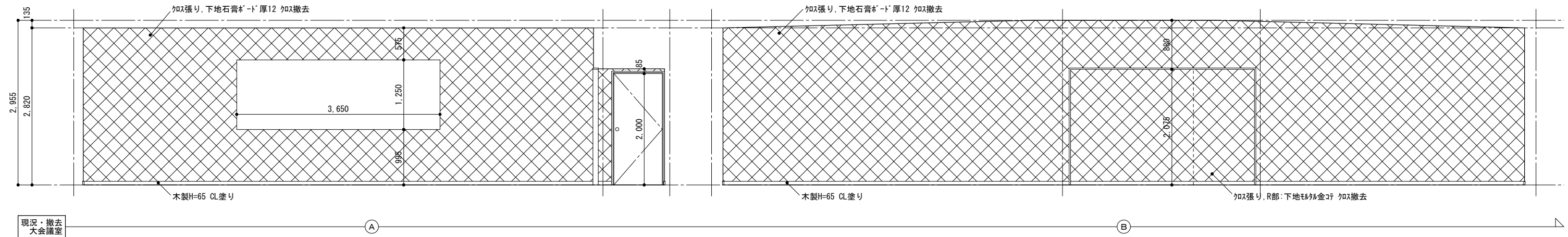
徳島県土整備部営繕課	●工事名	R1営繕 旧果樹研究所 勝・沼江 本館等機能強化工事建築	●図面番号	A-38	株式会社 岡島建築事務所 1級建築士登録 第344068号 瀬尾 卓芳
	●図面名	現況・撤去展開図7	●縮尺	A2:1/50 A3:1/70	




 は撤去を示す

※室内壁等に取付けてある金具・釘等不要なものは図面表記のないものも全て撤去

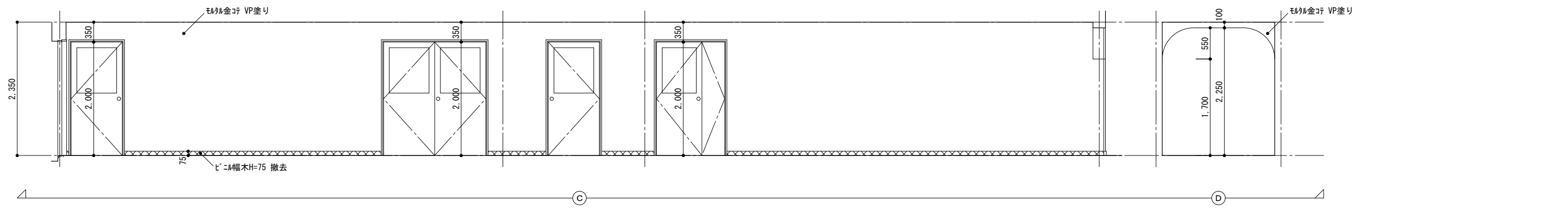
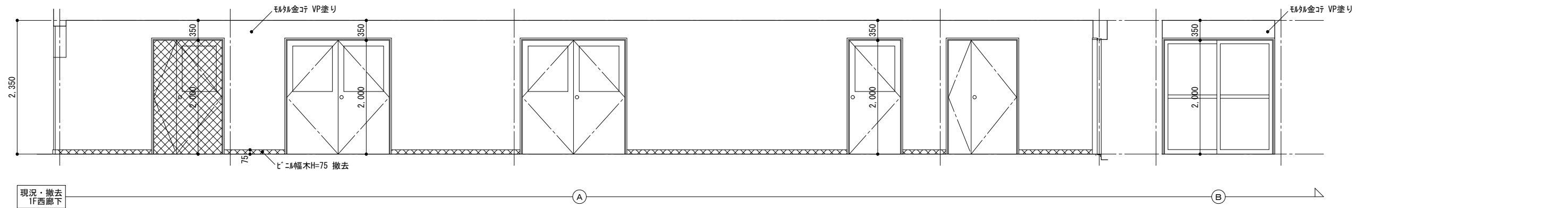
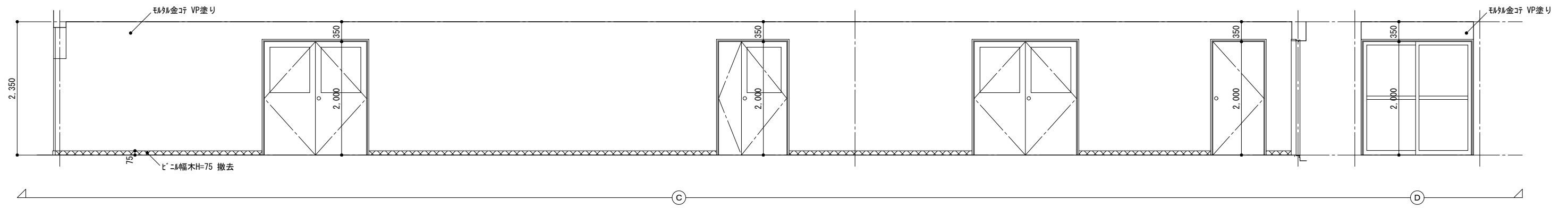
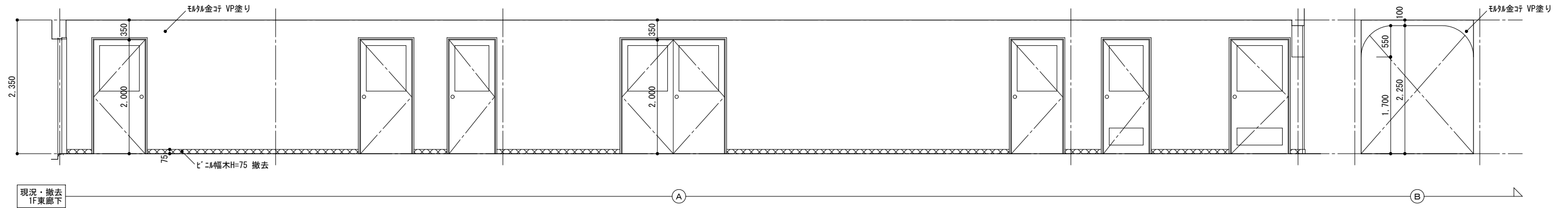
徳島県土整備部営繕課	●工事名	R1営繕 旧果樹研究所 勝・沼江 本館等機能強化工事建築	●図面番号	A-39	株式会社 岡島建築事務所 1級建築士登録 第344068号 瀬尾 卓芳
	●図面名	現況・撤去展開図8	●縮尺	A2:1/50 A3:1/70	



 は撤去を示す

※室内壁等に取り付けてある金具・釘等不要なものは図面表記のないものも全て撤去

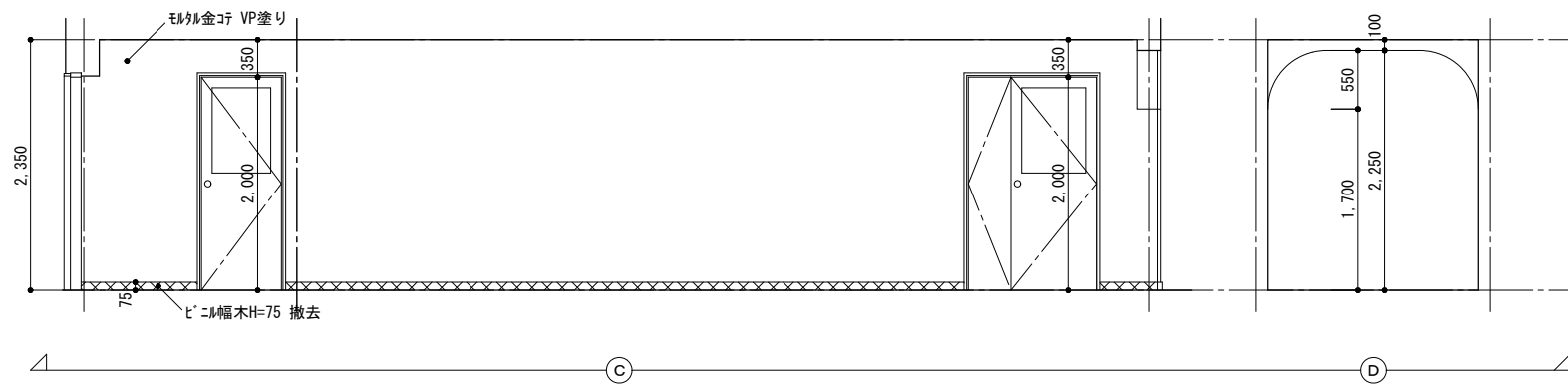
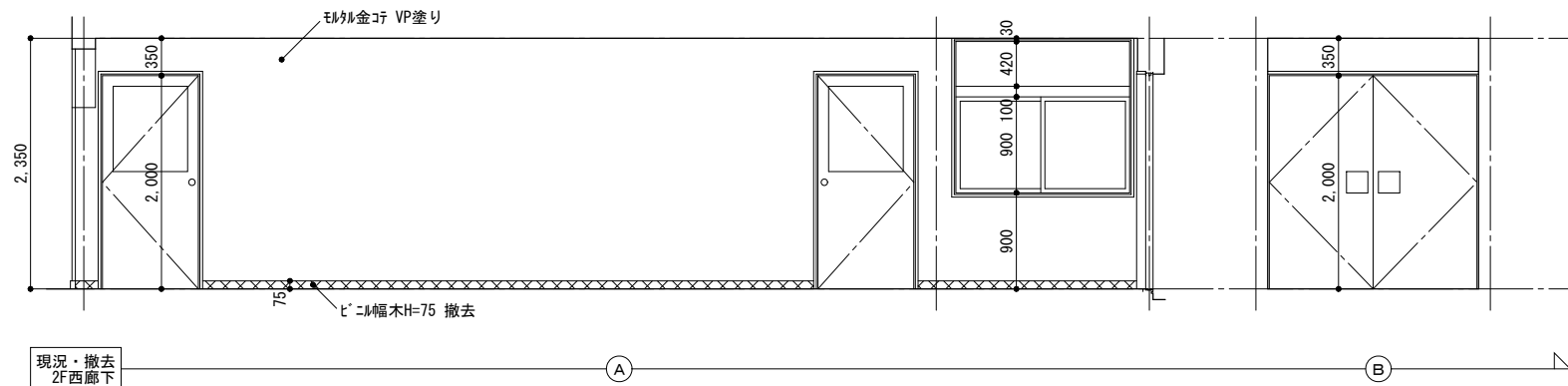
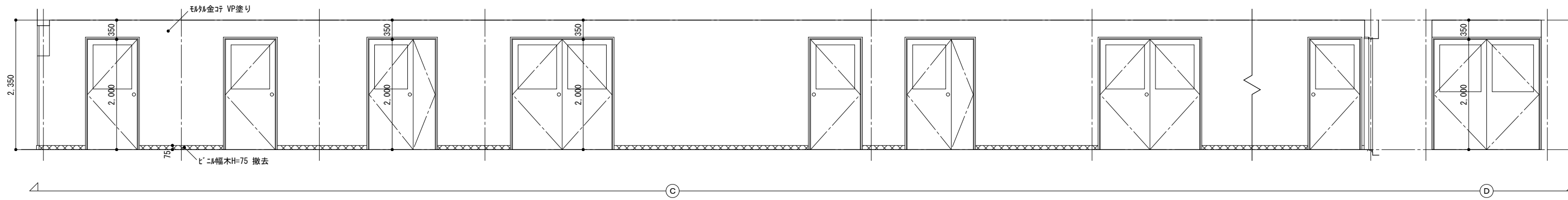
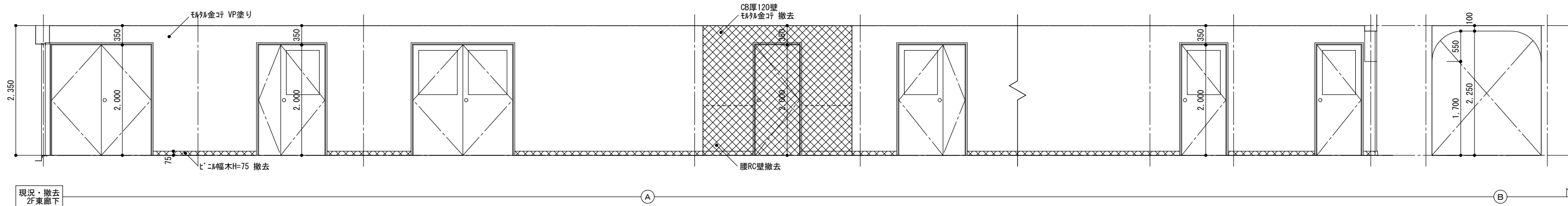
徳島県土整備部営繕課	●工事名	R1 営繕 旧果樹研究所 勝・沼江 本館等機能強化工事建築	●図面番号	A-40	株式会社 岡島建築事務所 1級建築士登録 第344068号 瀬尾 卓芳
	●図面名	現況・撤去展開図9	●縮尺	A2:1/50 A3:1/70	




は撤去を示す

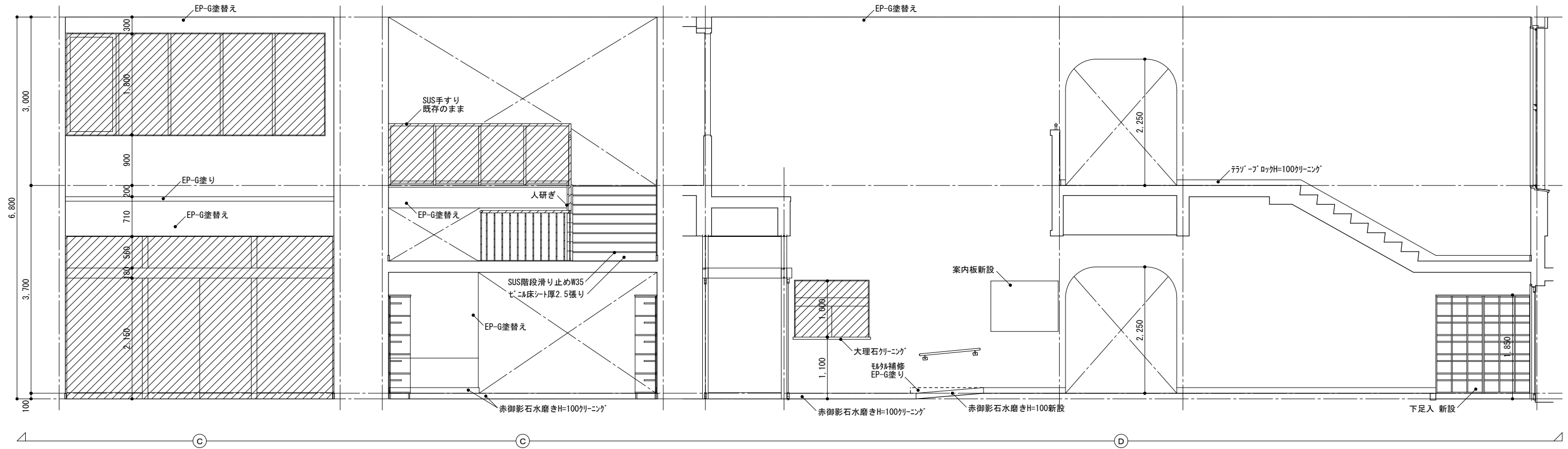
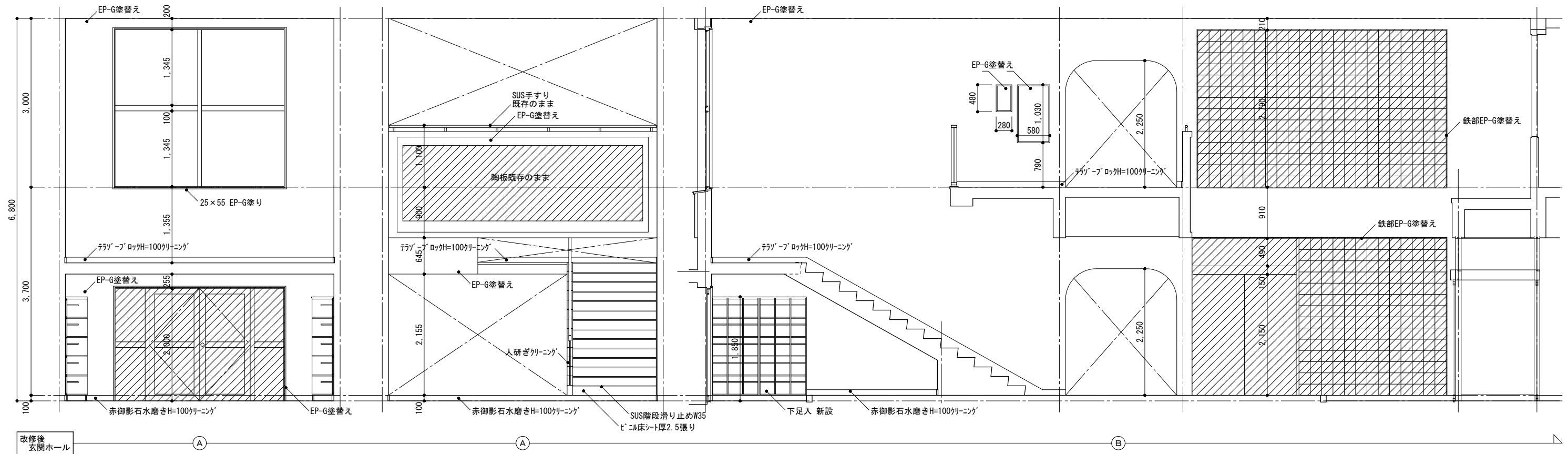
※室内壁等に取付けてある金具・釘等不要ものは図面表記のないものも全て撤去

徳島県土整備部営繕課	●工事名	R1営繕 旧果樹研究所 勝・沼江 本館等機能強化工事建築	●図面番号	A-41	株式会社 岡島建築事務所 1級建築士登録 第344068号 瀬尾 卓芳
	●図面名	現況・撤去展開図10	●縮尺	A2:1/50 A3:1/70	



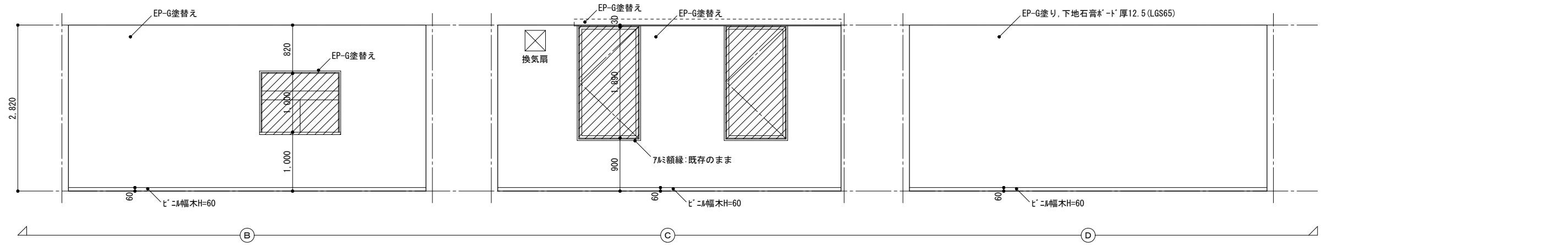
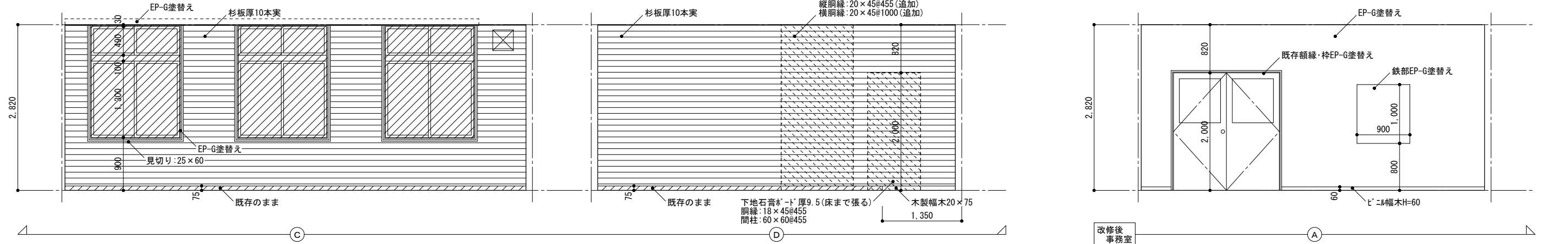
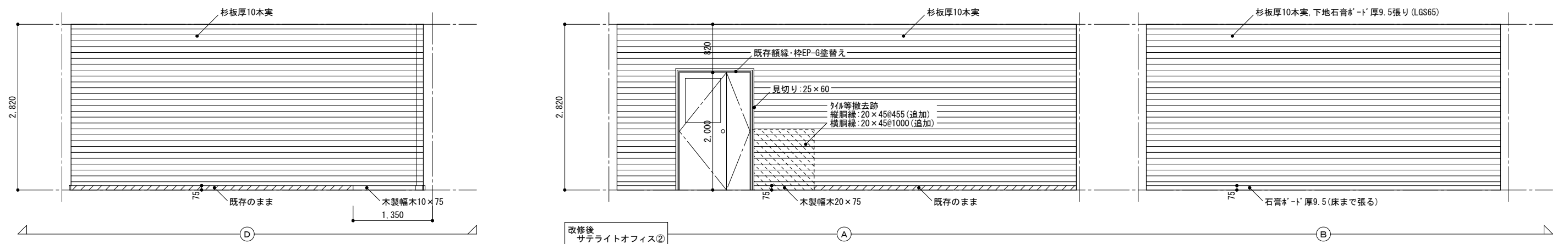
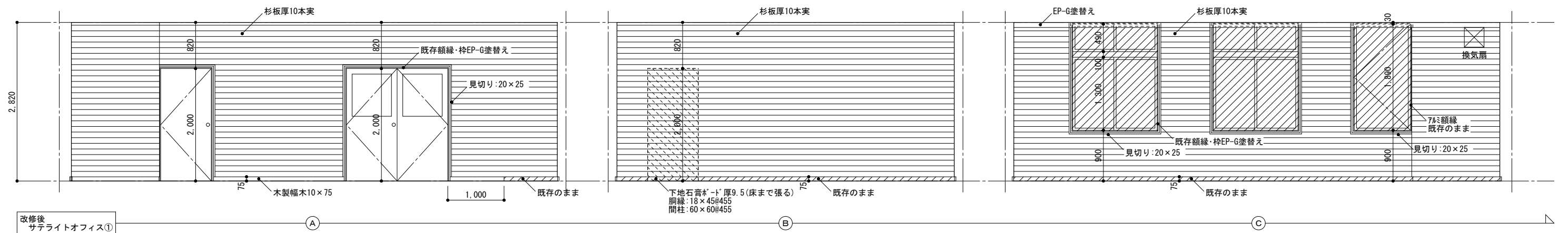
 は撤去を示す
 ※室内壁等に取付けてある金具・釘等不要なものは図面表記のないものも全て撤去

徳島県土整備部営繕課	●工事名	R1営繕 旧果樹研究所 勝・沼江 本館等機能強化工事建築	●図面番号	A-42	株式会社 岡島建築事務所 1級建築士登録 第344068号 瀬尾 卓芳
	●図面名	現況・撤去展開図11	●縮尺	A2:1/50 A3:1/70	



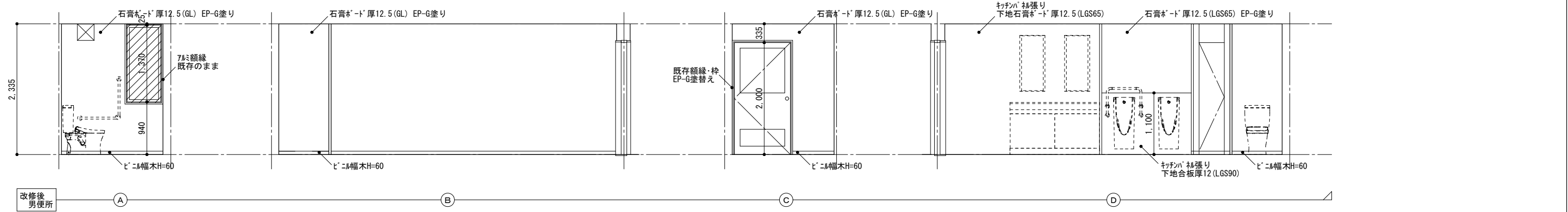
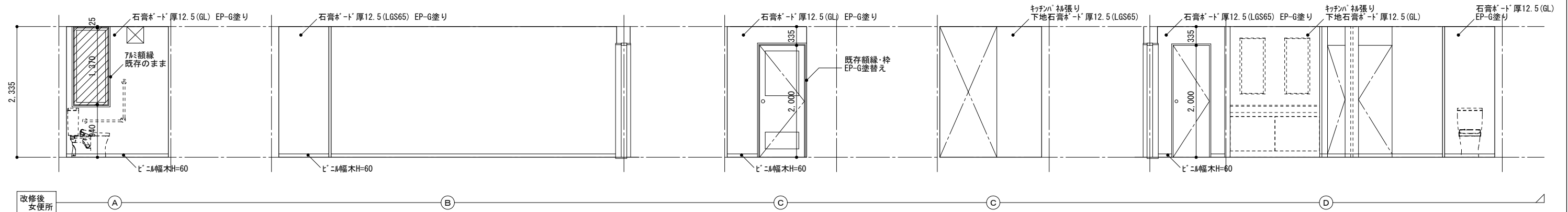
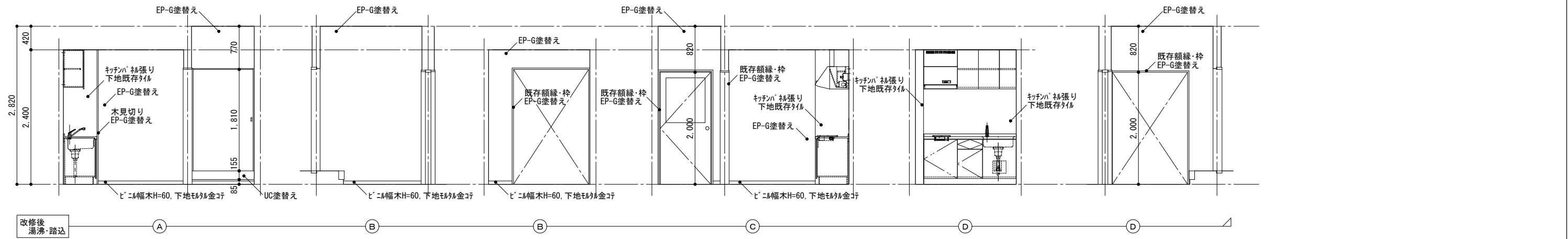
は既存のままを示す
 ※特記なきカーテンBOX・見え掛り木部・鉄部はEP-G塗替え

徳島県土整備部営繕課	●工事名	R1営繕 旧果樹研究所 勝・沼江 本館等機能強化工事建築	●図面番号	A-43	株式会社 岡島建築事務所 1級建築士登録 第344068号 瀬尾 卓芳
	●図面名	改修後展開図_玄関ホール	●縮尺	A2:1/50 A3:1/70	



は既存のままを示す
 ※特記なきカーテンBOX・見え掛り木部・鉄部はEP-G塗替え

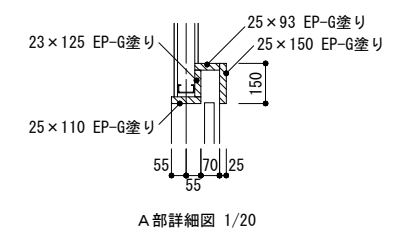
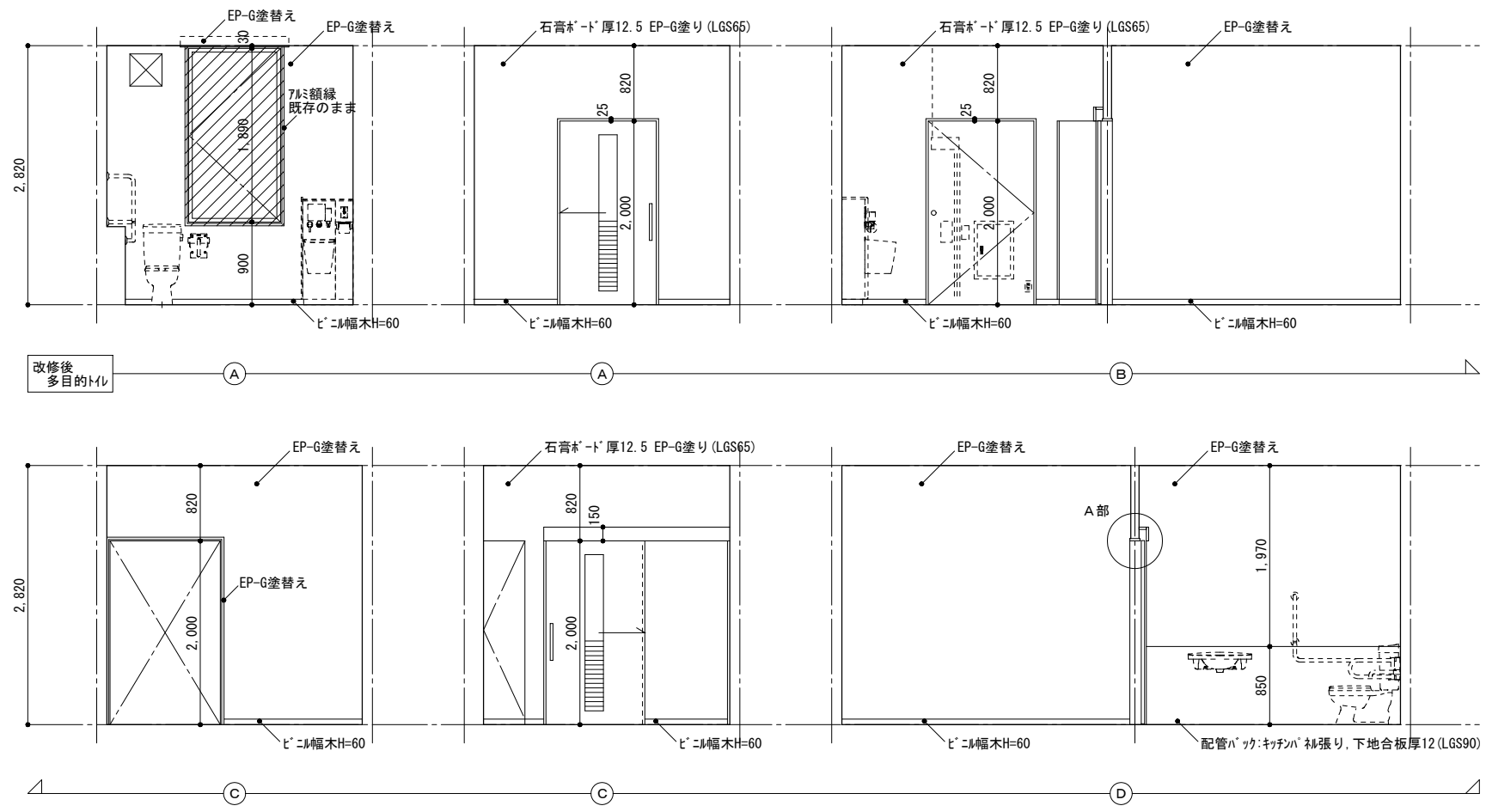
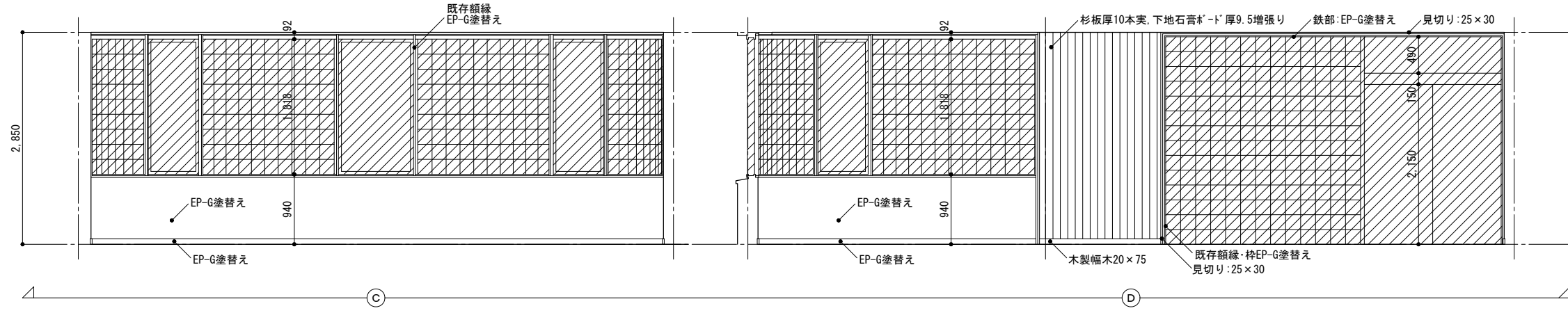
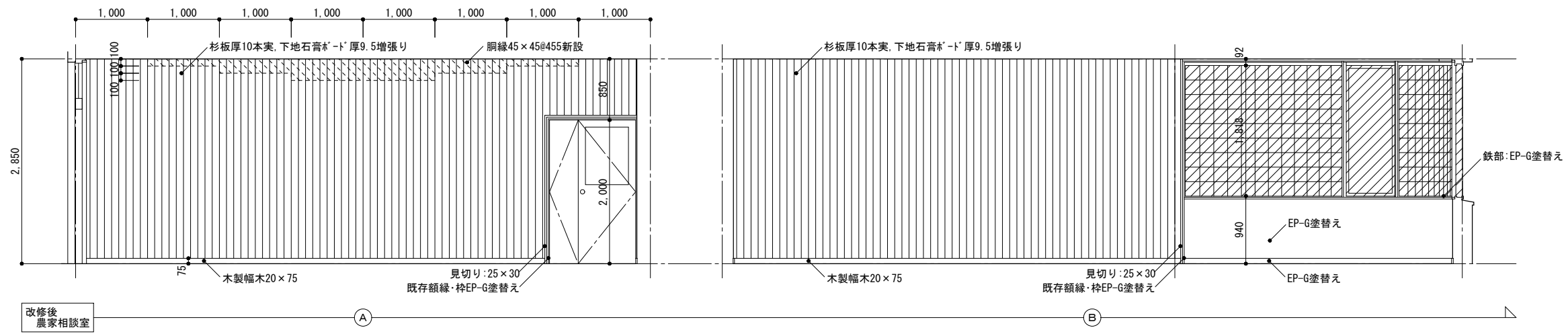
徳島県土整備部営繕課	●工事名	R1営繕 旧果樹研究所 勝・沼江 本館等機能強化工事建築	●図面番号	A-44	株式会社 岡島建築事務所 1級建築士登録 第344068号 瀬尾 卓 芳
	●図面名	改修後展開図1	●縮尺	A2:1/50 A3:1/70	



は既存のままを示す

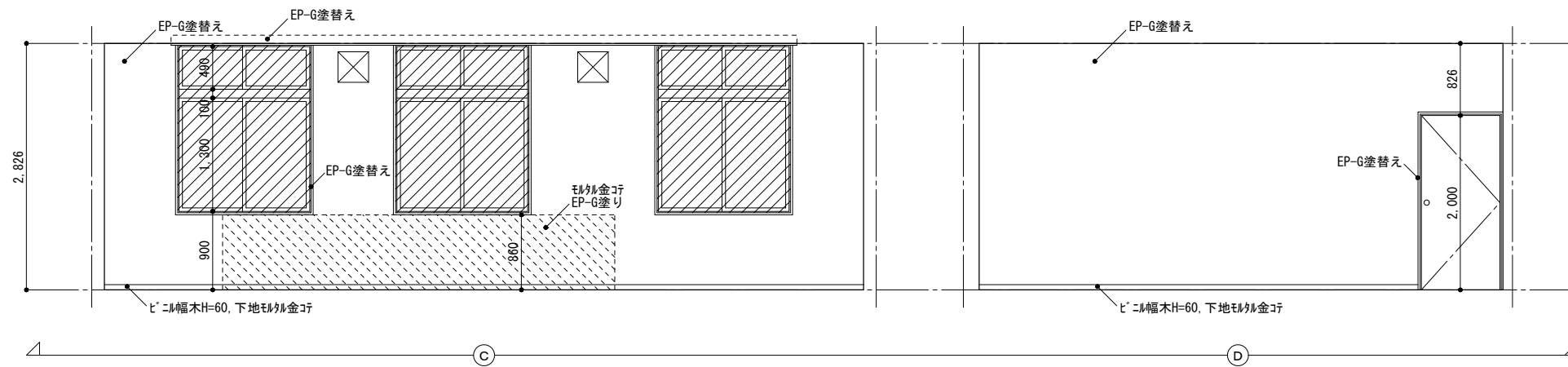
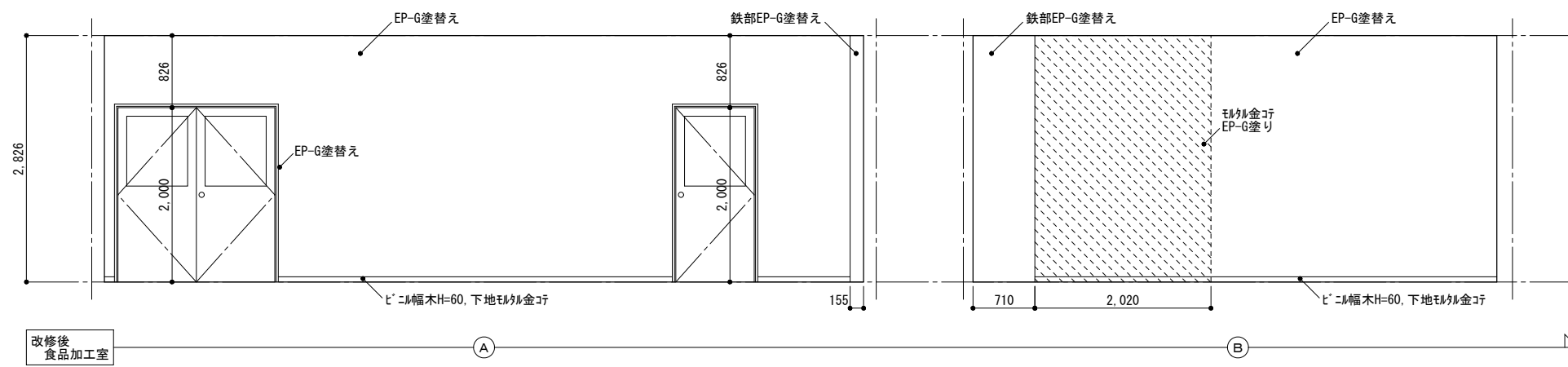
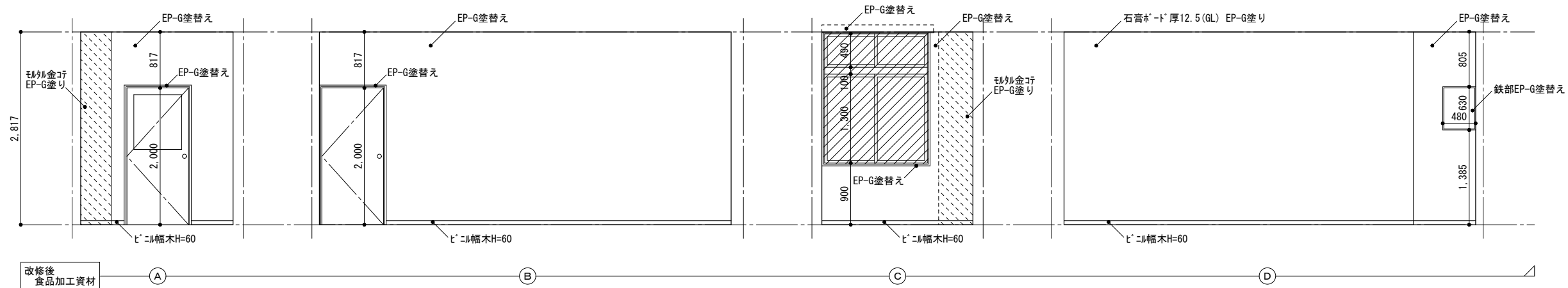
※特記なきカーテンBOX・見え掛り木部・鉄部はEP-G塗替え

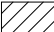
徳島県土整備部営繕課	●工事名	R1営繕 旧果樹研究所 勝・沼江 本館等機能強化工事建築	●図面番号	A-45	株式会社 岡島建築事務所 1級建築士登録 第344068号 瀬尾 卓芳
	●図面名	改修後展開図2	●縮尺	A2:1/50 A3:1/70	



は既存のままを示す
 ※特記なきハッチBOX・見え掛り木部・鉄部はEP-G塗替え

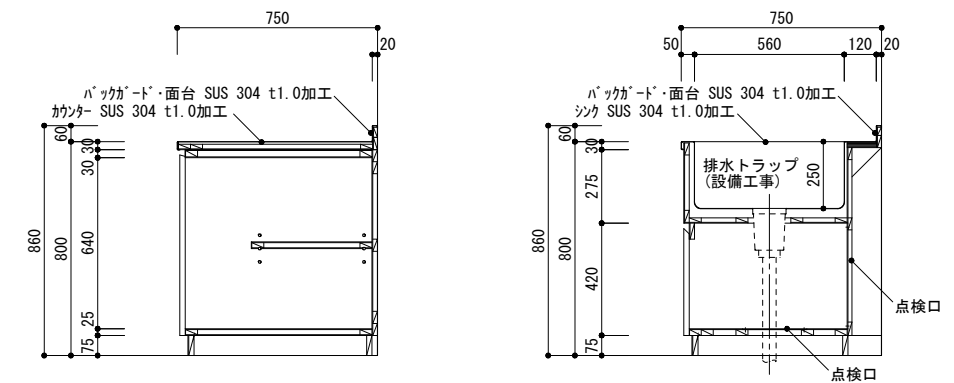
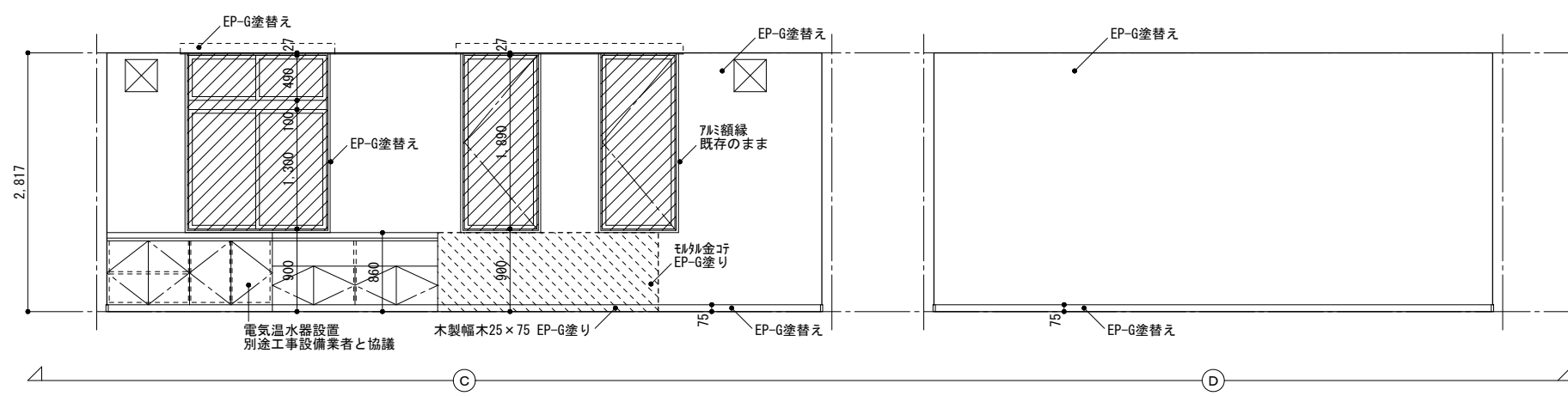
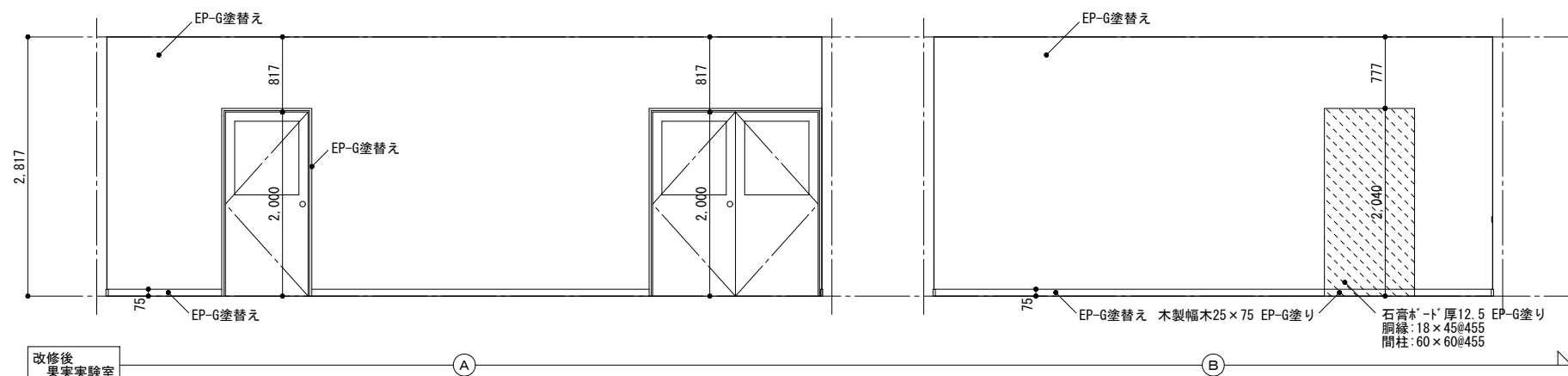
徳島県土整備部営繕課	●工事名	R1営繕 旧果樹研究所 勝・沼江 本館等機能強化工事建築	●図面番号	A-46	株式会社 岡島建築事務所 1級建築士登録 第344068号 瀬尾 卓 芳
	●図面名	改修後展開図3	●縮尺	A2:1/50, 1/20 A3:1/70, 1/28	



 は既存のままを示す

※特記なきカーテンBOX・見え掛り木部・鉄部はEP-G塗替え

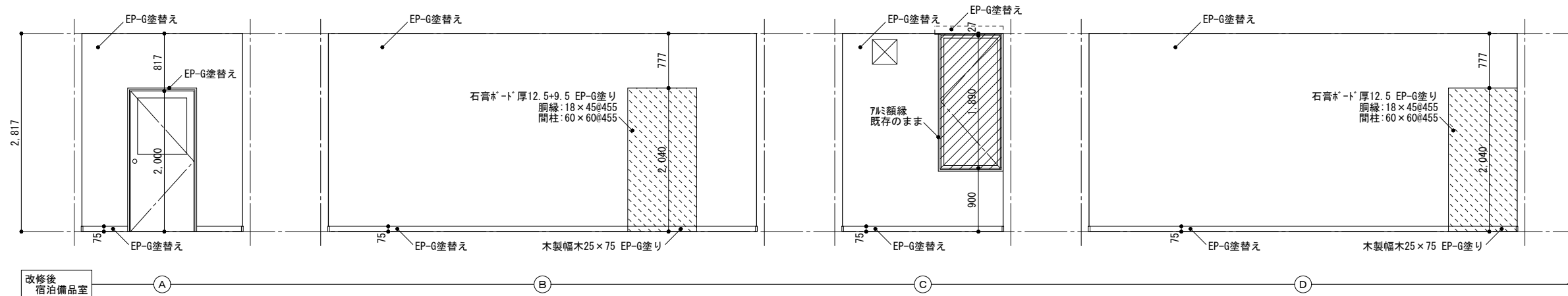
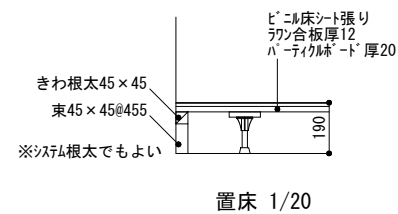
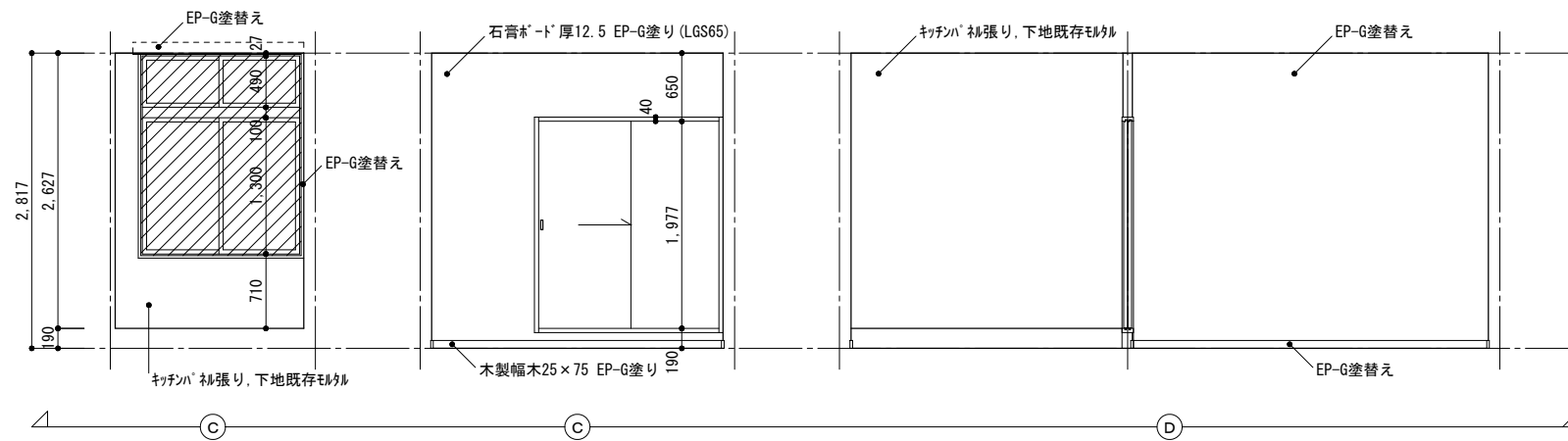
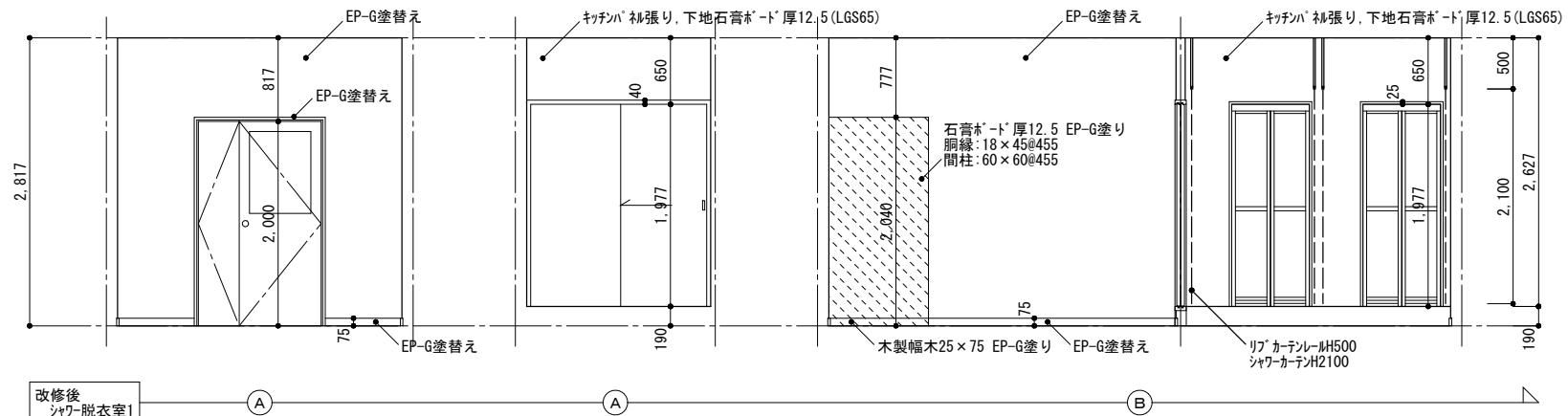
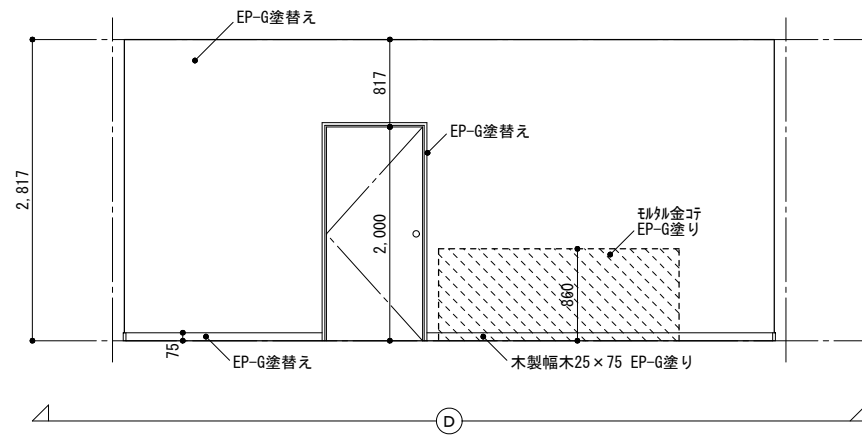
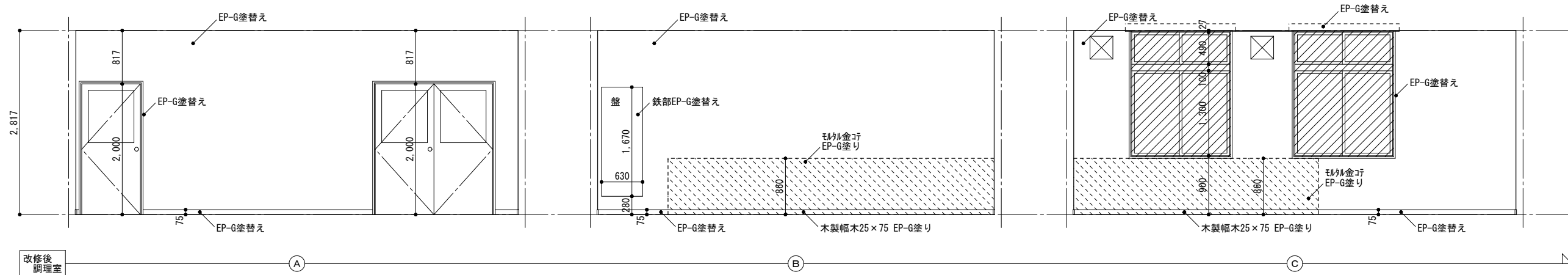
徳島県土整備部営繕課	●工事名	R1営繕 旧果樹研究所 勝・沼江 本館等機能強化工事建築	●図面番号	A-47	株式会社 岡島建築事務所 1級建築士登録 第344068号 瀬尾 卓芳
	●図面名	改修後展開図4	●縮尺	A2:1/50 A3:1/70	



※家具本体:ホリ合板75mm厚25, 小口ワシコ7
SUS流し台 1/20

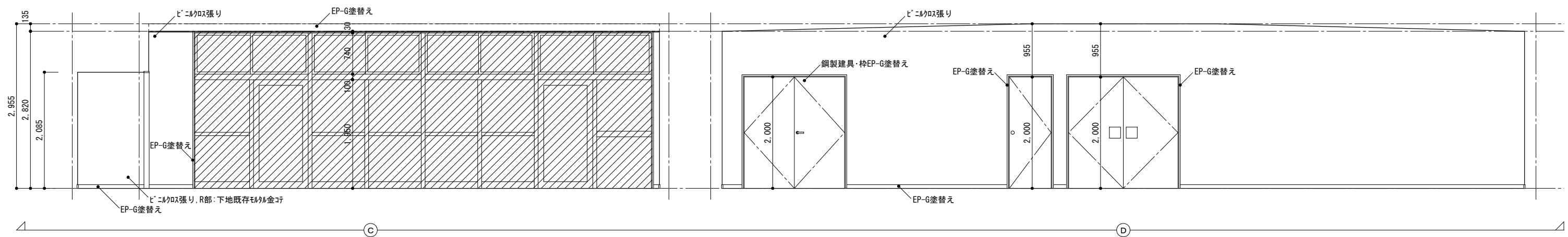
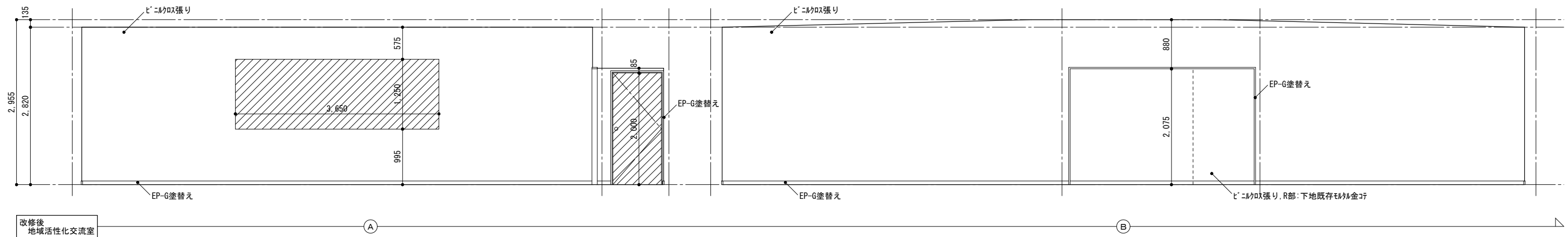
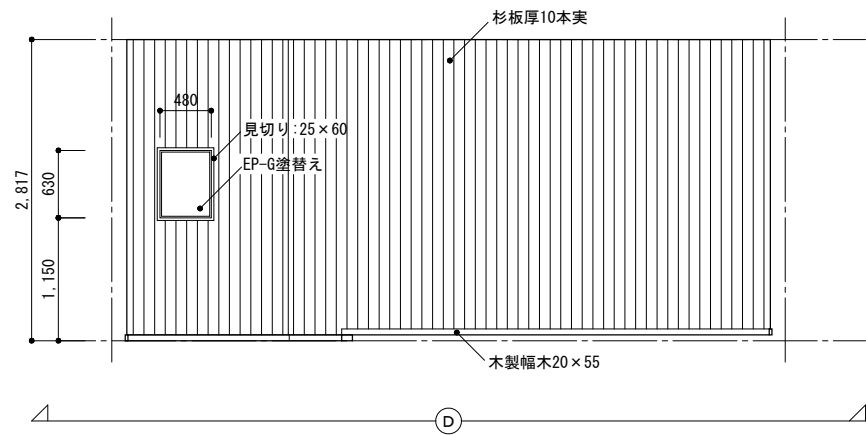
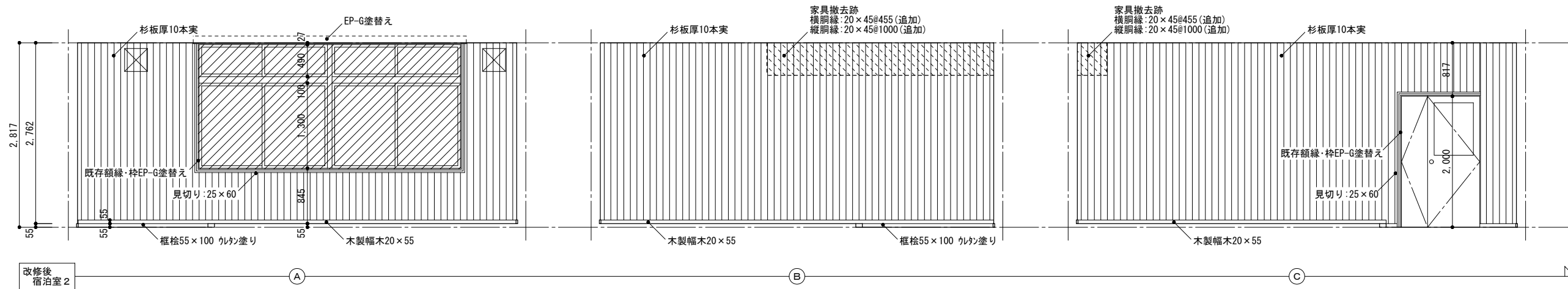
は既存のままを示す
※特記なきカーテンBOX・見え掛り木部・鉄部はEP-G塗替え

徳島県土整備部営繕課	●工事名 R1営繕 旧果樹研究所 勝・沼江 本館等機能強化工事建築	●図面番号 A-48	株式会社 岡島建築事務所
	●図面名 改修後展開図5	●縮尺 A2:1/50, 1/20 A3:1/70, 1/28	1級建築士登録 第344068号 瀬尾 卓 芳



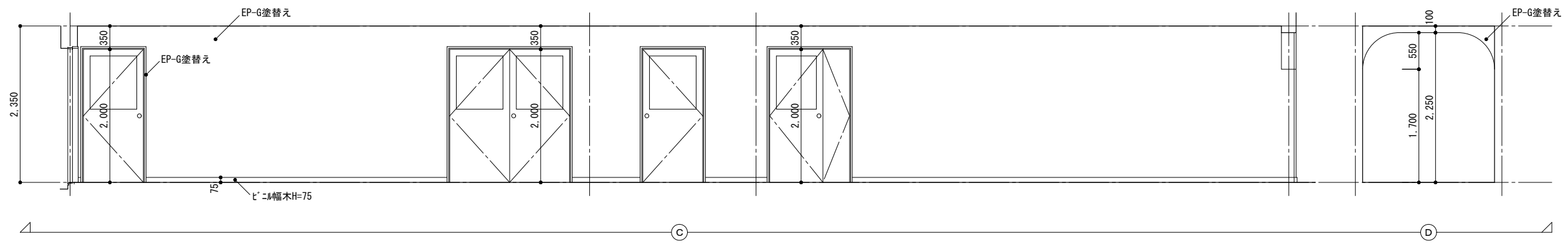
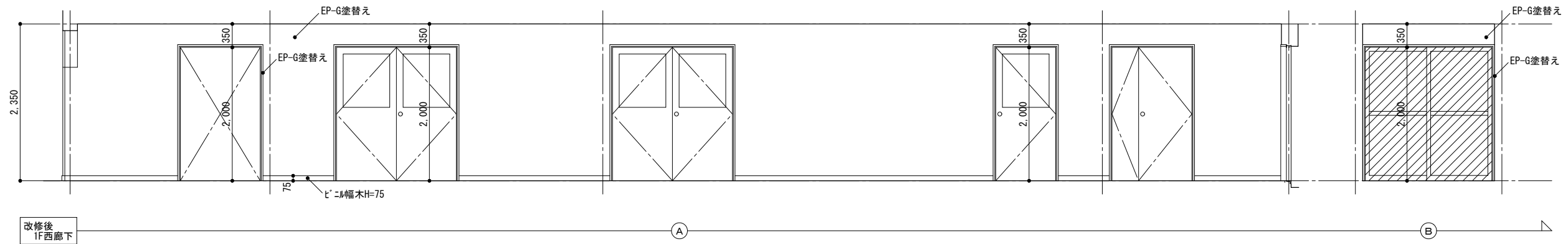
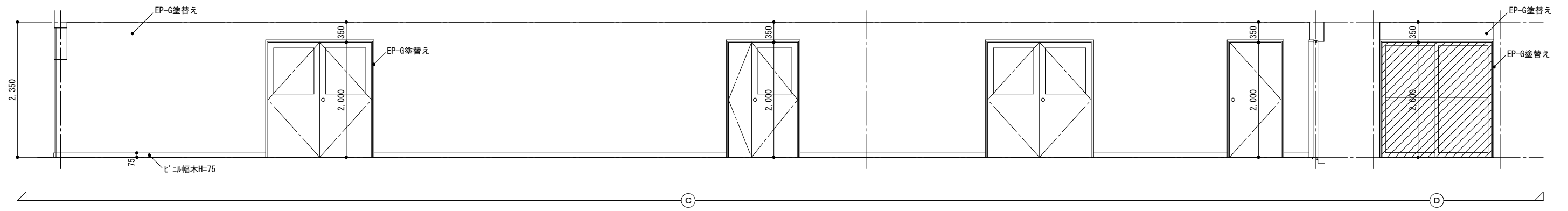
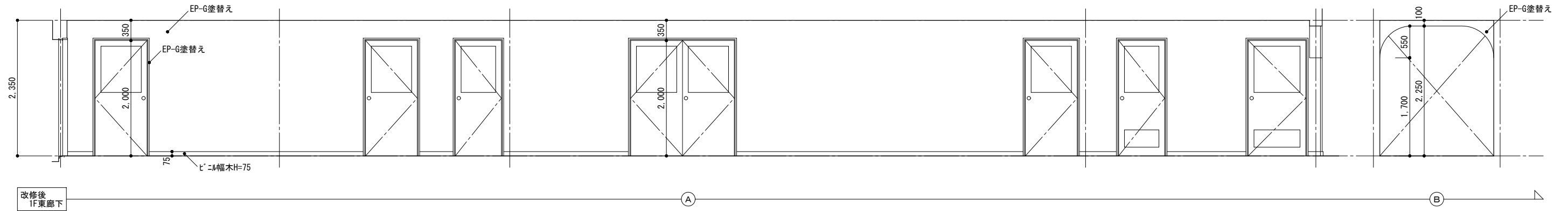
は既存のままを示す
 ※特記なきカーテンBOX・見え掛り木部・鉄部はEP-G塗替え

徳島県土整備部営繕課	●工事名	R1営繕 旧果樹研究所 勝・沼江 本館等機能強化工事建築	●図面番号	A-49	株式会社 岡島建築事務所 1級建築士登録 第344068号 瀬尾 卓芳
	●図面名	改修後展開図6	●縮尺	A2:1/50, 1/20 A3:1/70, 1/28	



は既存のままを示す ※特記なきカーテンBOX・見え掛り木部・鉄部はEP-G塗替え

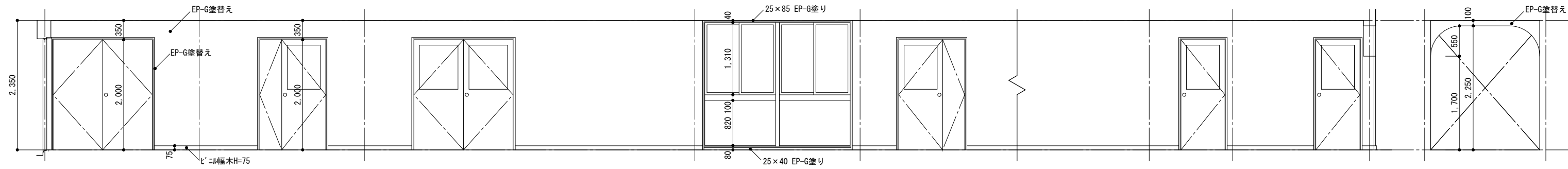
徳島県県土整備部営繕課	●工事名	●図面番号	株式会社 岡島建築事務所 1級建築士登録 第344068号 瀬尾 卓 芳
	R1営繕 旧果樹研究所 勝・沼江 本館等機能強化工事建築	A-51	
	●図面名	●縮尺	
	改修後展開図8	A2:1/50 A3:1/70	



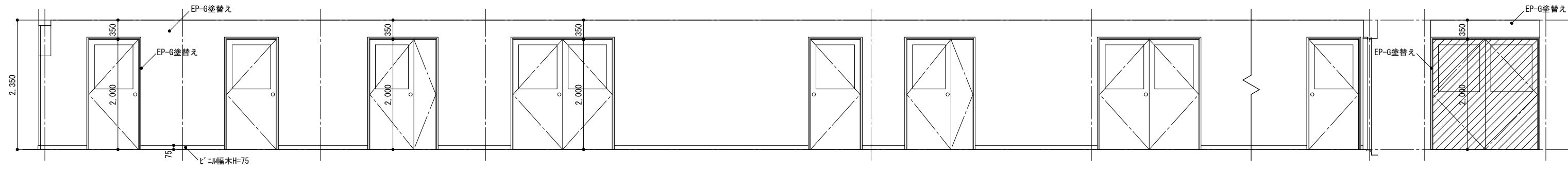
は既存のままを示す

※特記なきカーテンBOX・見え掛り木部・鉄部はEP-G塗替え

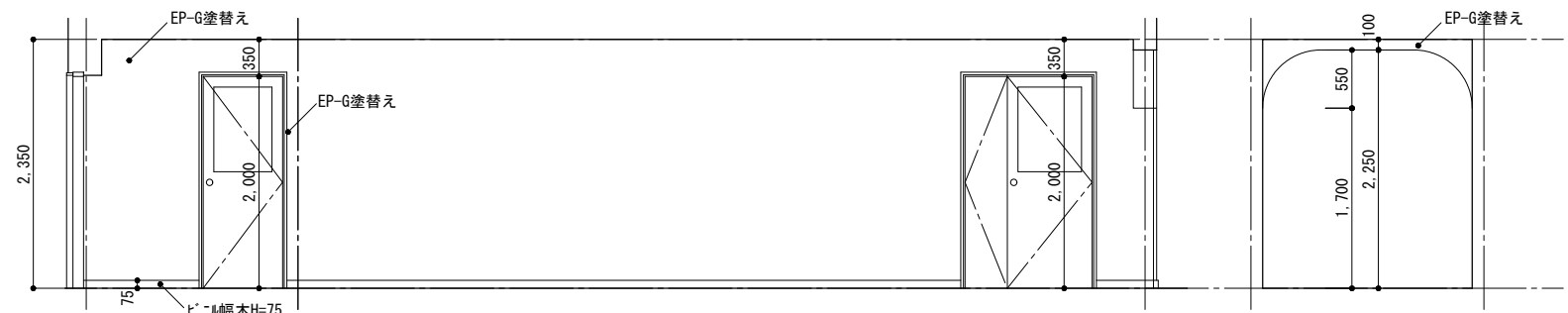
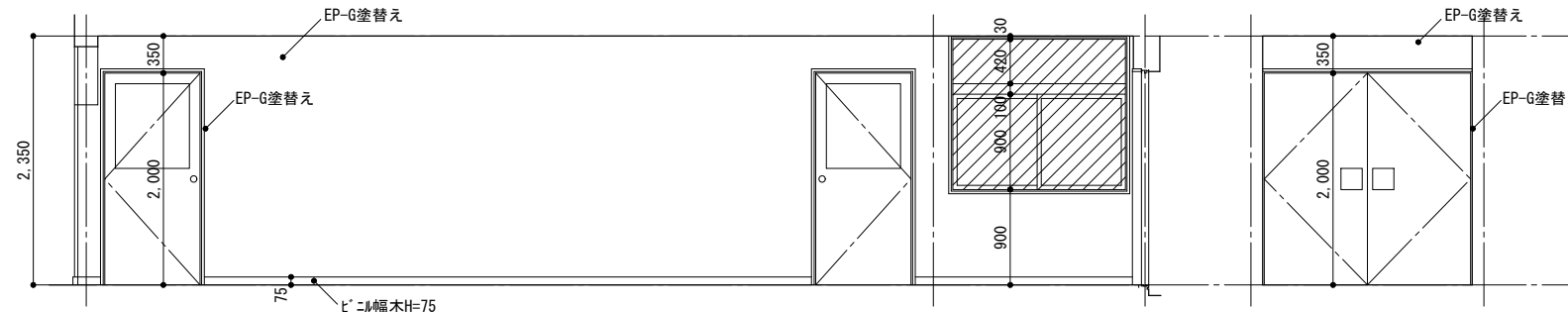
徳島県土整備部営繕課	●工事名	●図面番号	株式会社 岡島建築事務所 1級建築士登録 第344068号 瀬尾 卓芳
	●図面名	●縮尺	
	R1営繕 旧果樹研究所 勝・沼江 本館等機能強化工事建築	A-52	
	改修後展開図9	A2:1/50 A3:1/70	




改修後
2F東廊下

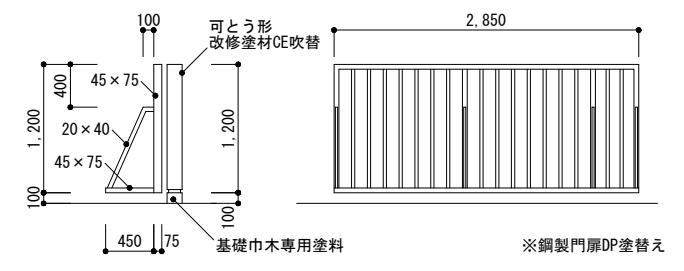
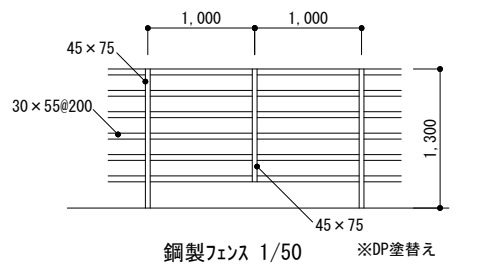
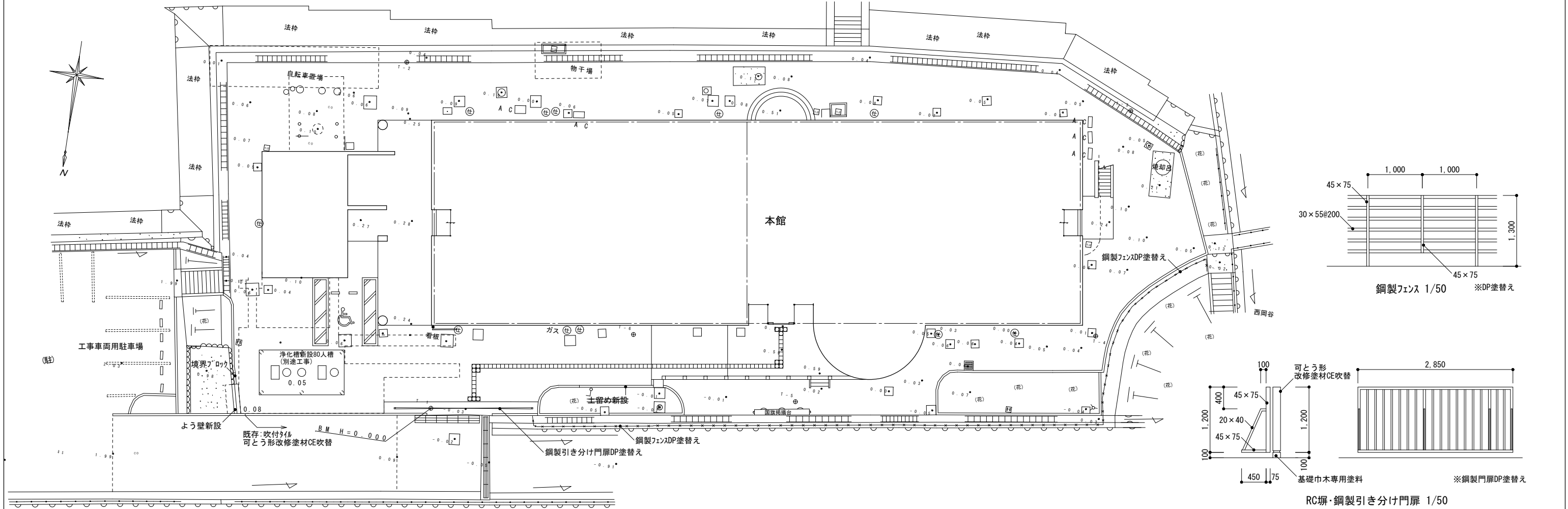
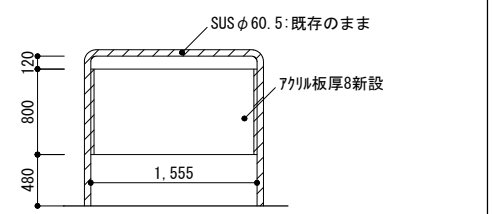
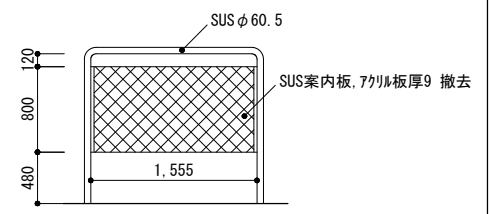
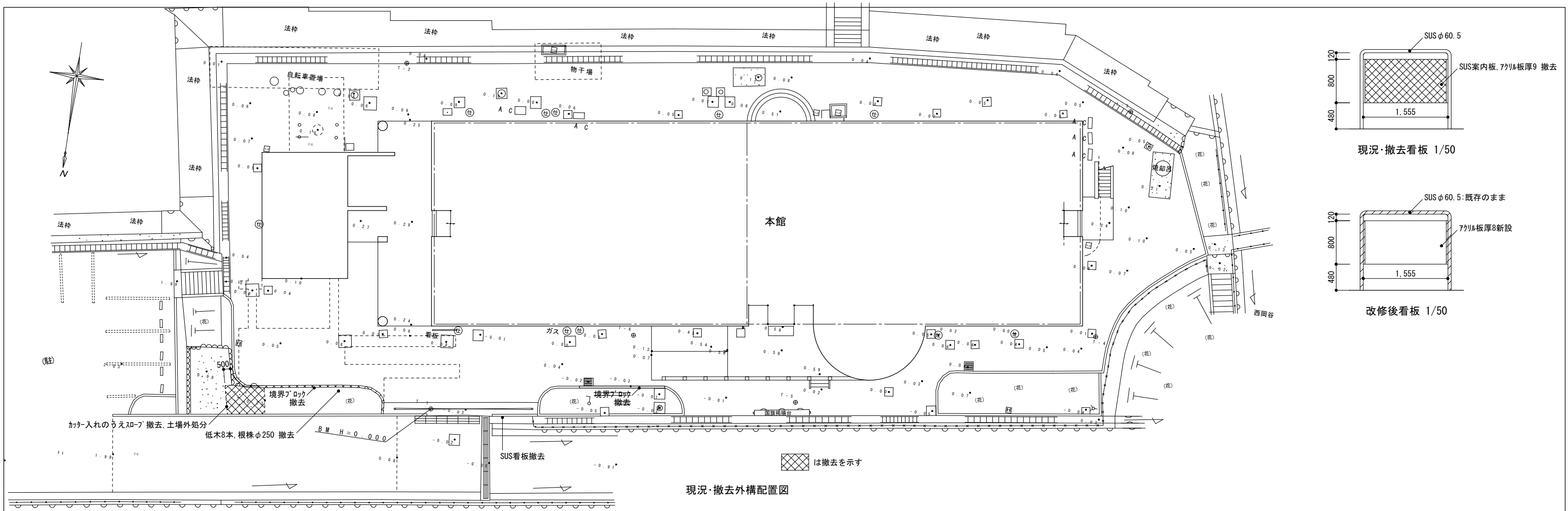


改修後
2F西廊下



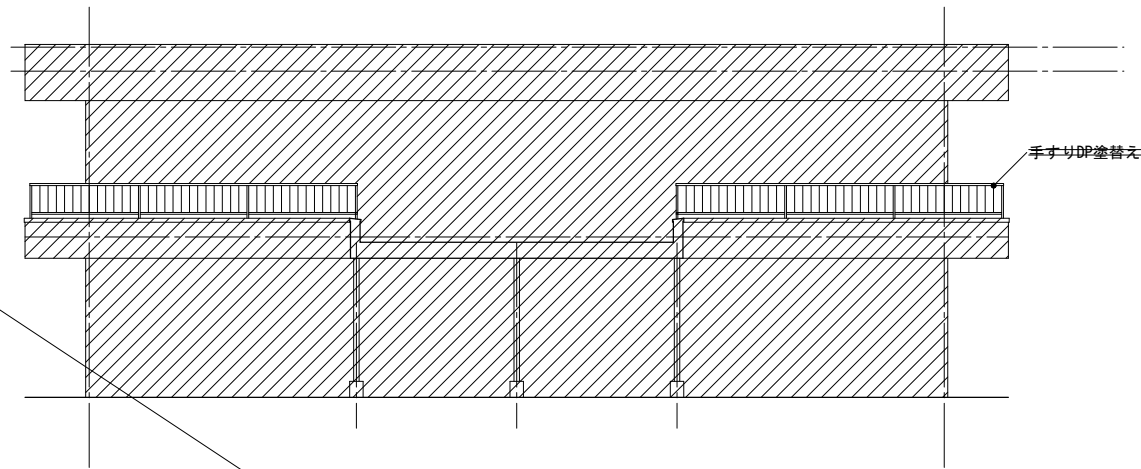
 は既存のままを示す
 ※特記なきカーテンBOX・見え掛り木部・鉄部はEP-G塗替え

徳島県土整備部営繕課	●工事名	R1営繕 旧果樹研究所 勝・沼江 本館等機能強化工事建築	●図面番号	A-53	株式会社 岡島建築事務所 1級建築士登録 第344068号 瀬尾 卓芳
	●図面名	改修後展開図10	●縮尺	A2:1/50 A3:1/70	

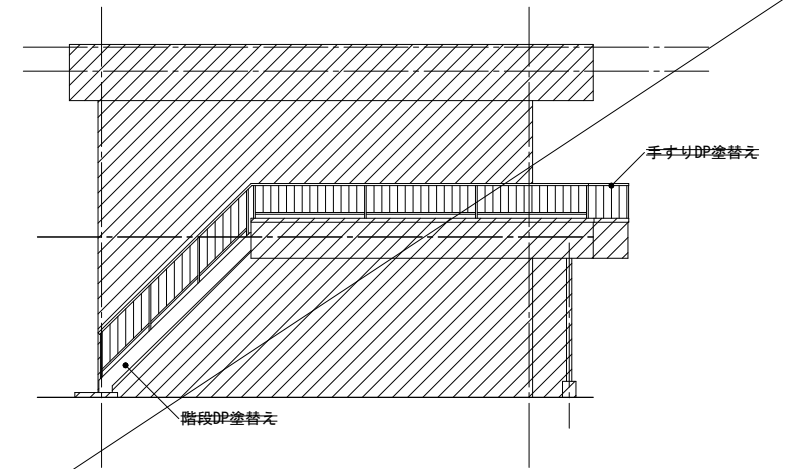


改修後外構配置図

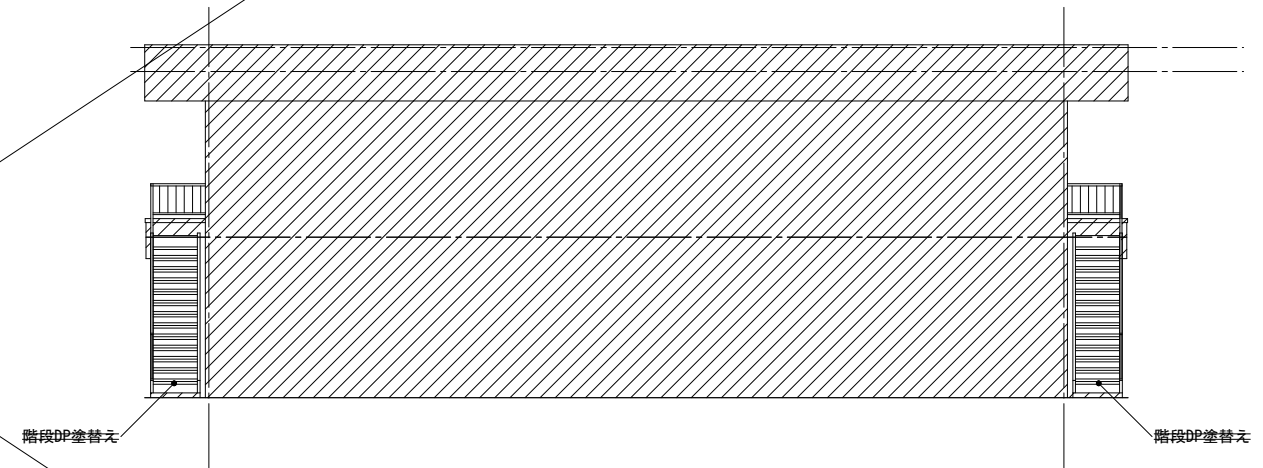
徳島県土整備部営繕課	●工事名	R1営繕 旧果樹研究所 勝・沼江 本館等機能強化工事建築	●図面番号	A-54	株式会社 岡島建築事務所 1級建築士登録 第344068号 瀬尾 卓芳
	●図面名	外構図	●縮尺	A2:1/200, 1/50 A3:1/282, 1/70	



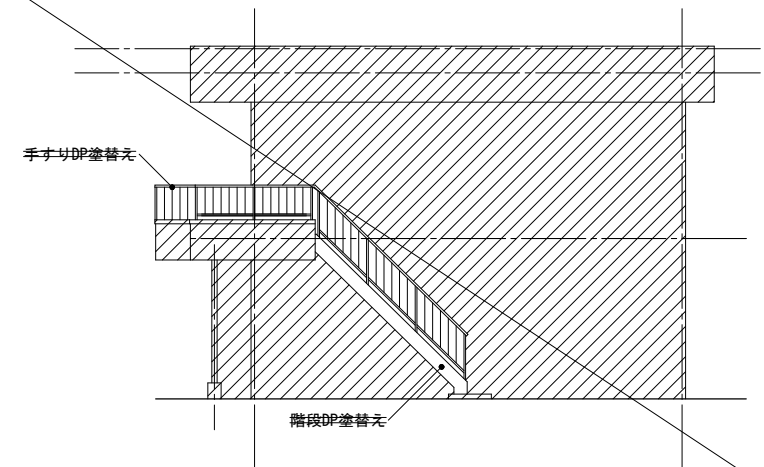
南立面图 1/100



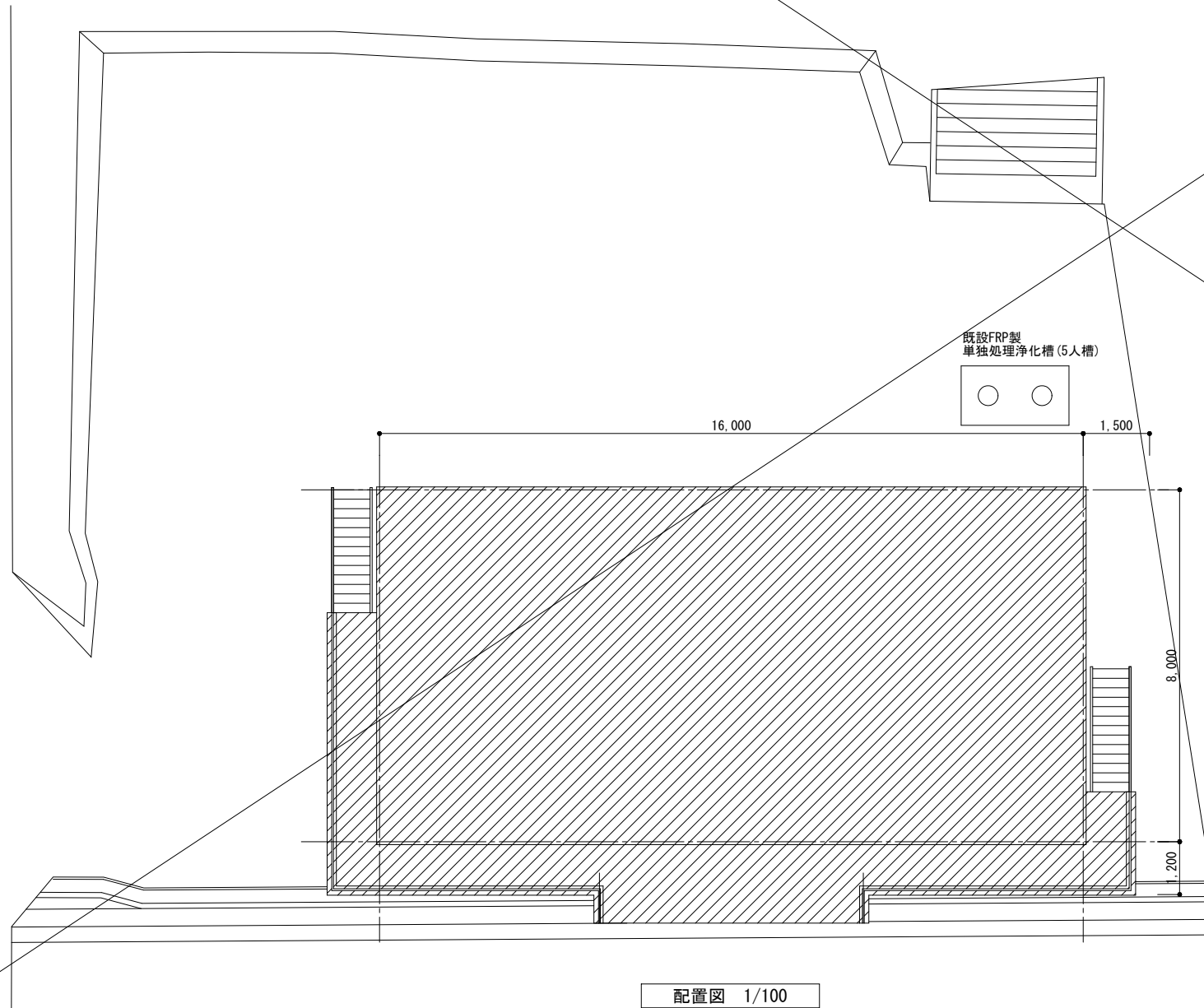
西立面图 1/100




北立面图 1/100



東立面图 1/100

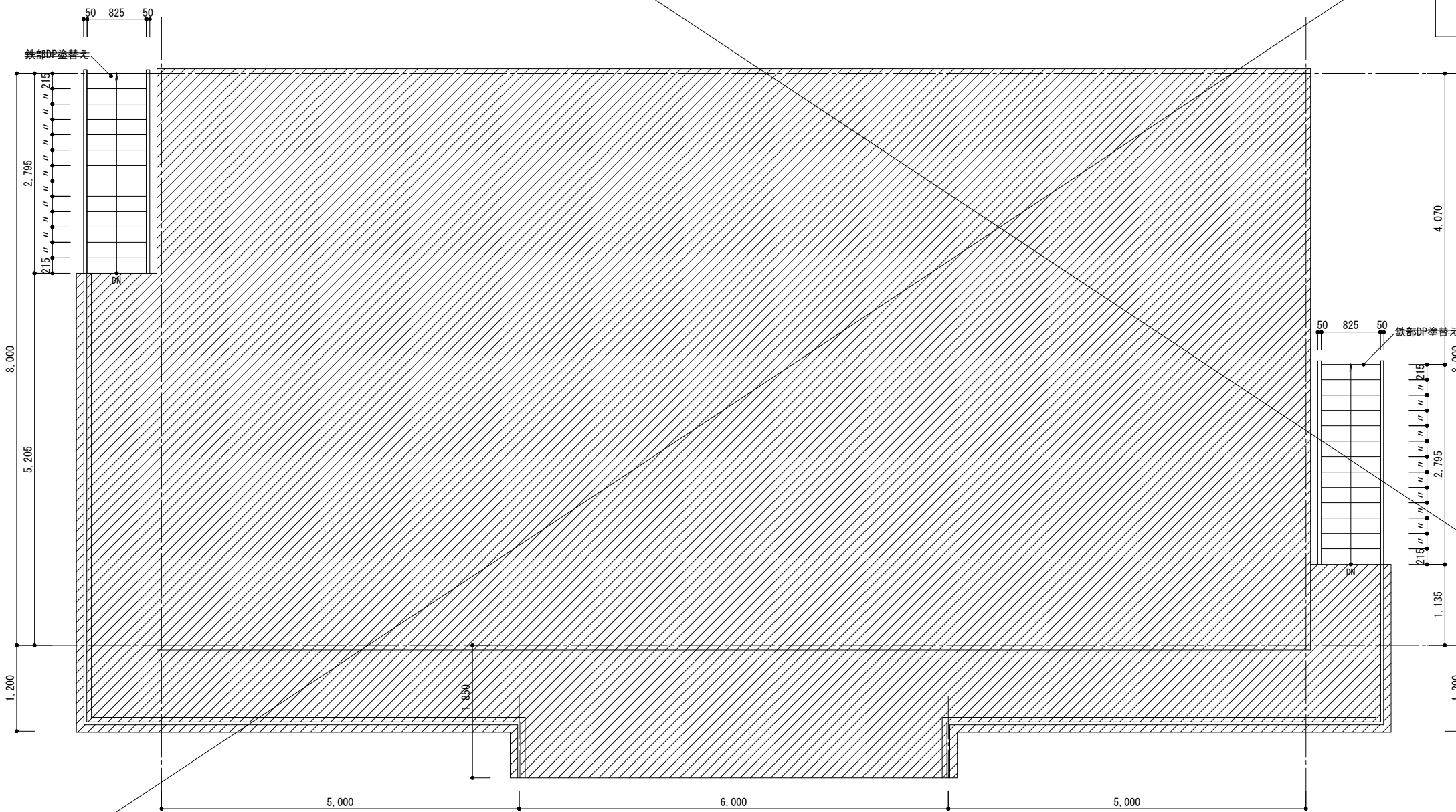
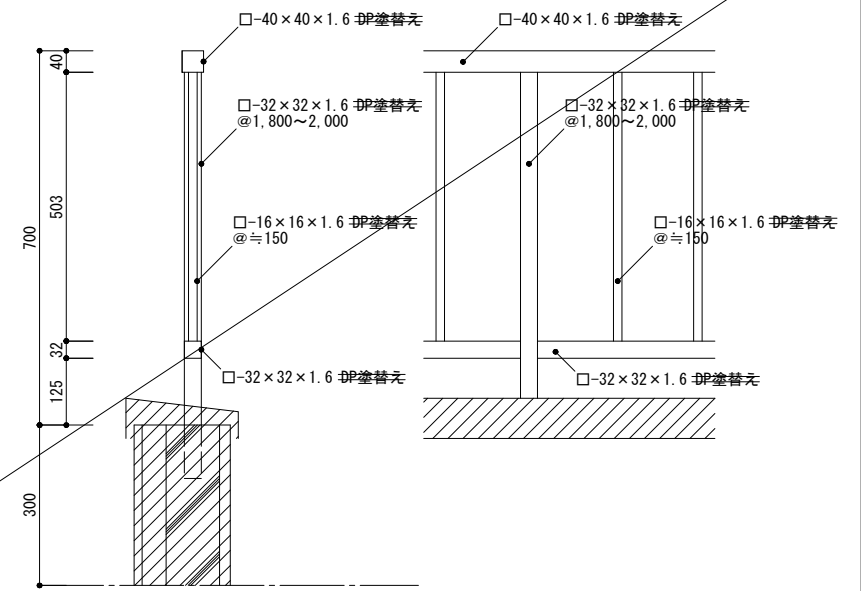


配置图 1/100

 は既存のままを示す

	徳島県土整備部営繕課 R1営繕 旧果樹研究所 勝・沼江 本館等機能強化工事建築 管理資材棟 配置図、立面図	●工事名 R1営繕 旧果樹研究所 勝・沼江 本館等機能強化工事建築 ●図面名 管理資材棟 配置図、立面図	●図面番号 A-55 ●縮尺 A2:1/100 A3:1/141	株式会社 岡島建築事務所 1級建築士登録 第344068号 瀬尾 卓芳
--	---	---	--	---

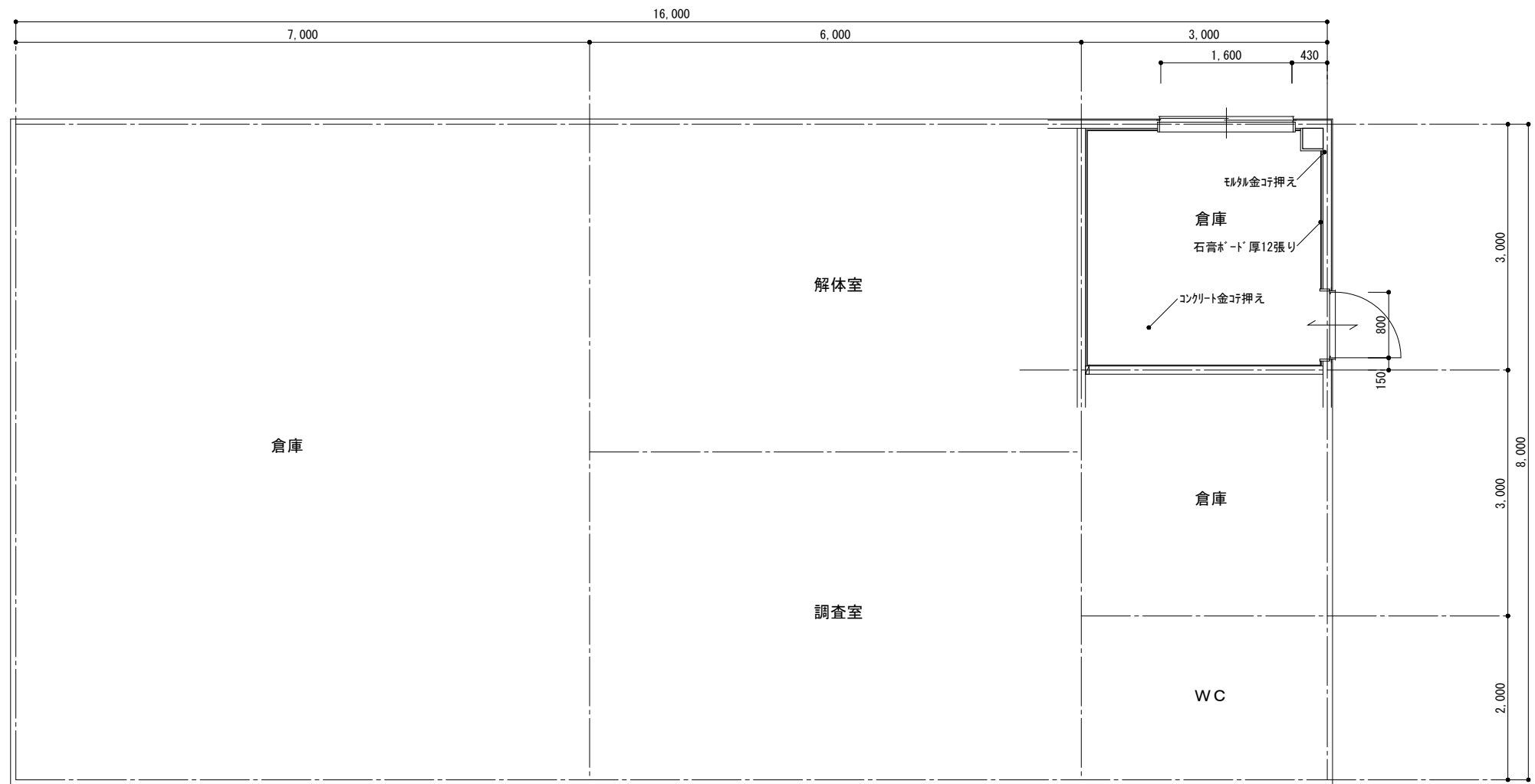
2F通路手摺詳細図 1/10



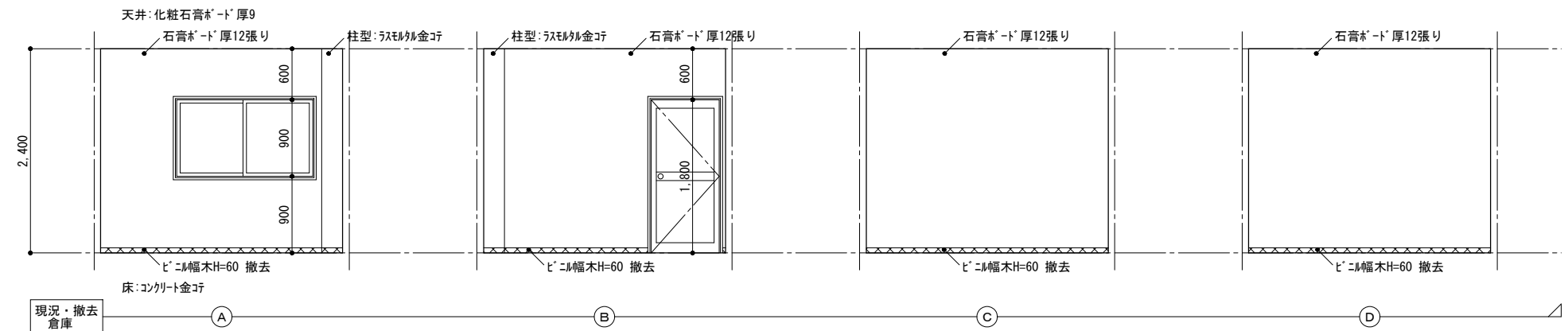
2階平面図 1/50

は既存のままを示す

徳島県土整備部営繕課	●工事名	R1営繕 旧果樹研究所 勝・沼江 本館等機能強化工事建築	●図面番号	A-56	株式会社 岡島建築事務所 1級建築士登録 第344068号 瀬尾 卓芳
	●図面名	管理資材棟 2階平面図, 詳細図	●縮尺	A2:1/50, 1/10 A3:1/70, 1/14	



現況・撤去1階平面図 1/50



	徳島県土整備部営繕課	●工事名	●図面番号	株式会社 岡島建築事務所 1級建築士登録 第344068号 瀬尾 卓 芳
		R1営繕 旧果樹研究所 勝・沼江 本館等機能強化工事建築	A-57	
		●図面名	●縮尺	
		管理資材棟 現況・撤去便所図	A2:1/50 A3:1/70	

